



HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	「満蒙開拓青少年義勇軍」の変容（1938～1941年）：「郷土部隊編成」導入の意義
Author(s)	白取, 道博
Citation	北海道大學教育學部紀要, 54, 33-96
Issue Date	1990-02
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/29341
Type	departmental bulletin paper
File Information	54_P33-96.pdf



「満蒙開拓青少年義勇軍」の変容 (1938～1941年)

——「郷土部隊編成」導入の意義——

白 取 道 博

The Transformation of “Manmô-Kaitaku-Seisyônen-Giyûgun”
(Emigration of Youth Troops to Manchuria-Mongolia Areas)
from 1938 to 1941 : The Introduction of “Kyôdo-Butai-Hensei”
(Troops from the Participants’ Hometowns) and its Implications

Michihiro SHIRATORI

目 次

はじめに	33
(注)	42
I. 募集・送出計画の始動	
1. 募集・送出の開始	44
(注)	49
2. 応募者数の低落	50
(注)	58
II. 「郷土部隊編成」の導入	
1. 「拓植訓練」の試行と募集源の転換	60
(注)	64
2. 「郷土部隊」の編成	65
(注)	77
3. 「郷土部隊編成」の浸透	80
(注)	90
むすび	93

はじめに

〔課題の限定〕

筆者はこれまで「満蒙開拓青少年義勇軍」(以下、義勇軍と略記する)をめぐる、次の2点にわたって考察を加えてきた。

第1は、義勇軍の募集・送出が「満州」(以下、括弧を略す)に対する農業移民政策の一環として具体化する歴史的過程の検討である⁽¹⁾。主要には、①義勇軍の募集・送出は、日中戦争の全面化以降満州農業移民の軍事・治安上の役割に対する陸軍＝関東軍の期待が肥大化する状況の下、大量送出の容易さと実行経費の安価さという点から成人移民の代位・補完を企図して政策化されたこと、②政策化の起点は「青年農民訓練所(仮称)創設要綱」(1937年7月15日)に基づく青少年移民計画にあり、その規模を拡大して改編したものが義勇軍の送出計画であったこと、

③従来政策化の直接的契機として理解されてきた「満蒙開拓青少年義勇軍編成ニ関スル建白書」(1937年11月3日)は、青少年移民が「満蒙開拓青少年義勇軍」なる呼称で実行される契機ではあったが、政策化過程における意義は寡少であったことを明らかにした。

そして第2は、満州移民政策遂行上の諸原則を網羅した「満州開拓政策基本要綱」(1939年12月22日)における義勇軍関係規定の意義の検討である⁽²⁾。その際、義勇軍に対する移民関係機関の位置づけを集約的に体现した「満州開拓青年義勇隊訓練所」に焦点を合せ、主要には、①「基本要綱」の義勇軍関係規定は、「満州開拓青年義勇隊組織要綱案」に盛られた関東軍の構想を基礎に、拓務省の手になる「満州開拓青年義勇隊要綱案(満蒙開拓青少年義勇軍)」を介して成文化されたが、拓務省案の実質的な影響は限られたものであったこと、②「基本要綱」に基づいて新設・改編され、1940年には94を数えた訓練所の大半は、「北辺振興計画」に即応して対ソ戦略上の枢要地と目される地域に配置されていたこと、③主軸である農業移民として定着させるための甲乙2種の訓練所の内、訓練所開設地に入植する甲種訓練所は、集団移民の入植が進捗していない地域に多く配置されていたこと、④訓練所開設地と異なる地域に入植させる乙種訓練所の内、南満州鉄道株式会社(満鉄)経営のものは主要鉄道線に沿って散在し、それ以外のものは関東軍の陣地構築地域と強い相関を持つ分布を示していたことを明らかにした。

本稿はこれらの基礎的知見を踏まえ、義勇軍の募集・送出過程について考察しようとするものである。まず、全般的な募集・送出状況を概観しておこう。

義勇軍の募集・送出は1938年に始まり、日本の満州支配の基盤である「満州国」の瓦解によってその意義を失う1945年まで強力に進められた。拓務省を主務官庁とする募集・送出活動の大まかな流れについて言えば、まず送出計画人員から導いた割当人員の充足を目処として道府県単位に募集を行ない、各道府県において採用された応募者を茨城県の内原訓練所において隊組織に編成した後、満州に散在する訓練所に送出することになっていた。

第1表は、各年度の計画人員、道府県に対する割当人員、内原訓練所への入所人員、そして内原訓練所からの送出人員を通観したものである⁽³⁾。また第2表は、1938～1940年度についてのみではあるが、道府県における応募・採用状況を示したものである。そして第3表は、1938～1941年度についてのみではあるが、道府県別の割当人員と内原訓練所入所人員の推移を示したものである⁽⁴⁾。さらに第4表および第5表は、第3表に基づき、割当人員総数と入所人員総数の相関および割当人員充足率と入所人員総数の相関を示したものである。

第1表において注目すべきは、1940年度から1941年度にかけての変化である。1941年度においては、それ以前に比して計画人員・割当人員が大幅に縮減されている一方、1939年度に急落した入所人員・送出人員がある程度回復している⁽⁵⁾。第2表によれば、応募人員は1940年度には初年度の3割程度にまで減少する一方、採用率は上昇している。1939年度から1940年度にかけて入所人員が微増している要因の一斑は、採用率の上昇にあるのであろう。1941年度の応募人員・採用人員はわからないけれども、仮に採用率がより上昇していたとしても、1941年度の入所人員の増加が応募人員の増加に因っていることは明白である。1941年度以降の計画人員・割当人員の縮減と考え合せると、1940年度から1941年度にかけての数値の変化は、8年にわたる募集・送出過程を区分する事態がこの時期に生じていることを示唆している。

第3表・第4表・第5表からは、①割当人員・入所人員の双方において長野県が抜きんでて数値が大きいけれども、割当人員の充足率の面では長野県は平均的であること、②割当人員の充足率は山口県が最も高いけれども、入所人員の構成比を勘案すると充足の度合が実質的には広島県

が高いことが確認できる。

第1表 「満蒙開拓青少年義勇軍」送出状況（1938～1945年度）

年次	1938	1939	1940	1941	小計	1942	1943	1944	1945	合計
計画人員(A)	30,000	30,000	30,000	12,600	102,600	10,200	15,000	13,500	10,000	151,300
割当人員(B)	31,300	32,050	32,200	12,600	108,150	17,450	15,000	13,500	—	—
入所人員(C)	24,365	9,508	9,618	13,335	56,826	12,631	11,510	11,640	—	—
送出人員(D)	21,999	8,887	8,922	12,622	52,430	11,795	10,658	7,799	3,848	86,530
(D)/(A) %	73.3	29.6	29.7	100.2	51.1	115.6	71.1	57.8	38.5	57.2
(C)/(B) %	77.8	29.7	30.1	105.8	52.5	72.4	76.7	86.2	—	—

- (*) (A)のうち、1938～1943年度は「義勇軍各府県年度別割当数送出数一覧表」（満州移住協会『開拓』第7巻第5号、1943年5月、16～17頁）の「備考 予算計画人員（中隊数）」、1944年度は『満州開拓年鑑 昭和十九年版』（満州国通信社、1944年、90頁）、1945年度は「昭和二十年三月国民学校修了者ノ職業指導及職業紹介ニ関スル件」（1944年10月2日付国民勤労働員署長・地方事務所長・国民学校長宛警察部長・内政部長通牒、『長野県報』第1812号）による。なお、1938～1943年度に関する出典においては人員数と中隊数が併記されており、それを1中隊の人員数を300名として人員数に換算すると、1942年度についてのみ人員数と中隊数（44個中隊）が一致しないが、ここでは人員数采用了。
- (*) (B)・(C)のうち、1938～1943年度は「義勇軍各府県年度別割当数送出数一覧表」（満州移住協会『開拓』第7巻第5号、1943年5月、16～17頁）による。なお、原表の「割当数」は1942年度についてのみ、神奈川県（100名）・福岡（150名）・沖縄（100名）の3県を除いて中隊数で記されている。総数は58中隊となっているが、上記3県で1中隊と見なしたのか、他府県の合計は57中隊となる。これを採り、1中隊を300名として人員数に換算した。1944年度は「満蒙開拓青少年義勇軍各府県年度別割当数と入所実数」（櫻本富雄『満蒙開拓青少年義勇軍』、青木書店、1987年、74～75頁）による。また、1945年度は未詳である。
- (*) (C)は内原訓練所入所人員である。ただし原表では、1938～1943年度については「送出数」、1944年度については「送出人員」として掲記されている。1938～1943年度に関する限り、それが内原訓練所入所人員であることは、拓務大臣官房文書課『昭和十三年 拓務統計』（日本拓殖協会、1940年、189頁）所載の「青少年義勇軍応募及入所人員表 昭和十四年十二月十二日現在」および同『昭和十四年 拓務統計』（日本拓殖協会、1941年、187頁）所載の「青少年義勇軍応募及入所人員表 昭和十五年十二月十二日現在」から判断した。前者は1938・1939年両年度において、また後者は1939・1940年両年度について、それぞれ「配当人員」・「応募人員」・「採用人員」・「内原入所人員」の4項目に分けて数値を掲記しており（ただし、1940年度については「配当人員」不掲載）、このうちの1938年度と1940年度の「内原入所人員」の数値がさきの「送出数」と一致している。なお、1944年度に関しては内原訓練所入所人員であると特定することはできないが、ここで依拠した1938～1943年度の「送出数」と同様に扱われている。
- (*) (D)は、満州開拓史復刊委員会『満州開拓史』、全国拓友協議会、1980年、316頁。なお、同書によれば「内原訓練所に残っていた送出名簿」に基づく数値である。

第2表 応募・採用状況の変化（1938～1940年度）

年次	1938	1939	1940
応募人員(A)	32,782	12,020	11,073
採用人員(B)	26,495	10,001	10,274
(B)/(A) (%)	80.8	83.2	92.8
(A)の対初年度比 (%)		36.7	33.8

- (*) 拓務大臣官房文書課編『昭和十三年 拓務統計』（日本拓殖協会、1940年）、189頁および同『昭和十四年 拓務統計』（日本拓殖協会、1941年）、187頁より作成。

第3表 道府県別内原訓練所入所状況(1938~1941年度)

	1938年度		1939年度		1940年度		1941年度		合 計		割当人員 充足率 (%)	入所人員 構成比 (%)
	割 当	入 所	割 当	入 所	割 当	入 所	割 当	入 所	割 当	入 所		
北海道	500	669	1,500	248	0	44	100	19	2,100	980	46.7	1.72
青森	600	378	600	108	500	178	300	223	2,000	887	44.4	1.56
岩手	700	561	800	125	650	92	200	332	2,350	1,110	47.2	1.95
宮城	1,000	836	1,000	168	800	155	350	118	3,150	1,277	40.5	2.25
秋田	800	555	600	83	600	29	100	103	2,100	770	36.7	1.36
山形	1,300	1,201	1,300	371	1,100	302	350	492	4,050	2,366	58.4	4.16
福島	900	887	1,000	300	1,000	325	500	466	3,400	1,978	58.2	3.48
茨城	700	627	900	320	800	167	250	289	2,650	1,403	52.9	2.47
栃木	600	490	600	296	1,000	344	300	471	2,500	1,601	64.0	2.82
群馬	800	623	800	175	700	93	250	319	2,550	1,210	47.5	2.13
埼玉	700	477	700	118	650	206	300	490	2,350	1,291	54.9	2.27
千葉	400	199	400	109	400	76	200	98	1,400	482	34.4	0.85
東京	200	248	600	205	700	219	250	286	1,750	958	54.7	1.69
神奈川	200	87	250	72	350	38	50	33	850	230	27.1	0.41
新潟	1,000	757	1,000	331	1,000	359	500	381	3,500	1,828	52.2	3.23
富山	500	391	600	222	750	236	250	250	2,100	1,099	52.3	1.93
石川	1,500	1,018	900	300	800	278	250	261	3,450	1,857	53.8	3.27
福井	500	315	500	178	500	293	300	233	1,800	1,019	56.1	1.79
山梨	500	393	700	103	700	196	250	292	2,150	984	45.8	1.73
長野	1,700	1,499	1,800	682	2,500	638	900	814	6,900	3,633	52.7	6.39
岐阜	500	501	850	299	750	330	300	444	2,400	1,574	65.6	2.77
静岡	500	446	550	296	700	347	500	509	2,250	1,598	71.0	2.81
愛知	400	360	450	298	500	202	200	239	1,550	1,099	70.9	1.93
三重	400	248	400	188	450	120	100	234	1,350	790	58.5	1.39
滋賀	300	300	300	175	350	108	150	285	1,100	832	75.6	1.46
京都	450	325	500	251	500	130	150	228	1,600	934	58.4	1.64
大阪	200	198	500	225	700	321	350	278	1,750	1,022	58.4	1.80
兵庫	400	409	600	232	700	213	250	242	1,950	1,096	56.2	1.93
奈良	100	121	250	74	350	127	150	176	850	498	58.6	0.88
和歌山	750	426	500	129	500	88	150	142	1,900	785	41.3	1.38
鳥取	700	339	400	147	700	328	350	414	2,150	1,228	57.1	2.16
島根	200	213	400	124	500	271	350	184	1,450	792	54.6	1.39
岡山	800	639	800	222	650	137	250	234	2,500	1,232	49.3	2.17
広島	800	617	900	389	900	508	600	762	3,200	2,276	71.1	4.01
山口	300	271	400	197	400	362	300	524	1,400	1,354	96.7	2.38
徳島	400	371	500	113	400	107	150	467	1,450	1,058	73.0	1.86
香川	1,300	835	800	186	600	221	250	290	2,950	1,532	51.9	2.70
愛媛	600	411	600	255	600	244	300	310	2,100	1,220	58.1	2.15
高知	500	308	300	90	350	77	100	102	1,250	577	46.2	1.02
福岡	300	258	300	144	350	105	150	103	1,100	610	55.5	1.07
佐賀	1,100	898	900	73	700	23	150	98	2,850	1,092	38.3	1.92
長崎	800	652	600	153	700	102	150	97	2,250	1,004	44.6	1.77
熊本	1,300	1,039	1,000	233	1,000	307	500	415	3,800	1,994	52.5	3.51
大分	1,000	567	800	131	700	80	150	167	2,650	945	35.7	1.66
宮崎	400	287	500	101	450	238	250	200	1,600	826	51.6	1.45
鹿児島	1,300	956	1,000	168	1,000	180	250	164	3,550	1,468	41.4	2.58
沖縄	400	195	400	101	350	74	100	57	1,250	427	34.2	0.75
計	31,300	24,365	32,050	9,508	32,200	9,618	12,600	13,335	108,150	56,826	52.5	100.00

(*) 満州移住協会『開拓』第7巻第5号, 1943年5月, 16~17頁より作成。

第4表 道府県別割当人員・入所人員の相関（1938～1941年度）

入所 割当	0～	500～	1000～	1500～	2000～	2500～
500～	神奈川 奈良					
1000～	千葉 沖縄	三重 島根 福岡	滋賀 高知	山口 徳島		
1500～		東京 京都 和歌山 宮崎	福井 愛知 大阪 兵庫			
2000～		北海道 青森 秋田 山梨	岩手 埼玉 富山 鳥取 愛媛 長崎	岐阜 静岡		
2500～		大 分	茨城 群馬 岡山 佐賀	栃木 香川		
3000～			宮 城	福島 石川	広 島	
3500～			鹿児島	新潟 熊本		
4000～					山 形	
4500～						長 野

(*) 第3表より作成。

第5表 道府県別割当人員充足率・入所人員の相関（1938～1941年度）

入所 充足率	0～	500～	1000～	1500～	2000～	2500～
20.0～	神奈川					
30.0～	千葉 沖縄	秋田 大分	佐 賀			
40.0～		北海道 青森 山梨 和歌山 高知	岩手 宮城 群馬 岡山 長崎 鹿児島			
50.0～	奈 良	東京 三重 京都 島根 福岡 宮崎	茨城 埼玉 富山 福井 大阪 兵庫 鳥取 愛媛	福島 新潟 石川 香川 熊本	山 形	長 野
60.0～				栃木 岐阜		
70.0～		滋 賀	愛知 徳島	静 岡	広 島	
80.0～			山 口			

(*) 第3表より作成。

ところで、長野県・広島県は山形県・新潟県・熊本県と共に移民関係の主管課として「拓務課」が特設されたことに象徴されるように⁽⁶⁾、義勇軍のみならず成人移民の送出活動も盛んであった地域として知られているが、総じて義勇軍の送出状況と一般の成人移民の送出状況とは必ずしも一致しない。第6表は、1945年5月現在の調査に基づく送出数によって序列化した道府県の順位を相関させたものである⁽⁷⁾。序列が同様の圏内にあるのは、長野・山形・福島・新潟4県のほか9県である。残りの道府県の序列は、義勇軍と成人移民とは一致しない。義勇軍の送出数において上位にある栃木・鳥取・大阪・徳島などは、成人移民の送出数においては下位に位置している。逆に、成人移民の送出数において上位にある秋田・高知・群馬・富山・奈良などは、義勇軍の送出数において下位に位置している。こうした点は、義勇軍の送出状況の特徴が成人移民とは別の条件によってもたらされていることを示唆している。

このような人員数の面における変化のみならず、1940年度から1941年度にかけては、中隊の編成形態においても変化が生じている。第7表は、義勇軍の訓練組織の基礎単位である中隊について、その構成員の出身県の数に応じて各年度毎に分類したものである。ただ、調査時期が後年であり、また中隊の編成替えもしばしば行なわれたから、当時の状況を正確に反映していないことも予想されるけれども、おおよその傾向は知ることができる。これによれば、同一府県の出身者で構成する中隊が1940年度に急増し、1941年度以降大半を占めるに至っている。これに対して、構成員の出身府県が複数の中隊は1938・1939年度においては一般的形態であったけれども、1940年度に急減し、1941年度以降はきわめて少数になっているのである。

本稿の課題は、こうした1940年から1941年にかけての募集・送出過程の変容に焦点を合せ、それを招来したと考えられる「郷土部隊編成」なる募集・送出方策の導入の意義を明らかにすることにある。

第6表 道府県別義勇軍・成人移民送出数順位の相関

成人 義勇軍	1～10	11～20	21～30	31～40	41～47
1～10	長野 山形 福島 新潟	広島 静岡 石川 山口	岡 山	栃 木	
11～20	熊本 岐阜 宮城	香 川	愛媛 鹿児島 兵庫	鳥取 大阪	徳 島
21～30	東 京	岩手 青森	福井 埼玉 山梨	茨城 京都 和歌山	大 分
31～40	秋 田	群馬 富山	佐 賀	宮崎 島根 福岡	愛知 長崎 滋賀
41～47	高 知	奈 良	三重 沖縄	北海道	千葉 神奈川

(*) 満州開拓史復刊委員会『満州開拓史』、全国拓友協議会、1980年、464～465頁より作成。

第7表 編成県数別渡満中隊数(1938～1945年度)

年 次	1938	1939	1940	1941	1942	1943	1944	1945
1 県編成	5	1	19	42	39	43	36	8
2 県編成	13	3	3	5	7	2	4	0
3 県以上	50	39	14	4	3	2	2	1
計	68	43	36	51	49	47	42	9

(*)「全中隊隊歴表（1980年4月1日全国拓友協議会調べ）」（満州開拓史復刊委員会『満州開拓史』，全国拓友協議会，1980年，325～337頁）により作成。

「郷土部隊編成」と公教育

「郷土部隊」とは、同一地域（郡単位・道府県単位）の出身者で構成する小隊・中隊の呼称である。前述したように、1940年から1941年にかけて「郷土部隊」，就中「郷土中隊」は義勇軍の主要な編成形態となり、それに伴って、それまで一般的であった出身府県が複数の中隊は「混成中隊」と称えられるようになった。こうした「混成中隊」から「郷土中隊」への移行は、他でもなく、移民関係機関の作為の結果であった。

当事者の手になる回想録・中隊史の類も含めて、これまでの義勇軍に関する論考においては、「郷土部隊」・「郷土中隊」なる用語はしばしば見受けられるが、募集・送出過程における「混成中隊」から「郷土中隊」への推移の意義について論及したものは必ずしも多くはない。ここでは、『凍土の碑』（教育報道社，1981年）と『先生忘れないで!』（梨の木社，1988年）に窺うことのできる陳野守正の所論を手がかりとして、課題をより明確にしておきたい⁽⁸⁾。

まず、『凍土の碑』において陳野は「教師と『義勇軍』」の章をおこし、応募者の減少に対する拓務省の対応について以下のように述べている。

「はじめの盛況から応募者が予定人員を割ってくると、拓務省は各道府県ごとの中隊編成方針を打出した。このこと自体が割当てであるが、この方針が現場に与えた影響は極めて大きかった。」（103頁）

ここから確認すべきは、「各道府県ごとの中隊編成方針」すなわち「郷土部隊編成」の方針が募集活動の不振の打開策として打ち出されたということである。その「郷土部隊編成」が重大な「影響」を及ぼしたという「現場」とは、言うまでもなく募集活動の「現場」であり、それは他でもなく学校、とりわけ高等小学校のことであった。陳野は、上引した中隊編成方針の変化に関する記述とは別の文脈においてではあるが、以下のように述べている。

「応募者減少化の対策として喜多一雄『満州開拓論』によると組織的に行なう，高等小学校卒業総数の一割程度を標準とする，との募集方針を立て，高等小学校卒の確実な把握をめざした。」（110頁）

「学校割当てが厳しくなったのは、さきにみた高等小学校卒にねらいをつけて、応募不振の挽回をはかった昭和十六年度募集時からである。」（108頁）

陳野の依拠した喜多の見解を示せば、以下のようである。

「義勇隊送出の挽回策としては、農村の浮動人口を対象とせず、適確に全国高等小学の毎年度卒業生を把握すること、その方法は飽くまで組織的なこと、その数は卒業生総数の一割程度を標準とし、無理な送出計画を圧縮することにすれば、大過なく計画と実績との一致が見得られるに違ひない。斯くて第五年次（1941年—引用者）は右の如き方法を全面的に採用した結果、前表の如くほぼ完全な成果（計画人員の充足の意—引用者）を^(ママ)治めるに至ったのであって、今後も之と同一方法を継続する限り、義勇隊送出の実績は毎年度好調を続けるものと予測される。」⁽⁹⁾

後続年次についての観測は措くとして、「義勇隊送出の挽回策」に関する喜多の記述は、彼が満州拓植公社において移民事業に関与していたことを考えれば、政策上の位置づけを与えられた方針を述べたものと解してよいであろう。陳野の記述と考え合わせれば、ここで確認できるのは、「高等小学卒業生を募集の中心客体とする技術的变化」⁽¹⁰⁾が募集・送出過程に起きており、それが学校に対する募集人員の割り当てとその充足をいっそう促したということである。ただ、この点とさきの「郷土部隊編成」の導入に関する記述との関連は必ずしも明確ではない。これについての陳野の見解は、『先生忘れないで！』における記述に探ることができる。陳野は、同書の「郷土中隊編成運動が果たした役割」の項で以下のように述べている。

「義勇軍の核をなした中隊は、当初、大部分が複数県出身者の混成であった。そのため隊員間の確執、先輩・後輩間の制裁的行為等が発生していた。ある元幹部の話では、隊員間のこうした確執が、現在まで尾を引いている中隊もあるという。

義勇軍送出数全国第一位の長野県では、長野県出身者だけの郷土中隊を編成してトラブルを防止しようと、一九三九年の『青年義勇軍編成計画』に基づいて北信、中信、東信、南信からそれぞれの小隊を送出させる計画を立てた。しかしその計画は成功せず、結局一九四〇年からは高等科卒業生を主たる対象にして募集を行なうようになった。

郷土中隊の編成にあたっては、各県とも長野県が試みたように県内各郡出身者で小隊を編成して送り出す方式がとられた。その先鞭をつけたのが静岡県富士郡であったといわれる。（中略）

このように郷土出身者中心の中隊編成を望む声が高まってきたこと、義勇軍送出不振への対応策が検討されていたことが重なり、義勇軍送出の組織化をねらう郡市教育会を中心とした小隊編成運動はきわめて時宜にかなったものになった。こうして小隊編成運動は、義勇軍送出に一転機をもたらすことになった。（中略）

小隊編成を推進するうえに大きな役割を担っていたのが拓務訓練であった。

拓務省は一九三九年七月、試みに各道府県から一郡くらいを選んで郡単位の小隊編成運動を実施するため、『（拓務）訓練をやってほしい、多少の経費は援助しよう』との通達を出した。満州移住協会は拓務省通達の趣旨を説いて各県を回った。（122～123頁）

ここでの陳野の見解は、①「郷土中隊」の編成の目的が、応募者数の低落傾向の解消だけでなく、「混成中隊」であることに由来する内訌の防止にもあったこと、②「郷土中隊」の編成は、「拓務訓練」の実施を機軸とする「郡市教育会を中心とした小隊編成運動」に基礎を置いており、拓務省は1939年7月にはその試行に着手していたこと、この2点に整理できよう。そして、さきの『凍土の碑』の記述においては明確でなかった中隊編成方針の転換と募集源の転換との関連につ

いては、陳野は長野県の動向を引証する形で、当初の「郷土中隊」の編成計画が成功しなかった結果として募集源の転換が行なわれたとの趣旨で指摘している。だが、おそらくは『長野県満州開拓史 総編』（長野県開拓自興会満州開拓史刊行会、1984年）に拠ったと思われるこの記述は同書における事実の評価の誤りを踏襲しており、また、さきに引証した「高等小学校卒にねらいをつけて、応募不振の挽回をはかった昭和十六年度募集時」との『凍土の碑』における記述とも食い違いを見せている。本論でも触れるが、ここでこの点に関する『長野県満州開拓史 総編』の記述について吟味しておこう。

陳野が拠ったと思われる『長野県満州開拓史 総編』の記述の誤りは、1939年10月19日付けの市町村長・青年学校長宛長野県学務部長通牒「満蒙開拓青年義勇軍編成並拓務訓練講習会ニ関スル件」（『長野県報』第1306号）の理解に関わっている。この通牒の趣旨は、そこに登載された「満蒙開拓青年義勇軍編成計画」によれば、6個小隊・360人を翌1940年2月頃に内原訓練所に入所させるという見通しの下、12月15日を締切り期日として、青年団員・青年学校生徒を対象として募集するよう促すことにあった。同書は、「郷土部隊編成の試みと拓務訓練講習会」の項において、この計画に対する応募が不振な状況に触れたのち、「この全国初の郷土中隊編成の試みは成功せず、昭和十五年から義勇軍募集は、もっぱら小学校高等科生を対象におこなわれるようになっていった。」（424頁）と結んでいる。この記述の誤りは、おそらくは「満蒙開拓青年義勇軍編成計画」の「茲に全国最初の試として県下の青年を以て郷土部隊を編成送出せんとする次第である」との文言に引きずられて、「郷土中隊」の編成が、当初は青年団員・青年学校生徒を対象とする「青年義勇軍」の編成に限られた措置であったと見なしている点に発している。この「青年義勇軍」の募集は、同書が別のところで指摘しているように（425頁、「郷土中隊の編成と長野県」の項）、高等小学校新規卒業児童を「少年義勇軍」の名で募集しようとする措置と対をなしており、そのいずれもが1940年度計画の達成に向けた「郷土中隊」の編成の脈絡の中に位置づいているのである。しかも、募集人員の面で言えば、これまた同書も指摘しているように（425頁、「郷土中隊の編成と長野県」の項）、長野県の場合、「青年義勇軍」の360人に対して「少年義勇軍」は2,400人の募集を予定しており、後者の方が主軸であることは明らかなのである。つまり、「青年義勇軍」の募集の挫折の結果として「少年義勇軍」の募集に転換したのではなく、「郷土中隊」は当初より「少年義勇軍」を主体として編成することを想定しており、その系として「青年義勇軍」の募集をも計画したと見るべきなのである。陳野の記述に立ち返って言えば、陳野が正當にも指摘した中隊編成方針の転換と募集源の転換は、一体の施策であったと見るべきなのである。その点で、さきに『凍土の碑』から引証した「高等小学校卒にねらいをつけて、応募不振の挽回をはかった昭和十六年度募集時」との記述は、試行の域を脱して本格化したという意味以外においては訂正されなければならないのである。

このように「郷土部隊編成」の導入は、小隊・中隊の編成形態の転換にとどまらず、主たる募集源の転換をもその内容としていたのであった。これを契機として義勇軍の募集活動は、高等小学校の新規卒業児童を主たる対象として、陳野も指摘していたように「郡市教育会を中心とした小隊編成運動」の様相を呈していくのである。それはまた、募集・送出過程への学校教員の関与をより積極的なものにした契機でもあったのであり、さらに言えば、現在ごく一般に共有されている義勇軍が敗戦前公教育の所産であるとの認識をもたらした機縁もここに存していると言わなければならないのである。「郷土部隊編成」導入の意義を追究することは、とりまなおさず、青少年の能動性の組織化という意味において公教育制度が発現した青少年動員の基盤としての機能の一端を明

かすことになるのである。

本稿では、この「郷土部隊編成」がいかなる経緯で導入されたのか、そしてそれによってもたらされた募集・送出状況の変容の内実はいかなるものであったのかを明らかにしたい。その際留意したのは以下の2点である。

第1は、拓務省を中心とする募集・送出関係機関の政策意思の系統的把握である。それは、これまでわれわれにもたらされた義勇軍をめぐる諸事実の認識においてこの点が希薄であったと考えるからである。もとよりこの点の追究は、義勇軍の募集・送出過程を政策主体の意思の貫徹の過程として描こうとするものではない。募集対象たる青少年やその家族、彼らに応募を勧奨する教員・教育会などが政策主体の意思を受容する論理は当然にもあったし、それらの動向が政策の展開を規定することもまた当然にありえた。だから、政策主体の意思の追究は、歴史の力動を構成する諸力の一面を明らかにすることでしかないけれども、義勇軍が人為的な造出物であって自然に出来たのではない以上、このことの考量を欠いては事態の正確な認識はできないと考える。

第2は、応募者の計数的把握である。これまで義勇軍の応募者については、高等小学校の新規卒業者が多かった点に加えて、いわゆる農家の次・三男、すなわち家督を相続できない農家子弟である点が強調されてきた。そうした論及は個別事例からの演繹の場合が多く、応募者の全般的な動向については未詳の部分が多い。本稿では、満州移住協会および拓務省による身上調査を手がかりに、「郷土部隊編成」の導入に伴う構成員の変化に焦点を合せてこの点を追究したいと考えている⁽¹¹⁾。

〔注〕(はじめに)

- (1) 拙稿『『満蒙開拓青少年義勇軍』の創設過程』(北海道大学『教育学部紀要』第45号, 1984年12月, 所収)および拙稿『『満蒙開拓青少年義勇軍』の創設』(教育史学会『日本の教育史学 教育史学会紀要』第29集, 1986年10月, 所収)。
- (2) 拙稿『『満州』移民政策と『満蒙開拓青少年義勇軍』』(北海道大学『教育学部紀要』第47号, 1986年2月, 所収)。
- (3) 各人員の数値については、同種の年次別統計を掲載している文献の内、対象期間の比較的最長い年次別統計を掲載しているものに主に依拠した。そこから漏れた年度の数値を他の文献で補ったので数値の確度は統一性を欠くけれども、おおよその推移を窺うことはできる。なお、満州移民に関する論考においてしばしば利用されている同種の統計に、『満州開拓年鑑 昭和十九年版』(満州国通信社, 1944年, 190頁)所載の「義勇隊渡満計画並実績(年別)」(1938~1942年度)がある。これと第1表との異同を付言しておく。「計画」については、1940・1941両年度が第1表の計画人員の数値と異なっており、1940年度が12,600人, 1941年度が12,000人となっている。また、「実績」については、第1表の入所人員, 送出人員のいずれとも異なっており、1938年度が20,149人, 以下年度順に、10,818人, 9,156人, 12,411人, 11,604人となっている。
- (4) 年次別統計ではないけれども、道府県別の募集・送出状況を知り得る調査として、満州開拓史復刊委員会編『満州開拓史』(全国拓友協議会, 1980年, 316~317頁)所載の「元満蒙開拓青少年義勇軍全国送出状況一覧表」がある。これは道府県別に「義勇隊移行隊員」・「訓練生」各々の実数を掲げ、その合計数に従って順位を付したもので、標題には「(昭和二十二年八月十五日現在: 資料内原訓練所より)」と付記されている。「義勇隊移行隊員」の総数は69,917名, 「訓練生」の総数は21,986名,

合計は91,903名となっている。道府県別の序列は、第3表から導くことのできるものと大きな異同はない。「義勇隊移行隊員」と「訓練生」とを区分する基準は明示されていないが、次のいずれかによると推定される。すなわち、ひとつは内原訓練所における訓練を終了した者と未了の者、もうひとつは渡満後「義勇隊開拓団」として入植した者と義勇隊訓練所に在籍する者のいずれかである。ただ、前者であるとした場合、第1表に示した送出人員とはかなり隔たりがある。また、後者であるとした場合、さしあたり知ることのできる「義勇隊開拓団」の入植戸数（57,100戸）とは一致しない（この入植戸数は大蔵省管理局『日本人の海外活動に関する歴史的調査』満州篇第2分冊、182頁による）。今のところ、こうした異同の事情は不明である。

- (5) 計画人員の縮減に関して付言すれば、前掲注(3)で触れた『満州開拓年鑑 昭和十九年版』所載の統計では、1940年度に計画人員の大幅な縮減が見受けられた。これとは数値は異なるけれども、これもまたしばしば利用される喜多一雄『満州開拓論』（明文堂、1944年、317頁および319頁）所載の1938～1941年度の計画・実績に関する統計においても、1940年度に12,000人、1941年度に12,600人という数値を掲記している。また、義勇軍の送出計画人員も計上された、1939年度以降の各年度の「労働動員計画」（「国民動員計画」）によれば、1939年度が30,000人、以後順に30,000人、14,000人、12,100人、15,000人となっており、また1944年度は計画に盛り込まれてはいるが具体的な数値は明示されていない（石川準吉『国家総動員史』資料編第一、国家総動員史刊行委員会、1975年、327・494・817・1104頁、および同資料編第二、1975年、241・990～995頁参照）。1941・1942両年度の数値は第1表とは異なるが、1940年度は30,000人である。「昭和十五年度労働動員実施計画綱領ニ関スル件」の閣議決定が1940年7月16日であり（前掲『国家総動員史』資料編第一、489頁）、また1940年度の拓務省予算における送出計画人員が30,000人であるとの報道が前年12月には見られることからすると（『東京朝日新聞』1939年12月9日付朝刊）、年度内における変更の可能性はあるも、計画人員は30,000人と見るのが妥当であろう。
- (6) 前掲『満州開拓史』、372頁、参照。
- (7) ここで依拠した調査も前掲『満州開拓史』所載のものであるが、前掲注(4)で触れた順位表とは体裁が異なっている。こちらは、「開拓団員」に併記する形で「義勇隊員」の実数を掲げ、両者の合計数に従って順位を付してある。さきの順位表とは数値が異なるものの、「義勇隊員」に関する限り順位に大きな異同はない。
- (8) 陳野の著作のほかに、比較的まとまった論及がなされているものとして、森本繁『ああ 満蒙開拓青少年義勇軍』（家の光協会、1973年）、櫻本富雄『満蒙開拓青少年義勇軍』（青木書店、1987年）をあげることができる。「郷土部隊編成」の意義に対する注目の度合とその吟味の水準において、陳野の著作とは距離がある。また、満州移住協会機関誌『開拓』（『拓け満蒙』・『新満州』改題）の記事索引を作成した小林弘二が、その解題において「郷土部隊編成」に関する記事を紹介している（小島麗逸編『戦前の中国時論誌研究』、アジア経済研究所、1978年、149頁）。
- (9) 喜多一雄『満州開拓論』、明文堂、1944年、320頁。
- (10) 同上書、283頁。
- (11) 本稿で用いる身上調査とは次の文書である。すなわち、満州移住協会『満蒙開拓青少年義勇軍に関する調査』（1940年2月）、長野県職業課拓務係『昭和十五年度第一次入所青少年義勇軍中身上調査一覧表』（1940年4月）、拓務省拓北局青年課『昭和十六年度第一次入所青少年義勇軍身上調査一覧表』（1941年4月）、拓務省拓北局青年課『昭和十七年度青少年義勇軍身上調査一覧表』（1942年4月）、この4点である。このうち、長野県職業課拓務係の作成したものは、拓務省の作成した文書の複製と思われる

る。すなわち、『帝国教育』第740号（1940年6月）には拓務省東亜第二課を著作者とする「昭和十五年第一次入所青少年義勇軍中身上調査」と題した記事が掲載されており、そこに紹介されている同調査の梗概と長野県職業課拓務係が作成した文書とに共通性を見出すことができるのである。これらによってもなお義勇軍の応募者の全般的な動向の把握を十全なものにすることはできない。『先生忘れないで！』において陳野が強調した、国家の無責任に由来する正確な送出数や犠牲者数の把握の困難さ、そしてその結果として概数によってしか義勇軍に自らを投じた青少年の動向を論じられない無念さを本稿でも共有したいと思う。なお、櫻本富雄氏が『満蒙開拓青少年義勇軍』（青木書店、1987年）において、「大東亜省総務課の職員が所持していた書類綴り」（同書、73頁）に含まれた1944年度の「義勇軍身上調査一覧表」を紹介している（同書、139～140頁）。これはおそらくは上述した拓務省の手になる身上調査と同種の調査の摘録であり、このことから推せば同種の身上調査は1943年度にも行なわれたものと思われる。ここに記して、同文書の借覧を快諾された氏の御厚意に感謝する次第である。

I. 募集送出計画の始動

1. 募集・送出の開始

義勇軍の送出は、「青年農民訓練所（仮称）創設要綱」（1937年7月15日、関東軍参謀部第三課決定。以下、「創設要綱」と略記する）に基づく青少年移民計画を基礎として構想された⁽¹⁾。「青年農民訓練所」なる施設を満州に3ヶ所設置し、1937年8月から1939年末にかけてそこに収容すべき日本人青少年3万人の送出を目指す、この計画の基底にあったのは、「移民地不足労力ノ補充トシテ徴兵適齡前青年ノ利用ト現地徴集並移民ヘノ轉換制確立」⁽²⁾という企図であった。この計画は1938年度からの本格的展開に向けて一部実行に移されたけれども、1938年度予算の編成期に至って、その改編が日本側移民関係機関によって提起される。

改編の動向が明確になったのは、石黒忠篤、橋本伝左衛門、大蔵公望、加藤完治、香坂昌康、那須皓の6名が名を連ねた『満蒙開拓青少年義勇軍編成ニ関スル建白書』（1937年11月3日。以下、『建白書』と略記する）の政府要路への提出によってであった。満州移住協会の構成員を中心としてなされた『建白書』の提出は、「満蒙開拓青少年義勇軍」の編成・送出という意匠を凝らした上で、「青年農民訓練所」に収容すべき青少年の送出の実行を慫慂することに眼目があった。だが、そこにおいて唱えられていたのは、「昭和十三年度内に於て開設せんと欲する五ヶ所の大訓練所収容人員合計五万人」⁽³⁾の送出であった。さらに、『建白書』の提出から程なく、新聞報道では、10カ年に50万人を送出する如く伝えられた⁽⁴⁾。

この『建白書』に関して関東軍参謀長は、1937年11月11日、陸軍次官に宛てて以下の如く打電している。

「聞ク所ニ依レハ石黒、大倉、橋本、加藤ノ諸氏ハ満蒙開拓青少年義勇軍五万人案ヲ建白シタル由、時局柄誠ニ機宜ニ適シタルモノト言フヘク、当方トシテ曩ニ三万人案ヲ決定シタルモ、時局ニ鑑ミ中央ニ於テ之ヲ五万人ニ増加スルニ於テハ万難ヲ排シテ之ニ応シ得ル準備アルニ付関係方面ヲ鞭撻方御配慮煩シ度」⁽⁵⁾

ここには、労力・兵力として青少年を満州に大量留保するという、関東軍の企図の堅固さを看取し得る。と同時に、「創設要綱」に基づく送出計画を改編するにやぶさかでない姿勢を示したことは、逆に当初計画の粗放さを裏書きしたに等しかった。というよりも、「三万人案ヲ決定」

したとはいえ、それ自体、言わば机上の計画にすぎず、まだ予算の裏付けもなかった。「満蒙開拓青少年義勇軍五万人案」としてこの点は同断であった。この時期、移民関係機関においては、実行経費の確保の困難さはある程度感得されていたであろうし、だからこそ『建白書』の提出も画策されたのであろう。実際、拓務省が「創設要綱」の決定をうけて1938年度一般予算案に計上した青少年移民費（1938年送出予定1万人分）は、11月21日に内示された大蔵省第1次査定において削減される。

第1次査定においては、青少年移民費のみならず、「20カ年100万戸送出計画」の第1期5カ年計画第2年次たる1938年度に送出を予定した、集団移民10,000戸・自由移民1,000戸分の所要経費も削減され、結局、1937年度並の集団移民5,000戸・自由移民1,000戸分の所要経費しか復活しなかった。こうした満州移民費の大幅な削減に関して、関東軍が「国防上ノ緊急事業トシテ当軍ノ最モ重要視シアル所ニ付政府当局ヲ指導シ之カ断行ヲ期セラレ度重ネテ御配慮相煩シ度」⁽⁶⁾と陸軍省に打電した頃には、青少年移民計画の改編、すなわち義勇軍の送出構想は、農業集団移民を主軸とする成人移民の安価な代位・補完策という位置づけの下、おそらく移民関係機関全体の意思となっていたに違いない。そしてそれは、「昭和十三年度より可及的多数の青年移民を実施」⁽⁷⁾すべく、その初年度所要経費を追加予算に計上するという拓務省の方針を閣議（11月30日）が承認したことによって政府の意思となったのであった。

義勇軍の送出が政府の意思となったのち、送出計画の概要を移民関係機関が定めたのは、12月22日の拓相官邸における会合においてであった。その際決定された「青年移民実施要領」は、送出人員数について、「差当り十三年度に於ては五万人とし、如何なる場合に於ても三万人を下らざるものとす」⁽⁸⁾としていたけれども、追加予算が未確定である以上この方針は願望にとどまら

第8表 道府県別割当人員数(1938年度)

道府県	当 初	確 定	道府県	当 初	確 定	道府県	当 初	確 定
北海道	1,000	500	石 川	1,000	1,500	広 島	1,550	800
			福 井	550	500	山 口	1,000	300
青 森	1,000	600	山 梨	650	500	(計)	5,000	2,800
岩 手	1,200	700	長 野	2,500	1,700			
宮 城	2,500	1,000	岐 阜	1,000	500	徳 島	650	400
秋 田	1,250	800	静 岡	1,000	500	香 川	1,700	1,300
山 形	2,500	1,300	愛 知	1,200	400	愛 媛	800	600
福 島	1,200	900	(計)	10,550	7,100	高 知	600	500
(計)	9,650	5,300				(計)	3,750	2,800
			三 重	1,000	400			
茨 城	1,000	700	滋 賀	500	300	福 岡	1,000	300
栃 木	900	600	京 都	700	450	佐 賀	600	1,100
群 馬	1,000	800	大 阪	600	200	長 崎	900	800
埼 玉	1,300	700	兵 庫	1,000	400	熊 本	1,500	1,300
千 葉	800	400	奈 良	500	100	大 分	1,000	1,000
東 京	1,000	200	和歌山	1,200	750	宮 崎	650	400
神奈川	900	200	(計)	5,500	2,600	鹿児島	1,500	1,300
(計)	6,900	3,600				(計)	7,150	6,200
			鳥 取	800	700			
新 潟	2,000	1,000	島 根	400	200	沖 縄	500	400
富 山	650	500	岡 山	1,250	800	合 計	50,000	31,300

(*)『村——農村更生時報』1938年2月号42頁および『開拓』第7巻第5号（1943年5月）17頁より作成。

ざるをえず、その後1938年度の送出計画人員は3万人と確定する。だが、初年度所要経費を計上した「昭和十二年度歳入歳出予算追加案(第二号)」および「昭和十三年度歳入歳出予算追加案(第二号)」の公布(前者は3月15日、後者は3月29日)を待たずに、移民関係機関は5万人送出を前提として1月から募集に着手する。一方、関東軍を中心とする満州側移民関係機関は、送出計画の拡大に応じて、「創設要綱」において3カ所としていた「青年農民訓練所」を、「満州開拓青年義勇隊訓練所」と改称した上で、5カ所に設置する方針を樹て、所要の準備を開始する⁽⁹⁾。

拓務省は満州移住協会・大日本連合青年団と連携し、1月11～15日、募集活動に関する各道府県との協議会を全国8カ所において開催した⁽¹⁰⁾。そこにおいておそらく伝えられたであろう募集人員の割当は、第8表(「当初」の項)の如くである。この割当の基準は残念ながらわからない。ただ、さきに触れた前年12月22日の会合に向けて拓務省が準備したと思われる割当案では、第9表の如く、農家戸数を基準として割当を定めていた⁽¹¹⁾。各道府県とも農家戸数に対する割当人員数の比率は一定(0.89%)ではあるが、1935年度農家総数(561万607戸)と送出総数(5万人)から導かれる比率で算出したものか、あるいは、農家総数に対する各道府県農家戸数の比率で5万人を按分したものか判然としない。また、この割当人員数と実際の割当人員数(第8表「当初」の項)とを比較すると、東北地方の増大が特徴的である。この点、さきの「青年移民実施要領」は、「全国各道府県より之を募集するも、雪害地方、冷害地方等特殊の事情を有し送出員数に付特に考慮を要すべき地方より多数募集する様特別の配慮を為すものとす」⁽¹²⁾としており、割当の偏差はそれによっていたのかもしれない。

ところで、移民関係機関が早くも募集に着手したのは、茨城県内原に設置する「満蒙開拓青少

第9表 「青少年移民計画要綱打合事項」付属資料における割当人員数(1938年度)

道 府 県	農家戸数	割当人員	道 府 県	農家戸数	割当人員	道 府 県	農家戸数	割当人員
北海道	200,671	1,788	石 川	78,814	702	広 島	184,998	1,648
			福 井	68,709	612	山 口	116,391	1,037
青 森	89,292	795	山 梨	83,609	745	(中国地方 小計)		5,544
岩 手	110,001	981	長 野	211,132	1,880			
宮 城	105,739	942	岐 阜	137,967	1,229	徳 島	81,207	723
秋 田	94,900	845	静 岡	163,037	1,450	香 川	87,742	781
山 形	101,476	905	愛 知	188,498	1,710	愛 媛	128,315	1,143
福 島	140,983	1,256	(中部地方 小計)		10,849	高 知	73,436	654
(東北地方 小計)		5,724				(四国地方 小計)		3,301
			三 重	120,833	1,076			
茨 城	187,513	1,670	滋 賀	87,595	780	福 岡	148,078	1,316
栃 木	110,746	985	京 都	78,707	701	佐 賀	65,896	587
群 馬	120,614	1,074	大 阪	80,950	720	長 崎	106,817	951
埼 玉	169,534	1,510	兵 庫	180,341	1,607	熊 本	143,084	1,274
千 葉	161,971	1,443	奈 良	64,049	570	大 分	122,278	1,089
東 京	59,992	530	和歌山	78,374	696	宮 崎	82,849	738
神奈川	77,717	705	(近畿地方 小計)		6,150	鹿児島	219,155	1,950
(関東地方 小計)		7,917				(九州地方 小計)		7,905
			鳥 取	56,977	507			
新 潟	206,235	1,835	島 根	105,529	940	沖 縄	92,332	822
富 山	77,072	686	岡 山	158,452	1,412	合 計	5,610,607	50,000

(*) 原表によれば、農家戸数は1935年の数値である。

(*) 各地方の区分は原表のままである。

年義勇軍訓練所」（以下、内原訓練所と略記する）の建設にあたらせた上で、「満州開拓青年義勇隊訓練所」（以下、義勇隊訓練所と略記する）の建設要員を「先遣隊」として送出するためであった⁽¹³⁾。さきの協議会で割当人員とともに伝えられたであろう「満蒙開拓青少年義勇軍募集要綱」には、この「先遣隊」の役割については何ら記されてはいなかったけれども、そこに「第一期道府県締切」⁽¹⁴⁾とあった2月15日が、「先遣隊」の募集期限であった。行政組織を通じた募集活動の督励や満州移住協会・大日本連合青年団による宣伝が奏効したのか、拓務省は割当数(5,460名)を上回る人員を確保するに至る(第10表)。そして、その内の4,952名を「先遣隊」として4月11日から27日にかけて渡満させ⁽¹⁵⁾、拓務省は義勇軍の送出を開始したのであった。

第10表 「先遣隊」内原訓練所入所状況

道 府 県	割当人員	入所人員	道 府 県	割当人員	入所人員	道 府 県	割当人員	入所人員
北海道	100	* 142	石 川	100	491	岡 山	160	160
青 森	100	* 120	福 井	30	119	広 島	200	210
岩 手	100	220	山 梨	90	151	山 口	80	* 50
宮 城	350	* 350	長 野	350	501	徳 島	80	* 136
秋 田	120	163	岐 阜	80	119	香 川	200	516
山 形	350	197	静 岡	100	103	愛 媛	90	* 91
福 島	100	259	愛 知	190	97	高 知	70	120
茨 城	100	183	三 重	120	71	福 岡	50	48
栃 木	50	62	滋 賀	550	57	佐 賀	100	332
群 馬	100	198	京 都	50	51	長 崎	100	* 50
埼 玉	150	296	大 阪	30	33	熊 本	180	299
千 葉	50	49	兵 庫	50	55	大 分	150	* 224
東 京	50	41	奈 良	30	16	宮 崎	80	78
神奈川	50	* 30	和歌山	180	169	鹿児島	200	401
新 潟	250	268	鳥 取	100	170	沖 縄	50	* 0
富 山	50	97	島 根	50	42	合 計	5,460	7,635

(*) *は3月8日現在の入所予定数(1,193名)を示し、その他は3月24日現在の入所数(6,442名)である。

(*) 『拓け満蒙』第2巻第4号(1938年4月)9頁および『村——農村更生時報』1938年5月号26～27頁より作成。

このように募集・送出は開始されたけれども、全般的な実行計画に関する移民関係機関の方針が概成するのは1938年8月に至ってからであった。そこに至る移民関係機関の動向は、まず、拓務省が各道府県学務部長を召集して4月5日から15日にかけて開催した「満州移民事務地方協議会」に窺えた⁽¹⁶⁾。同協議会においては、「今般新ニ就職適齡期ニ在ル優良青年ヲ多数送出シ以テ該国策〔既定計画タル集団移民〕——引用者ノ遂行ヲ完璧ナラシメントシ之ガ送出計画ヲ樹立シ別紙要綱ニ依リ之ヲ実施セントス」⁽¹⁷⁾との如く、政府事業となった義勇軍の送出計画を改めて伝え、「一段ノ御努力」⁽¹⁸⁾を要請した。ここに言う「別紙要綱」とは、さきの「青年移民実施要領」をもとにして策定された「満州青年移民実施要綱」(以下、「実施要綱」と略記する)のことである。「実施要綱」は、送出人員数について「差当り昭和十三年度ニ於テ三万人トス」⁽¹⁹⁾と記しており、おそらくは予算案の確定と相前後して策定されたものと思われる。「実施要綱」に従って主たる関係機関の負担区分を示すと、次のようになる。すなわち、①募集機関は道府県とし、満州移住協会・大日本連合青年団の系統に属する団体が協力する、②日本国政府が経費を負担し

満州移住協会を実行主体として内原訓練所において「内地訓練」(約2カ月)を実施する、③渡満費用は日本国政府が負担し、輸送・宿泊等の幹旋については上陸港までは満州移住協会があたりそれ以降は満州拓植公社があたり、④「現地訓練所」の経営は満州国政府の施設援助の下に満州拓植公社があたり、日本国政府は「現地訓練」期間(約3カ年)の生活費の一部を補助する。

さらにこの「実施要綱」に加え、遅くとも6月までに各道府県に指示された「昭和十三年度満州青年移民(青少年義勇軍)募集要綱」⁽²⁰⁾によって募集・送出の実行方策が公定された。これに従って道府県の募集活動上の主な原則をまとめると次のようになる。すなわち、①道府県は拓務省の通知する内原訓練所入所期日・入所割当人員に従って締切期日を設定し募集を行なう、②募集対象は、年齢が「数へ年十六歳(早生れは十五歳)乃至十九歳(但し十二月生れの者に限り二十歳にても差支えなし)」⁽²¹⁾で尋常小学校の課程を終了している者とする、③募集締切後道府県が人物考査・身体検査によって採用者を決定するが、内原訓練所入所時の身体検査の結果で入所を許可しない場合もある、④内原訓練所への入所は道府県が採用者を一団として職員引率の下に行ない、入所と同時に隊の編成をなす、⑤渡満日時・経路・入所すべき「現地訓練所」名等はそこの都度拓務省から道府県に通知する、⑥道府県出発時より「現地訓練」終了時までの必要経費は応募者の負担としない。

こうして募集・送出の実行方策が整いつつあったけれども、義勇軍の政策化が「創設要綱」に集約された関東軍の意思を駆動力としていたのと相似的に、実行計画の基礎は関東軍によって与えられる。関東軍(司令部)が8月5日に策定した「青年義勇隊訓練所指導経営要綱」(以下、「指導経営要綱」と略記する)がそれである⁽²²⁾。「指導経営要綱」は、「毎年度訓練員数」について、「第一年(昭和十三年度)三万人、第二年度三万五千人トシ爾後毎年一万人宛通増ス、但第五年度以降ニ於テハ別ニ之ヲ定ム」⁽²³⁾とした。つまり関東軍は、青年義勇隊訓練所に収容すべき義勇軍の送出数を、差し当り「20カ年100万戸送出計画」の第1期5カ年の最終年次である1941年度までに165,000人と見積もったのである。とはいえ、これだけの人員を確保するに足るほど応募者が存在するかどうかは予知し得ないことであったし、この収容=送出計画の実現はまず当面の実行経費を確保し得るか否かによって左右されるはずのものであった。はたして、35,000人を予定した第2年度たる1939年度の実行経費は、30,000人分しか確保し得なかったのである。ただ、計画人員は初年度並ではあったが、1人当たり(3カ年)の政府補助金が180円から444円に増額したために、義勇軍関係費(1,240万円)は1939年度拓務省予算における満州移民費(前年度より1,110万円増の2,310万円)の中核となっていた⁽²⁴⁾。

この点に関わって関東軍参謀長は、1939年度予算編成における満州移民費の査定状況の通知を受けて、11月29日、陸軍次官に宛て以下のように打電している。

「満州移民政策遂行ノ為明年度予算編成ニ関シ多大ノ御高配ヲ蒙リ、特ニ青年義勇軍単価引上ニ関スル御盡力ヲ謝スルモ、今回内定ノ集団移民一万、自由移民一千、青少年義勇軍三万ニ関シテハ、関参満電四五七ニテ御依頼セル趣旨ニ依リ、具体的ニハ明年度ニ於テハ集団移民ニ於テ少ナクモ一万二千ト青年義勇軍ニ於テ最少限三万二千以上ヲ獲得スルニアラズンバ移民政策遂行上現地及内地ニ於ケル精神的影響甚大ナルモノアルニ付、貴方ニ於ケル措置ガ現下時局ニ於テモ移民数ノ獲得、特ニ其遂行ノ為ノ質的向上ニ留意セラレタル跡ヲ諒承セラルルモノ有リトハ言ヘ、更ニ此上共ニ詮議相煩ハシ度」⁽²⁵⁾

電文には、さらに続けて再考を促すべく、「指導経営要綱」決定の際に「陸軍、拓務両当局主任者参画シテ青年義勇軍三万五千ヲ決定」した経緯などが列挙されていた。これに対して陸軍次官は、予算の増額が拓務省の「大蔵省ニ対スル不眠不休ノ折衝ノ結果」としてあることを強調し、査定結果について「明年度ハ右ヲ以テ満足スルヲ至当ト思惟セラルルニ付了承アリ度」と打電している⁽²⁶⁾。そして、先述したように、1939年度の送出計画人員は30,000人と確定した。関東軍にとってこの人員数は、前引した電文の内容からすれば、「移民政策遂行上現地及内地ニ於ケル精神的影響甚大ナルモノアル」規模ということになる。「精神的影響」の含意は、移民政策の認容あるいは支持の弱化をもたらすということに違いないであろうが、その度合を左右する分水嶺として32,000人を想定することに根拠があったとは考え難い。「精神的影響」に対する危惧からする人員数への拘泥は、ともかく可能な限り増量するというに眼目があったはずである。移民政策の遂行に対する国家的意義づけの端的な徴証は、予算の裏付けのある実行計画人員数の累増であったのであり、それが既往の応募者の参画意識の動揺を低減し、あるいは未発の応募意欲を昂進する基本的な条件であった。そしてまた、実際の送出人員数の累増こそが関東軍の最大の関心事であり、基底的な要求であったのである。

【注】（I-1）

- (1) 「創設要綱」の全文は、満州拓植委員会事務局『第一回移民団長会議議事録』（1937年9月、254～256頁）および前掲『満州開拓史』（242～243頁）に収められているが、両者には異同がある。その点を含め、「創設要綱」の策定の意義については、拙稿『『満蒙開拓青少年義勇軍』の創設』（前掲『日本の教育史学 教育史学会紀要』第29集所収）を参照されたい。なお、本節および次節の記述は、同上拙稿および拙稿『『満蒙開拓青少年義勇軍』の創設過程』（前掲『教育学部紀要』第45号所収）の記述と一部重複するところがある。
- (2) 片倉衷『昭和十一年十月下旬 対満政策遂行上の一般的所見』、13頁。片倉は、同文書作成時、陸軍省軍務課（満州班）に所属していたが、1937年3月、関東軍参謀部第三課に転出する。なお、同文書の陸軍省内における取扱いについては、片倉衷『戦陣随録』（経済往来社、1972年、240～241頁）参照。
- (3) 『満蒙開拓青少年義勇軍編成ニ関スル建白書』、1937年11月3日、4頁。
- (4) 『満州日日新聞』1937年11月10日付夕刊。なお、見出しは「五十万の^(マ)少年義勇軍を大陸へ送る／満移協会の十年計画」である。
- (5) 1937年11月11日付次官宛関東軍参謀長電報「満蒙開拓青少年義勇軍ニ関スル件」（陸軍省『昭和十二年 満受大日記（密）』所収）。なお、引用に際して原文に読点を適宜付した。以下の行論における引用についても同断である。
- (6) 1937年11月29日付次官・次長宛関東軍参謀長電報「満州移民費削減ニ関スル件」（前掲『昭和十二年 満受大日記（密）』所収）。
- (7) 拓務省「満州に対する青年移民送出に関する件」（前掲『満州開拓史』、246頁より再引）。
- (8) 「青年移民実施要領」（前掲『満州開拓論』、273頁）。
- (9) 満州拓植委員会「青少年入植要綱」[1938年1月11日]（満鉄調査部『満州農業移民概説』、1939年、50～51頁、および『満州日日新聞』1938年1月14日付朝刊）および満州拓植委員会「青少年移民訓練所創設要領暫行案」（前掲『満州開拓論』、275～276頁）参照。
- (10) 満州移住協会『拓け満蒙』第2巻第2号（1938年2月、58頁）、同誌第2巻第4号（1938年4月、8頁）、および『満州日日新聞』1938年1月13日付朝刊参照。なお、協議会の開催地（開催日・召集範囲）は、

- 盛岡市（1月11日、北海道・東北6県）、富山市（1月11日、北陸4県）、松山市（1月12日、四国4県）、浦和市（1月13日、関東1府6県）、和歌山市（1月13日、近畿2府5県）、大分市（1月14日、九州7県・沖縄県）、鳥取市（1月15日、中国5県）、静岡市（1月15日、中部5県）である。
- (11) この割当案は、「青少年移民計画要綱打合事項」（拓務省用箋・タイプ印刷）とともに綴られて「那須文庫」（協同組合図書資料センター所蔵）に収められている文書のひとつである。なお、この文書の梗概については拙稿『満蒙開拓青少年義勇軍』の創設」（前掲『日本の教育史学 教育史学会紀要』第29集所収）を参照されたい。
 - (12) 「青年移民実施要領」（前掲『満州開拓論』、273頁）。
 - (13) 満州移住協会宣伝部「満蒙開拓青少年義勇軍の発足／先遣隊に殺到した青少年の意気」（前掲『拓け満蒙』第2巻第4号、8～9頁）。
 - (14) 『昭和十三年一月 満蒙開拓青少年義勇軍募集要綱』（1枚もの）。
 - (15) 『拓け満蒙』第2巻第5号、1938年5月、58頁参照。
 - (16) 協議会の開催日（開催場所／召集範囲）は次の通りである。4月5日（大阪府知事官舎別館／京都・大阪・兵庫・奈良・三重・和歌山・滋賀・鳥取・島根・岡山・広島・徳島・香川・愛媛・高知の2府13県）、4月7日（福岡県庁／山口・福岡・長崎・佐賀・大分・熊本・宮崎・鹿児島・沖縄の9県）、4月9日（愛知県庁／長野・愛知・静岡・岐阜・福井・富山・石川の7県）、4月12日（宮城県庁／北海道・新潟・青森・岩手・宮城・秋田・山形・福島1道7県）、4月15日（拓務大臣官邸／東京・神奈川・埼玉・千葉・山梨・茨城・栃木・群馬の1府7県）である（『拓務時報』第85号、1938年4月、38頁）。
 - (17) 協議事項「満州青年移民ニ関スル件」（同上誌、39頁）。
 - (18) 同上。
 - (19) 同上誌、168頁。
 - (20) 満州拓植委員会事務局『満州移民提要』、1938年、292～296頁。作成期日を遅くとも6月までと推定したのは次の事実によっている。たとえば島根県では、6月6日付でこの要綱を伝えており（島根県近代教育史編さん事務局編『島根県近代教育史』第6巻、島根県教育委員会、1979年、267頁）、また長野県では、6月2日付の募集に関する通牒の中で、この要綱の文言を対外用に翻案したものをを用いている（『長野県報』第1664号）。
 - (21) 前掲『満州移民提要』、292頁。
 - (22) 産業部拓政司『拓政関係例規集』、1938年、20～23頁。なお、「指導経営要綱」は、8月6日、陸軍次官に送付された（1938年8月6日付陸軍次官宛関東軍参謀長通牒「青年義勇隊訓練所ノ指導経営ニ関スル件」、『陸軍省大日記』所収「陸満密大日記 昭和十三年第二十七号」）。
 - (23) 前掲『拓政関係例規集』、20頁。
 - (24) 『東京朝日新聞』1938年12月2日付朝刊。
 - (25) 1938年11月29日付陸軍次官宛関東軍参謀長電報（件名なし。『陸軍省大日記』所収「陸満密大日記 昭和十三年第三十号」）、「満州移民明年度予算ノ件」参照）。
 - (26) 1938年12月2日付関東軍参謀長宛陸軍次官電報（同上）。

2. 応募者数の低落

実行計画が概成するにつれて、拓務省は募集・送出活動の強化策を講じた。

まず拓務省は、青年学校における査閲や教練を通じて青少年と接触する連隊区司令部・帝国在郷軍人会が町村・学校と連携して趣旨の普及に協力するよう陸軍省に依頼した。すなわち、1938年8月20日、拓務省（拓務局長）は、「本事業が青年団、青年学校、高等小学校在学生等徴兵前ノ青少年層ヲ募集ノ対象トスル点ニ鑑ミ、之ガ宣伝募集ニ関シ一層各連隊区司令部始メ帝国在郷軍人会本部並地方分会等ノ御後援御協力ヲ得ルノ要アリト被存候」として、陸軍省（軍務局長）に対し以下のような事項について「一層協力方通牒セラルル様」依頼した。

- 「一、帝国在郷軍人会ハ地方町村長学校長等ト協力シ町村内ニ於テ満州青年移民（青少年義勇軍）ノ趣旨ヲ普及シ之ガ奨励ニ努メラルルコト
- 一、青年学校査閲ノ際ニ於テ連隊区司令部ヨリ出張セル査閲官ヨリ満州青年移民（青少年義勇軍）ノ趣旨ヲ説示シ奨励ニ努メラルルコト
- 一、青年学校教練指導員ニ対シ教練指導講習会、研究会等ノ機会アル毎ニ満州青年移民（青少年義勇軍）ニ対スル理解ヲ深ムル様説示セラルルコト
- 一、連隊区司令部又ハ在郷軍人会ヨリ地方町村、学校等ヘ講演会講師トシテ出向カレタル際ニ於テカメテ満州青年移民（青少年義勇軍）ノ重要性ヲ強調シ本事業ノ普及発展ニ努メラルルコト」⁽¹⁾

さらに拓務省は文部省と連携し、学校・青年団に焦点を合せて趣旨の徹底を図るよう各道府県に指示し、その募集活動を督励した。たとえば長野県では、9月22日、「拓務省東亜第二課長及文部省社会教育局青年教育課長ヨリ通牒ノ次第モ有之」として、市町村長・中学校長・小学校長・青年学校長・青年団長に宛て通牒を発し、以下の如く、応募勸奨にあたる教職員に対する趣旨の徹底、そして青少年とその家族や地域住民に対する教職員による学校内外での趣旨の普及、さらには青年団の募集活動の督励について配慮するよう指示している。

- 「一、小学校、青年学校、中等学校等ノ教職員ノ会議打合会、講習会ヲ実施セラルル場合ニハ努メテ青年移民ニ関スル講演、講義等ヲ加フルコト
- 二、青年学校、青年団等ニ於テ査閲、講習会、修養会其ノ他生徒、団員ノ集会ヲ催ス際ハ努メテ青少年義勇軍ノ趣旨ノ徹底ヲ図ルコト
- 三、青年学校ニ於テハ青年学校教授及訓練要目ニ依リ満州移植民ニ関スル事項ヲ授クルノ外適宜課外講座ノ如キヲ設ケ生徒其ノ他ニ対シ満州移植民ニ関スル認識ヲ深メシムルコト
- 四、青年学校生徒及小学校児童ニ対スル職業指導ノ實際ニ当リテハ能ク青少年義勇軍ノ趣旨ヲ理解セシメ適切ナル指導ヲナスコト
- 五、青年学校、小学校教職員ハ父兄会、婦人会、部落常会（町内会）其ノ他学校区内ニ於ケル会合アル毎ニ本事業ノ趣旨普及ニ努メルコト
- 六、青年団ニ於テ未ダ拓植部ノ設置無キ処ハ可及的ニ拓植部ヲ設置シ適格者ノ調査、講習会、講演、映画会等ヲ開催シ本事業ノ普及徹底ニ努メ併セテ拓植訓練等モ実施スルコト」⁽²⁾

また島根県では、10月3日、「今回拓務省拓務局長及文部省社会教育局長ヨリ重要国策事業タル満州青年移民送出ニ関シ一層協力方通牒ノ次第モ有之」として、さきの長野県と同内容の事項に加え、「学校長並青年団長ニ於テハ満州青年移民応募適格者ノ調査ヲナスト共ニ応募志願スル

様指導スルコト」について配慮するよう指示している⁽³⁾。拓務・文部両省はおそらく他の道府県に対しても、長野・島根両県に共通する配慮事項を指示したものと思われる。

青年団・青年学校が応募適齢の青少年を把握している以上、そこにおけるあらゆる機会が応募勧奨に利用されるのは必定であった。とりわけ募集開始当初から拓務省が期待をかけていたのは、募集活動体であると同時に募集源としての性格を有する、「拓植部」を中心とした青年団の活動であった⁽⁴⁾。大日本連合青年団においても義勇軍の創設に際して、「我が青年団は、政府並に関係諸機関と緊密なる連絡協力の下に満蒙開拓青少年義勇軍の編成送出に関する重要な部面を担当し、全国青年団協力一致徹底的に之が活動を行はんとす。而して青年団に於て担当実施すべき事項は本義勇軍の必要人員を選抜推薦するを主とし、左の事項に就て努力をなすものとす」として、「趣旨の普及宣伝」・「適格者の調査」・「適格者に対する応募勧奨」・「志願者に対する援助」・「志願者の推薦」各々に関する実施事項を単位青年団に指示していた⁽⁵⁾。「拓植部」は末端の町村青年団にあつては、「満蒙開拓青少年義勇軍参加適格者」のみならず、「満州農業移民適格者」・「其他海外移住希望者」・「移住ニ関スル後援者」によって構成するのだが、設置の主眼は宣伝活動・応募勧奨活動等を通じて「国策ニ即シテ特ニ満州農業移民ニ力ヲ尽スコト就中満蒙開拓青少年義勇軍要員ノ送出ニ就テ主力ヲ傾注スルコト」にあった⁽⁶⁾。大日本連合青年団では「町村青年団拓植部施設活動要綱」をも策定して単位青年団を督励していたけれども⁽⁷⁾、さきの拓務・文部両省の指示に窺えるように、「拓植部」が設置されていないところもあったようである。たとえば長野県では10月の時点で未設置の青年団が多かったようであり、設置を促すよう措置している。すなわち長野県は、「郡市町村青年団役員」・「青年学校職員」・「青年団員中義勇軍年齢該当者」を出席者とする「満蒙開拓青少年義勇軍大量送出協議会」と銘打った協議会を11月22日から12月15日にかけて郡市単位に開催する旨、10月31日、各市町村長・青年学校長・市町村青年団長・郡連合青年団長宛てに通牒を発したのであるが、その際、協議事項として「義勇軍送出に関する件」と共に「青年団産業拓植部設置に関する件」を予定していた⁽⁸⁾。また11月に入り、この通牒に連動して長野県連合青年団が単位青年団に配布した、「青年団拓植運動に関する／協議会開催／多数団員諸君の出席を望む」との見出しの回報においても、「県下各青年団に産業拓植部を設置して義勇軍送出に協力すると共に、国内産業の振興を図らしむるため」との如く協議会の趣旨を伝え、「各青年団よりは部落支部の役員は謂ふまでもなく団員中の十六歳以上十九歳迄の義勇軍年齢該当者も多数出席」するよう希望していたのである⁽⁹⁾。「青年団は義勇軍該当者を有する唯一の団体であり率先この運動の中軸となって活動せねばならぬ」との長野県連合青年団の自己認識は⁽¹⁰⁾、県当局においても共有されていたに違いない。

さて、このように拓務省は青年団・青年学校を主たる募集源に据えて募集活動を進めてきたけれども、募集開始当初に比して1938年の後半には応募者はかなり減少しつつあった。たとえば長野県では、10月30日を締切日とする300名の募集について「本年度ノ募集ハ今回ヲ以テ打切ノ次第」の旨、10月18日付けで各市町村長・学校長に通牒を発したけれども⁽¹¹⁾、「規定ヨリ年齢超過セル者ヲ推薦セラルル向」⁽¹²⁾もあるなど応募状況は芳しくないため、12月に至り、さらに250名を目処とする募集の機会を設定し「各市町村最少限一名以上御推薦」⁽¹³⁾を指示するような状況であった。第11表によれば、10～12月にほぼ相当する第5次の段階までに拓務省が確保した人員は、初年度計画人員の7割程度であった。

第11表 1938年度応募状況（1939年2月10日現在）

	総 数	第 1 次	第 2 次	第 3 次	第 4 次	第 5 次	第 6 次
応 募 人 員	31,795	7,999	11,653	3,483	3,610	2,224	2,826
採 用 人 員	26,425	6,791	9,368	2,773	2,950	1,774	2,763
入 所 人 員	24,259	6,451	8,433	2,468	2,701	1,639	2,567
入 所 人 員 の 累 計 (対計画人員比) (%)		6,451 (21.5)	14,884 (49.6)	17,352 (57.8)	20,053 (66.8)	21,692 (72.3)	24,259 (80.9)

(*) 入所人員は、内原訓練所入所数。

(*) 第1次は1938年1～3月募集の「先遣隊」。

(*) 1938年度計画人員は30,000人。

(*) 原表の数値を一部補正した。

(*) 満州拓植公社東京支社『満州移住月報』第4号，1939年3月，6頁より作成。

こうした募集状況について安井誠一郎拓務局長は、満州移住協会主催の座談会（1938年12月9日）において、次のように述べていた。すなわち、「軍需労務者^(ママ)関係の需要が非常に多いと云ふ事に影響を及ぼせられて、今日まで三万人の人間を全部募集しをはってはをらないのです、(中略)昭和十四年の三月三十一日までに尚ほ相当の数を募集しなければならぬと思ってをりますが、これもこの農閑の時期を利用して、趣旨の徹底宣伝に努力してをりますから、三月の三十一日までは、三万の人を必ず入所させる、かう云う覚悟を以て今それぞれ府県と協力して募集をしてをるのであります」⁽¹⁴⁾と。さらには、内原訓練所の収容力の関係で自宅待機させた応募者が少なからず就職してしまったことも募集が完了していない重要な一因であって、3万人の確保は「その時期と適当な方法とを選んだならば、決して困難な事ではない」し、「今年の経験を以て来年はもう少し楽に募集出来る方法を考へて行き度い」と安井は総括していた⁽¹⁵⁾。

安井の意気込みをよそに1938年度の計画人員は結局充足されなかったのであるが（第1表）、翌1939年度の募集に際しては、安井の総括に呼応するかのようになたな動向が現われてきた。大分県が各市町村長・青年学校長・小学校長・職業紹介所長に2月24日通知した、入所時期別の割当人員等に関する拓務省の決定によれば⁽¹⁶⁾、割当総人員は800名で、3月24日を第1次の入所予定日としてほぼ3カ月おきに4次にわたって入所することになっていた。各次の入所割当人員は、第1次・第2次が各々280名、第3次が110名、第4次が130名であった。第2次の入所時期を5月下旬乃至6月上旬に予定していたから、第1次と合せれば遅くとも5月中旬には総人員の7割の募集を完了するというをこの配分は示していた。また長野県では、1939年度の郡市別・町村別の割当人員（総数2,500名）を2月23日に通達した際、「従来ノ経験ニ鑑ミ成ルベク三月中ニ総人員ヲ充足致度候」と早期に募集を完了するよう指示していたのである⁽¹⁷⁾。さらに、募集の完了を早めることと相まって、募集対象の想定についても変化が現れてきた。大分県では上述の通知の際、「雑件」として、①「割当人員送出完了ニハ高等科第二学年男子児童数ノ一割以上ノ応募者ヲ得ザルベカラザル」ため、それを目標に「適格者」に対して「極力勸奨ニカマルコト」、②「高等科第二学年在学者ハ可成第一次ニ応募セシメ」、第1次に入所し得ない者に対しては「県ヨリ合格証ヲ授与シ次回ニ入所セシムルコト」といった人員確保策を指示していたのである⁽¹⁸⁾。大分県の割当に見られた特徴が一般的のものであったかどうかは俄には判断できないし、また長野県の指示が拓務省の意向によるものかどうかとも判然としなければいられない。さきの安井の発言から推して、早期に要員を確保することに配慮するよう拓務省が指示するのは充分に考えられること

であった。

では、こうした動向をうけて、前年来の応募者数の低落傾向は変化したであろうか。1939年度の内原訓練所入所状況（第12表）を前年度（第11表）と比較してみると、第1次の入所人員はその直前の時期である前年度の第6次より増加し、低落傾向が解消したかに見えるが、続く第2次の時期には入所人員は急減するに至る。拓務省は、4月には、募集活動に対する職業紹介所の協力・援助を厚生省に、5月には、学校・青年団等における趣旨の普及・徹底の強化を文部省にそれぞれ依頼し⁽¹⁹⁾、また大日本青年団でも新たに「町村青年団満蒙開拓活動要綱」を策定するなどして単位青年団による応募勧奨活動の強化を図った⁽²⁰⁾。だが結局、同年度は計画人員の3割程度を充足するにとどまったのであった（第1表）。応募人員自体が前年度より2万人余り減少している中であって（第2表）、第5次までの総数の6割にあたる人員が第1次に入所し、またその第1次の入所人員が前年度の第1次に比してさほど減少していないのは、募集を早期に完了するという拓務省の意向を反映した、各道府県の募集活動の結果と推測される。

第12表 1939年度内原訓練所入所状況（1939年12末日現在）

	総 数	第1次	第2次	第3次	第4次	第5次
入 所 人 員	9,149	5,469	1,408	1,064	540	668
累 計		5,469	6,877	7,941	8,481	9,149
(対計画人員比) (%)		(18.2)	(22.9)	(26.5)	(28.3)	(30.5)

(*) 1939年度計画人員は30,000人。

(*) 満鉄東京支社調査室『事変下開拓民募集方策ノ検討』（1940年）により作成。

このように募集開始2年目にして応募者が激減し、早くも送出要員の確保は困難になったのだが、それでもすでに数多の青少年が義勇軍に自らを投じていた。そこで、拓務省をはじめとする関係機関がどのような青少年を組織し得たのかを、主に満州移住協会『満蒙開拓青少年義勇軍に関する調査』（1940年2月）に従って見ておこう。この調査は、「最初の昭和十三年四月から昭和十四年十月までの間に渡満した満蒙開拓青少年義勇軍の中、提出書類の一応整備しているもの二六、六九五名につき、身上書、戸籍謄本等によって、年齢、学歴、戸主との続柄、出身地、戸主の職業の五項目に関して調査集計」したものであり、「青少年義勇軍に応募参集する青少年の前記期間に於ける質的变化の推移を観ることに主眼」を置いている⁽²¹⁾。調査結果は、対象期間を5期に区分した上で、「出願の時期、即ち、市町村に於ける願書その他提出書類受付の年月日」⁽²²⁾に従って整理されている。原表の体裁とは若干異なるが、第13表～第17表が上記5項目の調査結果を示したものである。

年齢（第13表）と学歴（第14表）の全般的傾向から見ていこう。まず年齢について見れば、両年度の合計では16歳で出願した者が最も多く、17・18・19歳の各年齢で出願した者がほぼ同様の割合でそれに次ぎ、さらにやや離れて15歳で出願した者が次いでいる。1938年度の合計はこれとほぼ同様の傾向を示しているのに対し、1939年度においては、最も多い16歳に次ぐ年齢は15歳であり、またこの両者だけが前年度に比して構成比が増大している。つぎに学歴について見ると、両年度の合計においては高等小学校卒業が最も多く、青年学校本科中退がそれに次ぎ、さらにそれに尋常小学校卒業・高等小学校中退・青年学校本科卒業が次いでいる。1938年度の合計はこれとほぼ同様の傾向を示しているのに対し、1939年度の合計では、最多の高等小学校卒業の構成比が前年度に比してさらに増加したのと対照的に、それに次いでいた青年学校本科中退・同卒業が

減少している点が特徴的である。さらに学歴についてその主たる項目の時期的変化を見ると、高等小学校卒業の構成比はどの時期も5割を越えており、とりわけ1939年度第1期の高さは、前年度同期と対比しても際立っている。青年学校本科中退はどの時期においても高等小学校卒業に次いで多く、またその構成比は後者の増減と逆に推移しており、とりわけ1939年度の第1期から第2期にかけてその関係が明瞭である。さらに年齢と学歴の相関を知るために、最も一般的であった2年制高等小学校の卒業年齢にあたる16歳を境として16歳以下と17歳以上とに分けて年齢の時期的変化を見ると、1938年度は各期とも17歳以上が多いが、第1期は他の時期に比して16歳以下の割合が高く、同年度の16歳以下の6割以上が集中している。これに対して1939年度の第1期は16歳以下が多数を占め、同年度の16歳以下の8割以上が集中しているが、第2期には逆に17歳以上の構成比が高くなっている。学歴調査では卒業の新規・過年度の別あるいは中退の時期を知ることができないが、そこにおける5種の学校の就学適齢・修業年限からすれば、青年学校本科と中等諸学校の中退者・卒業者については、新規にしても過年度にしても17歳以上の者と考えるべく、残りの尋常小学校・高等小学校・青年学校普通科の中退者・卒業者については、16歳以下の者と17歳以上の者の双方を含んでいるはずである。また、義勇軍の応募適齢からすれば過年度の者のみであるはずの尋常小学校卒業者および高等小学校・青年学校普通科の中退者については難しいが、高等小学校・青年学校普通科の卒業者については、新規と過年度がそれぞれ16歳以下の者と17歳以上の者にと照応していると見ることができる。このような見方からすると年齢と学歴の主要な動向は、応募者の主軸が、高等小学校卒業後家業を含め何らかの職業に従事している者から、高等小学校の新規卒業者に变化したと整理することができるであろう。そしてこのことは、さきに大分県に関して知ることができたような、募集に際して卒業期にある高等小学校児童の獲得に重点を置くという措置が全国的な広がりをもって採られた結果と推測される。なお、このように対象を限定した働きかけは中等諸学校卒業者に対しても行なわれたようである。たとえば、拓務省と文部省は長野県知事に対して、1938年7月30日、拓務局長・実業学務局長連名の通牒をもって、隊組織の中間的統率者たる「準幹部」に登用すべく「中等ノ農業学校卒業者ニシテ適当ト認メラルル者」の応募について配意するよう指示していたのである⁽²³⁾。中等諸学校出身者に対するこうした働きかけが、中等諸学校の卒業者あるいは中退者をきわめて少数ながら含んでいる事情の一斑であったに違いない。

次に、出身家庭の戸主の職業（第15表）と戸主との続柄（第16表）を見てみよう。両年度を通じて、戸主の職業は農業が最も多く、続柄については、次・三男をはじめとして家督相続者ではない子弟が多数を占めている。時期別の変化を見ると、戸主の職業において、農業の構成比が漸減し工業・商業・公務自由業が漸増していること、そして戸主との続柄において、長男を中心として家督相続者が常に1割前後を占めていることが特徴として確認できる。

さらに出身地域について見ると、戸主の職業の動向を反映して、「農村」現住者が最も多い（第17表）。また「都市」現住者の漸増傾向は戸主の職業の変化と相即的であると見ることができるであろう。

第13表 出願時期別年齢変化(1938～1939年度)

年 次	1938年度				1939年度			合 計
出願時期	第 1 期	第 2 期	第 3 期	計	第 1 期	第 2 期	計	
15歳以下	1,459 (11.5)	299 (7.1)	587 (13.2)	2,345 (11.0)	858 (20.6)	115 (9.6)	973 (18.1)	3,318 (12.4)
16歳	4,167 (33.0)	992 (23.5)	1,144 (25.7)	6,303 (29.5)	1,960 (46.9)	300 (25.0)	2,260 (42.1)	8,563 (32.1)
[小 計] (割合:%)	5,626 (44.5)	1,291 (30.6)	1,731 (38.9)	8,648 (40.5)	2,818 (67.5)	415 (34.6)	3,233 (60.2)	11,881 (44.5)
17歳	2,337 (18.5)	863 (20.4)	864 (19.4)	4,064 (19.1)	504 (12.1)	274 (22.8)	778 (14.5)	4,842 (18.1)
18歳	2,082 (16.5)	944 (22.3)	872 (19.6)	3,898 (18.3)	421 (10.1)	242 (20.2)	663 (12.3)	4,561 (17.1)
19歳	2,211 (17.5)	1,003 (23.7)	839 (18.8)	4,053 (19.0)	374 (9.0)	237 (19.7)	611 (11.4)	4,664 (17.5)
20歳以上	385 (3.0)	129 (3.0)	145 (3.3)	659 (3.1)	56 (1.3)	32 (2.7)	88 (1.6)	747 (2.8)
[小 計] (割合:%)	7,015 (55.5)	2,939 (69.4)	2,720 (61.1)	12,674 (59.5)	1,355 (32.5)	785 (65.4)	2,140 (39.8)	14,814 (55.5)
合 計 (割合:%)	12,641 (100.0)	4,230 (100.0)	4,451 (100.0)	21,322 (100.0)	4,173 (100.0)	1,200 (100.0)	5,373 (100.0)	26,695 (100.0)

(*) 1938年度第1期は同年4月末日まで、第2期は同年8月末日まで、第3期は1939年1月末日まで、1939年度第1期は同年4月末日まで、第2期は同年8月末日までの出願者である。

(*) 原注によれば、年齢の「15歳以下」および「20歳以上」の項は、「大部分ハ15歳ニシテ少数ノ14歳ヲ含ム。20歳以上ハ大部分20歳ニシテ少数ノ21歳ヲ含ム。」となっている。

(*) 満州移住協会『満蒙開拓青少年義勇軍に関する調査』(1940年2月)により作成。

第14表 出願時期別学歴変化(1938～1939年度)

年 次	1938年度				1939年度			合 計
出願時期	第 1 期	第 2 期	第 3 期	計	第 1 期	第 2 期	計	
尋小卒業	448 (3.5)	386 (9.1)	359 (8.1)	1,193 (5.6)	192 (4.6)	115 (9.6)	307 (5.7)	1,500 (5.6)
高小中退	579 (4.6)	226 (5.3)	386 (8.7)	1,191 (5.6)	221 (5.3)	52 (4.3)	273 (5.1)	1,464 (5.5)
高小卒業	7,572 (59.9)	2,239 (52.9)	2,463 (55.3)	12,274 (57.6)	3,084 (73.9)	636 (53.0)	3,720 (69.2)	15,994 (59.9)
青普中退	68 (0.5)	25 (0.6)	18 (0.4)	111 (0.5)	13 (0.3)	2 (0.2)	15 (0.3)	126 (0.5)
青普卒業	79 (0.6)	22 (0.5)	10 (0.2)	111 (0.5)	32 (0.8)	7 (0.6)	39 (0.7)	150 (0.6)
青本中退	2,163 (17.1)	917 (21.7)	803 (18.0)	3,883 (18.2)	404 (9.7)	258 (21.5)	662 (12.3)	4,545 (17.0)
青本卒業	861 (6.8)	129 (3.1)	132 (3.0)	1,122 (5.3)	50 (1.2)	45 (3.7)	95 (1.8)	1,217 (4.5)
中校中退	423 (3.4)	157 (3.7)	153 (3.4)	733 (3.4)	69 (1.7)	48 (4.0)	117 (2.2)	850 (3.2)
中校卒業	209 (1.7)	70 (1.7)	53 (1.2)	332 (1.6)	44 (1.0)	20 (1.7)	64 (1.2)	396 (1.5)
不 明	239 (1.9)	59 (1.4)	74 (1.7)	372 (1.7)	64 (1.5)	17 (1.4)	81 (1.5)	453 (1.7)
合 計 (割合:%)	12,641 (100.0)	4,230 (100.0)	4,451 (100.0)	21,322 (100.0)	4,173 (100.0)	1,200 (100.0)	5,373 (100.0)	26,695 (100.0)

(*) 1938年度第1期は同年4月末日まで、第2期は同年8月末日まで、第3期は1939年1月末日まで、1939年度第1期は同年4月末日まで、第2期は同年8月末日までの出願者である。

(*) 学歴の項の「尋小」は尋常小学校、「高小」は高等小学校、「青普」は青年学校普通科、「青本」は青年学校本科、「中校」は中学校・農業学校中等諸学校を示す。

(*) 満州移住協会『満蒙開拓青少年義勇軍に関する調査』(1940年2月)により作成。

第15表 出願時期別家庭職業変化(1938～1939年度)

年 次	1938年度				1939年度			合 計
出願時期	第 1 期	第 2 期	第 3 期	計	第 1 期	第 2 期	計	
農 業	9,985 (79.0)	3,200 (75.7)	3,246 (72.9)	16,431 (77.1)	3,073 (73.6)	808 (67.3)	3,881 (72.2)	20,312 (76.1)
水 産 業	99 (0.8)	26 (0.6)	36 (0.8)	161 (0.7)	36 (0.9)	29 (2.4)	65 (1.2)	226 (0.9)
鉱 業	35 (0.3)	10 (0.2)	16 (0.4)	61 (0.3)	22 (0.5)	9 (0.8)	31 (0.6)	92 (0.3)
工 業	757 (6.0)	306 (7.2)	412 (9.3)	1,475 (6.9)	310 (7.4)	110 (9.2)	420 (7.8)	1,895 (7.1)
交 通 業	142 (1.1)	68 (1.6)	68 (1.5)	278 (1.3)	53 (1.3)	13 (1.1)	66 (1.2)	344 (1.3)
商 業	582 (4.6)	247 (5.8)	250 (5.6)	1,079 (5.1)	262 (6.3)	75 (6.2)	337 (6.3)	1,416 (5.3)
公務自由業	479 (3.8)	187 (4.4)	196 (4.4)	862 (4.0)	243 (5.8)	76 (6.3)	319 (5.9)	1,181 (4.4)
その他有業者	137 (1.1)	55 (1.3)	66 (1.4)	258 (1.2)	32 (0.8)	30 (2.5)	62 (1.2)	320 (1.2)
無 業	175 (1.3)	91 (2.2)	93 (2.1)	359 (1.7)	83 (2.0)	31 (2.6)	114 (2.1)	473 (1.8)
不 明	250 (2.0)	40 (1.0)	68 (1.5)	358 (1.7)	59 (1.4)	19 (1.6)	78 (1.5)	436 (1.6)
合 計 (割合:%)	12,641 (100.0)	4,230 (100.0)	4,451 (100.0)	21,322 (100.0)	4,173 (100.0)	1,200 (100.0)	5,373 (100.0)	26,695 (100.0)

(*) 1938年度第1期は同年4月末日まで、第2期は同年8月末日まで、第3期は1939年1月末日まで、1939年度第1期は同年4月末日まで、第2期は同年8月末日までの出願者である。

(*) 項目は原表のままである。

(*) 1938年度の「その他有業者」は4人の「家事使用人」（第1期1人、第2期1人、第3期2人）を含んでいる。

(*) 満州移住協会『満蒙開拓青少年義勇軍に関する調査』（1940年2月）により作成。

第16表 出願時期別続柄変化(1938～1939年度)

年 次	1938年度				1939年度			合 計
出願時期	第 1 期	第 2 期	第 3 期	計	第 1 期	第 2 期	計	
戸 主	187 (1.5)	102 (2.4)	93 (2.1)	382 (1.8)	71 (1.7)	33 (2.8)	104 (1.9)	486 (1.8)
長 男	1,260 (9.9)	462 (10.9)	478 (10.7)	2,200 (10.3)	346 (8.3)	135 (11.2)	481 (9.0)	2,681 (10.1)
養 嗣 子	50 (0.4)	35 (0.8)	32 (0.7)	117 (0.5)	15 (0.4)	11 (0.9)	26 (0.5)	143 (0.5)
二 三 男	9,085 (71.9)	2,845 (67.3)	3,028 (68.0)	14,958 (70.2)	3,095 (74.2)	763 (63.6)	3,858 (71.8)	18,816 (70.5)
弟	1,358 (10.7)	516 (12.2)	570 (12.8)	2,444 (11.5)	441 (10.5)	159 (13.2)	600 (11.2)	3,044 (11.4)
そ の 他	617 (4.9)	259 (6.1)	226 (5.1)	1,102 (5.2)	189 (4.5)	80 (6.7)	269 (5.0)	1,371 (5.1)
不 明	84 (0.7)	11 (0.3)	24 (0.6)	119 (0.6)	16 (0.4)	19 (1.6)	35 (0.6)	154 (0.6)
合 計 (割合:%)	12,641 (100.0)	4,230 (100.0)	4,451 (100.0)	21,322 (100.0)	4,173 (100.0)	1,200 (100.0)	5,373 (100.0)	26,695 (100.0)

(*) 1938年度第1期は同年4月末日まで、第2期は同年8月末日まで、第3期は1939年1月末日まで、1939年度第1期は同年4月末日まで、第2期は同年8月末日までの出願者である。

(*) 項目は原表のままである。なお原注には、「孫ノ中、長男ハ長男トシ、他ハ二、三男トセリ。ソノ別ノ分明セザルモノハ不明トセリ。其他ノ中ニハ甥、従弟、庶子、私生子等ヲ含ム。」とある。

(*) 満州移住協会『満蒙開拓青少年義勇軍に関する調査』（1940年2月）により作成。

第17表 出願時期別出身地変化(1938～1939年度)

年 次 出願時期	1938年度				1939年度			合 計
	第 1 期	第 2 期	第 3 期	計	第 1 期	第 2 期	計	
農 村	11,810 (93.4)	3,703 (87.5)	3,828 (86.0)	19,341 (99.7)	3,727 (89.3)	997 (83.1)	4,720 (88.0)	24,065 (99.1)
農村一都市	275 (2.2)	250 (5.9)	284 (6.4)	809 (3.8)	172 (4.1)	100 (8.3)	272 (5.0)	1,081 (4.1)
都 市	470 (3.7)	244 (5.8)	289 (6.5)	1,003 (4.7)	247 (5.9)	94 (7.8)	341 (6.3)	1,344 (5.0)
都市一農村	86 (0.7)	33 (0.8)	50 (1.1)	169 (0.8)	27 (0.7)	9 (0.8)	36 (0.7)	205 (0.8)
合 計 (割合: %)	12,641 (100.0)	4,230 (100.0)	4,451 (100.0)	21,322 (100.0)	4,173 (100.0)	1,200 (100.0)	5,373 (100.0)	26,695 (100.0)

(*) 1938年度第1期は同年4月末日まで、第2期は同年8月末日まで、第3期は1939年1月末日まで、1939年度第1期は同年4月末日まで、第2期は同年8月末日までの出願者である。

(*) 「農村」は本籍、現住所ともに町村の者、「農村一都市」は本籍が町村で現住所が市の者、「都市」は本籍、現住所ともに市の者、「都市一農村」は本籍が市で現住所が町村の者を、それぞれ示す。

(*) 満州移住協会『満蒙開拓青少年義勇軍に関する調査』(1940年2月)により作成。

このように1938・1939両年度を通じて拓務省が確保した義勇軍要員の多くは、農村に現住する青少年であり、高等小学校卒業を最終学歴とする農家の非家督相続者であった。こうした農村青少年層は、長期化する日中戦争への大量の兵力動員と軍需工業の労働力需要に伴う農村労働力の流出という事態の進行の下で、農業においてはもとより軍需産業においても主要な労働力になりつつあった。さきに触れた安井拓務局長の発言にも窺えたように、要員確保が困難となり応募者が急減した背景には、こうした労働力需要の昂進があった。上述した満州移住協会の調査は、この点について「軍需工業、生産力拡充の大量要員と、応召将士による農村の労力減、繭高とその増産奨励による養蚕地方青少年の離村減少等々の、諸種の障碍の増大によって、従来の募集方法が一応行詰ったことを示現している」⁽²⁴⁾と総括していた。移民関係機関にとって募集の不振の打開は焦眉の課題であった。

[注] (I-2)

- (1) 1938年8月20日付陸軍省軍務局長宛拓務省拓務局長通牒「満州青年移民(青少年義勇軍)ニ関スル件」(陸軍省『永存書類 昭和十二年甲第六類』所収「満州青年移民(青少年義勇軍)ニ関スル件」)。
- (2) 1938年9月22日付市町村長・中等学校長・小学校長・青年学校長・青年団長宛拓務部長通牒「満蒙開拓青少年義勇軍募集ニ関スル件」(『長野県報』第1197号)。
- (3) 「満州青年移民募集ニ関スル件」(前掲『島根県近代教育史』第6巻、269～270頁)。
- (4) 募集開始当初における青年団の活動については、拙稿「『満蒙開拓青少年義勇軍』の創設過程」(前掲『教育学部紀要』第45号所収)において概説した。
- (5) 大日本連合青年団『満蒙開拓青少年義勇軍に関する青年団実施事項』(1枚もの)、1938年1月。
- (6) 大日本連合青年団「農村単位青年団拓植部設置要項」(前掲『拓務時報』第85号、169～170頁)。
- (7) 熊谷辰次郎編『大日本青年団史』、日本青年館、1943年、378頁。

- (8) 1938年10月31日付市町村長・青年学校長・市町村青年団長・郡連合青年団長宛学務部長通牒「満蒙開拓青少年義勇軍大量送出協議会ニ関スル件」（『長野県報』第1208号）。
- (9) 長野県『長野県史 近代史料編』第8巻(-), 長野県史刊行会, 1987年, 695～696頁。
- (10) 同上。
- (11) 1938年10月18日付市町村長・学校長宛学務部長通牒「満蒙開拓青少年義勇軍募集ニ関スル件」（『長野県報』第1204号）。
- (12) 1938年10月31日付市町村長・学校長宛学務部長通牒「満州青年移民推薦ニ関スル件」（『長野県報』第1208号）。
- (13) 1938年12月15日付市町村長・学校長・男子青年団長宛学務部長通牒「満蒙開拓青少年義勇軍募集ニ関スル件」（『長野県報』第1221号）。
- (14) 「大陸建設の昭和十四年を迎えて」（『拓き満蒙』第3巻第1号, 1939年1月, 27～28頁）。
- (15) 同上。
- (16) 1939年2月24日付市町村長・青年学校長・小学校長・職業紹介所長宛学務部長通牒「昭和十四年満蒙開拓青少年義勇軍ニ関スル件」（大分県教育百年史編集事務局編『大分県教育百年史』第4巻, 1976年, 565～566頁）。
- (17) 1939年2月23日付市町村長・小学校長・軍人分会長・男子中等学校長・經濟部出張所長・職業紹介所長・男子青年学校長宛学務部長通牒「青少年義勇軍割当並ニ募集送出ニ関スル件」（『長野県報』第1238号）。なお、この1939年度の都市別・町村別の割当は、『長野県満州開拓史 総編』（長野県開拓自興会満州開拓史刊行会, 1984年, 412～413頁）所載の1938・1939両年度の都市別・町村別割当の対照表によれば、1938年度の当初割当人員（2,500名）に基づく配分を調整したもののようである。また、明記してある合計数は2,500名であるが、各町村の割当の総和は2,525名となる。いずれにしても、第3表に示した長野県に対する1939年度の割当人員（1,800名）とは大幅に異なっている。その後に変更がなかったとすれば、前年度の規模を踏襲したのは、募集活動を昂進すべく町村を督励することに意味があったのであろう。
- (18) 前掲1939年2月24日付市町村長・青年学校長・小学校長・職業紹介所長宛学務部長通牒「昭和十四年満蒙開拓青少年義勇軍ニ関スル件」（前掲『大分県教育百年史』第4巻, 566頁）。
- (19) 1939年4月15日付北海道庁長官宛厚生省職業部長通牒「満州移民募集ニ関シ職業紹介所協力ニ関スル件」（1939年4月22日付職業紹介所長宛学務部長通牒「満蒙開拓青少年義勇軍募集ニ関スル件」別記写, 『北海道庁公報』第1872号）、および文部省社会教育局長・普通学務局長連名通牒「満蒙開拓青少年義勇軍募集ニ関スル件」（1939年5月22日付学校長・青年団長宛学務部長通牒「青少年義勇軍募集ニ関スル件」別記写, 『長野県報』第1263号）。なお、文部省の通牒の日付は未詳である。
- (20) 前掲『大日本青年団史』, 389頁。また、「町村青年団満蒙開拓活動要綱」については、熊谷辰次郎編『青年団拓植活動の栞』（大日本青年団本部, 1939年, 1～3頁）参照。なお、大日本連合青年団は、1939年4月、改組して大日本青年団と改称した。
- (21) 満州移住協会『満蒙開拓青少年義勇軍に関する調査』, 1940年2月, 1頁。
- (22) 同上。
- (23) 1938年7月30日付長野県知事宛拓務省拓務局長・文部省実業学務局長連名通牒「満州青年移民準幹部募集ニ関スル件」（1938年8月8日付各市町村長・学校長宛学務部長通牒「満州青年移民準幹部募集ニ関スル件」別記, 『長野県報』第1084号）。
- (24) 前掲『満蒙開拓青少年義勇軍に関する調査』, 4～5頁。

Ⅱ.「郷土部隊編成」の導入

1.「拓植訓練」の試行と募集源の転換

拓務省は1939年度の募集活動と並行して、募集の不振を打開すべき方途を模索しはじめた。その動向は、まず「満州開拓政策基本要綱」（以下、「基本要綱」と略記する）の策定過程に窺えた。

1939年12月22日に閣議決定された「基本要綱」は、満州移民政策遂行の基礎を確固たるものにするべく関東軍が前年12月に提起した、「移民根本国策」の策定作業の帰結であった⁽¹⁾。この作業は、関東軍＝満州国政府の手になる「満州現地案」を基礎として進められ、その内容はほとんど「基本要綱」に盛り込まれた。この「満州現地案」への対案と当初より日本側に措置をゆだねられていた事項に関する諸案から成る「拓務省試案」は、「基本要綱」に実質的な影響を与えた側面は限られていたけれども、いくつかの注目すべき案を含んでいた⁽²⁾。そのひとつに、「募集要綱案」がある。これは当初より日本側で措置すべき事柄とされていたものであり、他の諸案とともに遅くとも1939年5月上旬までには立案された。この「募集要綱案」は「基本要綱」に盛り込まれなかったのだが、同案には募集方策をめぐる拓務省の新たな志向を看取し得るのである。

同案は「方針」・「要領」・「措置」から成り、「満州開拓民ノ募集ニ付テハ有効妥当ナル方途ヲ講ジ以テ本事業ノ円滑ナル遂行ヲ期スルモノトス」との「方針」の下、成人移民および義勇軍の募集活動の方向性について記したものである⁽³⁾。これによれば、まず成人移民・義勇軍双方について道府県別・市町村別の「送出ニ関スル基礎調査資料」を整備し、その「基礎調査ニ立脚シ、道府県毎ニ合理的送出計画ヲ樹立シ募集スル」こととした。ここに言う「送出ニ関スル基礎調査資料」の整備は、義勇軍の場合、「内地ニ於ケル青少年層ノ地方別、業態別、就学別調査ヲ基礎トシ内外産業ノ労務需給等ノ統計的計数ヲ考慮」して行なうこととしていた。そして注目すべきは、「青年義勇隊ノ募集ニ付テハ小学校及青年学校当局ノ適正ナル指導ニ俟ツモノトス」と記していたことである。もとより拓務省は募集開始当初から公教育諸学校を応募奨励活動の場として注目してはいた。だが、この「募集要綱案」には、これとは別に成人移民と共通の項目として、「募集ノ機関ハ道府県トシ市区町村、青年団、学校之ニ協力スルモノトス」との如く、従来の募集関係の各種要綱にも窺えた位置づけが記されており、そのことから推して、「小学校及青年学校当局ノ適正ナル指導ニ俟ツ」との文言は、従来とは異なる位置づけを含意するものと考えられるのである。前述したように、この案は「基本要綱」に盛り込まれはしなかったけれども、拓務省は立案後間もなく「適正ナル指導」に必要な措置を講じはじめていた。

拓務省は、1939年7月3日、各府県に通牒を発し、「来年度第一次送出義勇軍ニ付郡教育会ニ於テ一個小隊（六十名）編成ニ関スル件」として、以下の如く伝えた。

「義勇軍運動ニ関シ熱意ヲ有スル郡教育会一ヲ選ビ之ガ主催トナリテ、小学校高等科二年在学中ノ男子児童中ヨリ来年度義勇軍タラントスルノ希望ヲ有スル者又ハ二、三男等ニシテ義勇軍ニ送出スルヲ適当ト認ムル者其ノ他適当ト認ムル者ヲ当郡内各学校別ニ送出シ之ヲ郡内適当ノ個所ニ参集セシメ、今夏之ニ拓務訓練又ハ拓植講習ノ如キヲ施シ（大体四泊五日又ハ六泊七日）以テ東亜建設ノ認識ヲ付与シ、来年度卒業迄ニハ是等拓務訓練ヲ終了セル者ノ内ヨリ来年度第一次ノ義勇軍ヲ最少限度一個小隊編成シ之ニ随時適当ナル教育ヲ施シ送出スルモノトス

斯クシテ来年度以降之ヲ全府県下ノ郡教育会ニ此ノ方法ヲ及ボサシム

実例トシテハ静岡県富士郡教育会ニ於テ既ニ之ヲ実行シテ本年第一次ニ富士小隊トシテ七十

名ヲ送レリ今夏同県下ニ於テハ七ヶ郡ノ教育会ニ於テ来年度第一次送出ヲ目途トシテ叙上ノ方法ヲ実施ス」⁽⁴⁾

ここで注目すべきは、①小学校高等科2年在学者すなわち翌春卒業ないし修了の際に応募適齢の下限に達する児童を募集対象に据えたこと、②各学校に基礎を置いて送出要員を確保し郡単位で小隊を編成するとしたこと、③送出要員の確保に際しては郡教育会の主催により「拓務訓練又ハ拓植講習ノ如キ」を実施するとしたことである。ここに想定されている「拓務訓練又ハ拓植講習ノ如キ」とは、実例として挙げられている静岡県富士郡教育会が、前年8月、作業・行軍・講話等を通じて義勇軍について感興を呼び起こすべく実施した合宿形式の訓練、さらにはこの年の3月に義勇軍応募確定者に施した予備訓練のことであった⁽⁵⁾。

この郡単位の小隊編成の勧奨に対してただちに31府県が呼応し、65小隊の訓練が実施に移されたという⁽⁶⁾。そして、程なく拓務省は予定を繰り上げてこの方策を全面的に実施する方向に転じ、11月4日には、静岡県富士郡教育会の経験に示唆を得て構想した「小隊編成拓植訓練実施要項」を各府県に指示するに至る（後述）。その間の事情は、関係機関のひとつ満鉄（東京支社調査室）によれば次のようである。すなわち、「此ノ拓務訓練ハ実施シテ見ルト志望者頗ル多数ニ上リ、最初ノ試ミトシテハ予想以上ニ好成績ヲ挙ゲルコトが出来タノdeal。従ッテ拓務省トシテハ此ノ訓練ヲ年度末迄継続シ、之ヲ拡大強化シテ来年度第一次義勇軍ヲ大々的ニ此ノ小隊編成訓練ニヨッテ確保シヨウト謂フ新ナ計画ヲ樹立スルニ至ツタ」のであった⁽⁷⁾。これは、拓務省自らが評する如く、「義勇軍編成の新らしい形式であって、義勇軍送出の組織化」⁽⁸⁾を企図したものであった。

拓務省は、高等小学校在学者を募集源に据えたことに関わって、まず卒業期における「職業指導」の一環に義勇軍への応募勧奨活動を位置づけるよう措置した。すなわち、拓務省（拓務局長）は、10月19日、文部省（普通学務局長）と連名で各府県に通牒を發し、「^(ママ)小学校ニ於ケル職業指導ニ当リテハ海蒙開拓青少年義勇軍ノ趣旨ノ普及徹底ヲ図リ児童並ニ父兄ヲ指導シテ適格者ヲ多数応募セシメ以テ満州開拓ノ重要国策遂行ニ寄与セシムル様格別ノ御配意相成度」と指示した⁽⁹⁾。小学校における「職業指導」については、その主眼が「学校卒業後ニ於ケル児童ノ職業ヲシテ国家ノ要望ニ適合セシムルコト」にある点は、すでに前年において、厚生・文部両省により確認されていた⁽¹⁰⁾。そして、この観点は、1939年7月に立案された「労働動員計画」において小学校新規卒業者が新規労働力の主要な給源と目されたことに伴い、「上級学校ニ進学セザル卒業者ニ対シテハ特ニ就労ノ気風ヲ振作シ能フ限り之ヲ労働動員ヲ必要トスル時局産業ニ就職セシメ以テ労働動員ノ実ヲ挙グル」⁽¹¹⁾というところまで絞り込まれるに至っていた。こうした「職業指導」の一環として義勇軍を送出する拓務省の“論理”は、おそらくはさきの富士郡教育会の会長がその経験について次の如く述べたことのうちにあったに違いない。すなわち、「従来の職業指導は個人を中心とした考が十分濃厚であったのでありますが、時局が斯う云ふ風になって来まして、国策に順応した子供、それを作ることが職業指導の使命である云ふことに考が変って来まして、国策に順応した子供、国家の要望に添ふべきところの子供と云ふところから、結局現在としては義勇軍の送出が一番大事なことぢやないかと云ふことになったのであります」と⁽¹²⁾。

さらに拓務省（拓務局東亜第二課長）は、10月31日、通牒「明年度送出青少年義勇軍ニ関スル件」を發し、10月19日付通牒の趣旨に則って「明春卒業スベキ小学校児童ノ職業指導」を行なうに際しては「特ニ今夏以来実施ノ青少年義勇軍小隊編成拓植訓練終了生並ニ其ノ父兄ニ対シテハ

今後更ニ充分ナル指導ヲ加ヘ義勇軍参加ノ確保ニ遺憾ナキヲ期セラレ度」と指示した⁽¹³⁾。その際拓務省は、政府における労働力配置計画の立案・実施に照応して「府県ニ於テモ青少年義勇軍ノ送出並ニ軍需其ノ他緊要産業要員等ノ充足ニ付適正ナル需給調整計画ヲ具体的ニ樹立シテ義勇軍ノ送出ニ遺憾ナキヲ期セラレ度」との意向を示し、その参考として「岐阜県ニ於ケル昭和十四年度青少年義勇軍送出及労務要員充員対策概要」を送付した。拓務省にとっては、義勇軍送出計画人員が「労務動員計画」に計上されていたとしても、あくまで要員の確保は各府県における募集活動に拠らざるをえなかったし、また卒業期の高等小学校児童を募集対象に据えた以上「軍需其ノ他緊要産業要員等ノ充足」との競合を回避する方途を探らざるを得なかったのであり、その点でこの岐阜県の経験は有効と見たのであろう。

この概要によれば岐阜県では、まず「県下全般ノ労務需給関係ヲ調査シ適正ナル労務調整計画ヲ具体的ニ樹立」した上で、「特ニ明春卒業スベキ小学校児童ノ青少年義勇軍送出並ニ軍需労務、時局産業要員充当数」を定めた。そして義勇軍については、各郡毎に1個小隊(60名)を「最少限度トシテ」割り当てた上で、「小学校及職業紹介所ガ一致協力シテ之ガ送出ヲ期スベク万全ノ策」を講じたという。いくつかの措置のうち注目すべきは、小学校および職業紹介所に対して「青少年義勇軍職業指導方法」および「青少年義勇軍ニ対スル職業指導要項」なる準拠方針を示したことであった。

「青少年義勇軍職業指導方法」は、小学校および職業紹介所において措置すべき事項とその際の留意点を示したもので、以下の如く、児童・父兄に対する趣旨の徹底や要員確保の徹底に配慮するよう指示していた。

- 「一、小学校ニ於テハ高等小学校在学児童並ニ尋常小学校第五、六学年在学児童ニ対シ青少年義勇軍ニ関シ十分徹底スル様訓話スルコト
- 二、父兄会ノ開催ニ当リテハ青少年義勇軍ニ関スル関心ヲ昂揚スル様説明スルコト
- 三、職業紹介所ニ於テ映画会、父兄会等ヲ開催シ又ハ小学校ノ要求ニ基キテ職業指導ニ関スル事業ヲ行フトキハ必ズ義勇軍関係ノ指導ヲ行フコト
- 四、右各項実施ニ当リテハ勤労報国ノ精神ヲ基調トシ内地農山村ニ於ケル寡少農ノ絶滅ヲ目的トシ明朗新日本農村ノ建設及大陸日本ノ創造ハ児童ノ将来ニ於ケル重大ナル責務ナルコトヲ自覚セシムル様訓育スルコト
- 五、青少年義勇軍応募希望者ニ付テハ充員計画ニ重大ナル支障ナキ限り他種産業ニ志望ヲ転換セシメザル様指導スルコト
- 六、時局産業不適格者ト雖モ身体強健ナル者ハ応募セシムル様措置スルコト
- 七、職業紹介所ハ小学校ト連携シ各郡ヨリ一個小隊(六十名)ヲ送出スル様措置スルコト」

そして、「青少年義勇軍ニ対スル職業指導要項」は、「啓発指導ノ徹底」の一助として、応募を勧奨する際に強調すべき点を例示したものである。そこには、以下の如く、国家目的に貢献している者としての矜持を抱かせたり、あるいは「職業」としての安定性に対する確信を抱かせるなど、児童・父兄を籠絡する言辭が列挙されていた。

- 「一、青少年義勇軍ハ日本内地ノ青少年ノ大陸ノ新天地ニ進出セシメ滿蒙ノ天地ヲ心身練磨ノ大道場トナシ日滿ヲ貫ク雄大ナル皇国精神ヲ鍛練陶冶シ滿蒙開拓ノ中堅タラシメ以テ兩帝国ノ

国策ニ貢献セシメントスルモノニシテ将来ニ於ケル五族協和ノ中心人物ヲ養成セントスル主旨ナルコト

二、青少年義勇軍訓練所ハ大陸ニ日本精神ノ顕現セル理想ノ新国家ヲ建設セントスル青少年ニ対シ大陸ノ新天地ニ適応スル如ク青少年ニ訓育スル学校ナルコト

三、青少年義勇軍ハ国策ノ第一線ニ立ツ我等ノ村我等ノ郷土ノ代表者ナルコト

四、内地農山村ヲシテ理想ノ村タラシムルニハ義勇軍ヲ送出シ満蒙ノ地ニ其ノ分村ヲ作ル必要アルコト

五、青少年義勇軍ハ大陸ニ於ケル日本民族ノ祖先タルコト

六、青少年義勇軍ハ神武ノ昔行ハレタル大和民族ノ移動ト同様日本民族ノ大陸移動ナルコト

七、青少年義勇軍訓練所ニ於ケル訓練終了後訓練生ノミヲ以テ理想ノ日本村ヲ建設スルモノナルコト

八、義勇軍ハ一切ノ手持資金ヲ要セズシテ国家ノ保護ノ下ニ将来安定セル生活ノ保証セラレ居ルコト

九、徴兵検査ハ現地ニ於テ受検シ関東軍ニ属スルコト

十、県下高等小学校卒業児童ノ社会進出状況ヨリ考察シテ本事業ノ必要性ヲ強調スルコト

十一、青少年義勇軍ハ将来農家ノミヲ経営スルモノヲ主体トスルモ将来村ヲ構成スルニ必要ナルアラユル人物ヲ併セテ養成訓陶セラルルモノナルコト

十二、内地農山村ハ其ノ発展ニ限リアレドモ満蒙ノ天地ハ将来洋々タル希望アルコトヲ強調スルコト

十三、義勇軍ハ生活ヲ楽シミ晴耕雨読悠久ノ生活ヲ為スモノナルコト

十四、左記ノ者ハ積極的ニ応募スル必要アルコトヲ強調スルコト

イ、寡少農、余剰勞力多キ家庭ノ次三男以下ノ者

ロ、将来一家ヲ挙ゲテ移住シ得ル状況ニアル者

ハ、軍需工場要員不適確者ニシテ尚ホ身体強健ナル者

ニ、其ノ他将来徒手空拳満蒙ノ天地ニ発展セントスル者」

ここに掲げられているのは、岐阜県当局ひいては拓務省が応募の誘因になり得ると見なした事柄に他ならない。これらが「職業指導」の名の下に提示される以上、たとえば将来の安定的生活の保証の見通し（第8項）や農業以外の職種への就労の可能性（第11項）が増幅して受容されるであろうし、強調の仕方によって、言わば私的な欲求や打算を動機とした応募者も生めば、また義勇軍の国策的意義への共鳴を動機とする応募者も生むなど、これらに対する児童・父兄の受容の仕方はさまざまにあり得たであろう。拓務省の期待は、これらに対する児童・父兄の受容の仕方はどうあれ、多くの応募者が生まれることであったに違いないが、そのようにさまざまな動機による応募者が増加することは、拓務省にとって新たな矛盾を抱え込むことでもあった。なぜなら動機が多様であることは、次節で述べるように、退所者の増加という形で立ちあらわれた訓練組織を動揺させる事態の基底因となっていたからである。もとより拓務省は、人員の確保を督励した結果としてさまざまな動機に応募者を予想していたであろうけれども、その応募の意志が強固である保証はなかったし、むしろ応募の意志が強固であればあるほど、それを作り上げたさまざまな動機と現実との落差が大きく感受されることは必定であったのである。

拓務省は高等小学校在学児童に対する応募勧奨活動を「職業指導」の一環として行なうよう指

示した上で、11月4日、「小隊編成拓植訓練実施要項」を各府県に通達した⁽¹⁴⁾。同要項においても「明春卒業すべき高等科児童ヲ対象トスルコト」⁽¹⁵⁾が明記されていたけれども、拓務省は、青年団員・青年学校生徒に対しても同様の訓練を府県連合青年団との共催により実施するよう各府県に指示していた⁽¹⁶⁾。義勇軍応募適齢の青年団員・青年学校生徒は、これまで拓務省が主たる募集源と見なしていたものである。また、前節冒頭に引いた1938年8月20日付拓務局長通牒に窺えるように、高等小学校在学児童がこれまでまったく募集対象の埒外にあったわけではない。だが、以上に見てきた高等小学校在学児童をめぐる拓務省の一連の措置は、これまでとは異なる位置づけの下になされていたのである。この点は各府県に対する割当人員によって明白となる。たとえば、長野県が遅くとも11月上旬には教育会・学校長会に通達した「昭和十五年度青少年義勇軍編成方針案」によれば、「今後青少年義勇軍ノ編成ハ少年義勇軍、青年義勇軍ノ二種ニ分チ、少年義勇軍ハ三月卒業児童ヲ以テ郡市教育会ヲ中心ニ各郡（市ヲ含ム）毎ニ編成シ、青年義勇軍ハ青年団ヲ中心ニ地方別ニ編成セントス」とした上で、「少年義勇軍」について40個小隊・2,400人の編成送出を目標とすることにしていた⁽¹⁷⁾。一方、これとは別の通牒によって長野県が指示した「青年義勇軍」の募集人員は、「少年義勇軍」に比してはるかに少ない6個小隊・360人であった⁽¹⁸⁾。

このように義勇軍の主たる募集源は卒業期にある高等小学校在学児童に転換していたのであった。

【注】 (Ⅱ-1)

- (1) 浅田喬二「満州農業移民政策の立案過程」（満州移民史研究会編『日本帝国主義下の満州移民』、龍溪書舎、1976年、所収）参照。
- (2) この点については、拙稿「『満州』移民政策と『満蒙開拓青少年義勇軍』」（前掲『教育学部紀要』第47号所収）を参照されたい。
- (3) 「募集要綱案」の全文については、満州拓植公社東京支社『満州開拓政策に関する内地側会議要録』、1939年、「付録」90頁参照。以下、「募集要綱案」の引用箇所は特記しない。
- (4) 満鉄東京支社調査室『事変下開拓民募集方策ノ検討』、1940年4月、28～29頁。なお、同書においては、「七月三日拓務省拓務局東亜第二課長ヨリ各府県学務部長ニ宛テタ通牒ニハ左ノ如ク記サレテ居ル」として本文引用部分が紹介されており、通牒の件名は定かではない。
- (5) 富士郡教育会の実践については、その普遍化を意図して満州移住協会が編んだ『義勇軍富士小隊』（1939年8月）を参照。
- (6) 拓務省「満州開拓事業の展望」（『週報』第164号、1939年12月、5頁）。
- (7) 前掲『事変下開拓民募集方策ノ検討』、29頁。
- (8) 前掲「満州開拓事業の展望」（前掲『週報』第164号、5頁）。
- (9) 1939年10月19日付各地方長官宛拓務省拓務局長・文部省普通学務局長連名通牒「小学校卒業生ノ職業指導ニ関スル件」（『職業指導』第12巻第12号、1939年12月、78頁）。
- (10) 1938年10月26日付厚生省・文部省訓令第1号「小学校卒業生ノ職業指導ニ関スル件」（『職業指導』第11巻第12号、1938年12月、68頁）。
- (11) 1939年10月19日付各地方長官宛厚生省職業部長・文部省普通学務局長連名通牒「小学校卒業生ノ職業指導ニ関スル件」（『職業指導』第12巻第11号、1939年11月、84頁）。
- (12) 満州移住協会主催の座談会（『興亜教育の実際を聴く』、1940年1月22日開催）における会長上杉増太

郎の発言（満州移住協会『新満州』第4巻第3号，1940年3月，71～72頁）。

- (13) 1939年10月31日付県学務部長宛拓務省拓務局東亜第二課長通牒「明年度送出青少年義勇軍ニ関スル件」（前掲『職業指導』第12巻第12号，78～79頁）。以下，引用箇所は特記しない。
- (14) 前掲『事変下開拓民募集方策ノ検討』には，「十一月四日拓務省拓務局東亜第二課長名ヲ以テ各府県学務部長宛通達サレタ『小隊編成拓植訓練実施要項』」（29頁）とある。
- (15) 同上書，30頁。
- (16) 『東京朝日新聞』1939年9月27日付朝刊。見出しは，「拓務訓練講習会／要綱決定す」である。
- (17) 小県郡丸子尋常高等小学校『自昭和九年一月 学校長会綴』所収。なお，小県郡上田学校長会では，11月11日に開催した学校長会の協議事項のひとつである「昭和十五年度少年義勇軍編成ニ関スル件」の資料として，同編成方針案が提示されている。
- (18) 1939年10月19日付市町村長・青年学校長宛学務部長通牒「満蒙開拓青年義勇軍編成並拓務訓練講習会ニ関スル件」（『長野県報』第1306号）。

2. 「郷土部隊」の編成

拓務省は，前節で述べたように，主たる募集源を高等小学校在学児童に転換するとともに，合宿形式の訓練の実施を伴う郡単位の小隊編成を導入した。その実施方策が，1939年11月4日に各府県に通達された「小隊編成拓植訓練実施要項」であった。

同要項は，大きく「実施期間」・「開催場所」・「主催」・「訓練生」・「班（又ハ分隊）」・「指導者」・「参加者」・「訓練」・「現地義勇軍ニ対スル激励文」・「座談会」・「児童感想文」・「義勇軍参加ノ確否」・「指導者感想発表」・「其ノ他」の14項目から成っている⁽¹⁾。これによって「拓植訓練」のおおまかな態様を整理すると次のようになる。すなわち，①訓練は「明春卒業スベキ高等科児童」を対象として「府県並郡市教育会等」の主催により実施する，②訓練生を「郡内各学校ヨリ送出」する際「学校長ヨリ推薦」する，③実施期間は「少クトモ四泊五日以上」とし「成ルベク学校，農民道場等規律的訓練実施上適当ノ場所」で開催する，④「郡内小学校ヨリ適当ナル教員ヲ相当数選出」して「訓練生十名程度」から成る班の「班長ノ補導トシテ全班に配属」する，⑤指導者は「小学校，青年学校教員，府県職員，既教育軍人又ハ連隊区司令部職員（軍事教練ノ為）等」とする，⑥指導者のほかに「府県職員（職業課，学務課，社会教育課等ノ課長，課員），拓植関係団体職員，興亜青年勤労報告隊員，教育家」が参加し「特ニ郡内小学校長，担任教員ハ成ルベク一泊以上児童ト起居作業ヲ俱ニスル」，以上である。このように「拓植訓練」は，公教育諸学校を基盤とし，教育会を介在させていた点において，教育活動としての外貌を備えていた。

訓練の具体的な内容や実施上の留意点については，義勇軍についての感興を呼び起こすとともに，「軍事的集団規律」に馴致することを眼目として，「第八 訓練」の項に以下の如く記されていた。

- 「1 訓練計画，訓練日課等ハ實際訓練ノ衝ニ当ルベキ教育会長ヲシテ立案セシメ府県ニ於テ検討ノ上実施スルコト
- 2 雨天ノ場合ニ備フベキ計画ヲモ樹立スルコト
- 3 朝ノ行事ニハ点呼，国旗掲揚，国歌合唱，神宮宮城遙拝，教育勅語奉読，神社参拝，体操，

駆走等ヲ行フコト

- 4 タノ行事ニハ点呼、国旗降下、神宮宮城遙拝等ヲ行フコト
- 5 夜ノ行事ニハ御製、和歌ノ朗詠、朗唱、黙禱ヲ行フコト
- 6 起居、作業其ノ他一切ノ行事ノ合図ハ士気昂揚上ラッパヲ用フルコト
- 7 規律的訓練ノ為軍事教練（成ルベク銃、背囊、巻ゲートルヲ使用）ヲ実施スルコト
- 8 歩哨、警備、食事準備等ニ就キ当番制ヲ執ルコト
- 9 拳手ノ礼、復唱、復命等ノ訓練ヲ実施スルコト
- 10 食後食器等ノ片付け、室内ノ整理整頓等自律的訓練ヲ行フコト
- 11 開墾、農耕等適当ニ作業ヲ課スルコト
- 12 行軍、忠臣孝子ノ遺蹟、名勝地ノ探勝、登山等ヲ行フコト、此ノ場合ハ義勇軍歌及ラッパ行進ヲ行フコト

飯盒炊餐ハ極メテ効果アルヲ以テ成ルベク之ヲ実施スルコト

- 13 訓練ハ軍事的集団規律ヲ主体トシテ之ヲ実施シ訓練課目ハ単調ニ流レズ緩、嚴、楽、苦ヲ適当ニ味ヒ得ル様按配スルコト、即チ教練、武道、体操、作業、行軍等ノ外、義勇軍歌、御製、和歌ノ朗詠、詩吟、朗唱、遊戯、當火、小運動会、娯楽等ヲ加フルコト
- 14 講話時間多キニ過グルトキハ倦怠ヲ覚ヘ実効ヲ収メ難キヲ以テ毎日ノ講話ハ成ルベク午前中ニ於テ大体二時間内外ニ止ムルコト
- 尚作業、行軍、登山ノ休息中ヲ利用シ適宜満州事情又ハ義勇軍生活等ニ就キ説明スルコト
- 15 食事ニ當リテハ『食前ノ誓』『食後感謝ノ詞』等ヲ斉唱セシムルコト
- 16 食事、作業中ハ無言ノ行ノ訓練ヲ行フコト
- 17 訓練期間中ハ外出ヲ禁ジ小使錢ヲ使ハサシメザルコト

こうした「拓植訓練」に対する拓務省の期待を、岩本憲治（満州移住協会）は、「拓植訓練」＝「拓務訓練」の「教育的効果」として以下の如く代弁していた。

- 「一、児童・生徒の心身の鍛練の結果、精神生活を向上し、身体を増健ならしむ。
- 二、児童・生徒をして、教練作業等に親ましめ、作業を通じて興亜精神を徹底し、昭和青少年の国家的使命を自覚せしめ、義勇軍参加を進んで希望するに至り、小隊編成を容易ならしむ。
- 三、郡市教育会たる教育的大存在に於て指導さるる結果各方面の理解を深め、父兄も安心して我が子を義勇軍に参加せしめて、国策線上に於て、教育を受けしめることを希望するに至る。
- 四、拓務訓練の結果編成せらるる小隊は、良質なるを以て、応々にある不良訓練生問題は解消するに至る。
- 五、訓練の結果小隊編成を行ふ時は、内原入所人員数に予め見通しをつくることを得るを以て、国策強行上便利である。」⁽²⁾（圈点——原文）

この「教育的効果」とは、要するに、父兄を懐柔し、児童を訓練に囲い込むことによって義勇軍要員の確保を組織化し得るとの期待の別言に他ならない。「小隊編成拓植訓練実施要項」においては、「推薦前ニ児童並父兄ニ対シ懇談ヲ遂ゲ理解ヲ与ヘ成ルベク義勇軍参加ノ見込アルモノヲ選出スルコト」にした上で、「最後ニ義勇軍ニ参加スルヤ否ヤ及参加セザル者ハ其ノ理由ヲ文章ニ依リ提出セシムルコト」によって「義勇軍参加ノ確否」を確かめるように措置しており、「拓

植訓練」の要諦が、応募の意志を造り上げ、さらにはそれを翻させない強制力を発揮することになったことは疑いない。そして注目すべきは、要員の確保のみならず、「軍事的集団規律」に馴致することを主眼とした訓練が「良質」な小隊を生み出すとの期待を抱いている点である。こうした期待はひとり岩本のものではなく、関係機関が等しく共有するところであった。そこで「不良訓練生問題」に対する関係機関の認識を、その端的な徴候であった退所者の増加に焦点を合せて見ておこう。

第18表および第19表は、内原訓練所について入・退所状況を示したものである。それぞれの退所人員の異同や入所人員の他表との異同の事情は不明であるが、おおよその傾向は知ることができる。初年度を除く各年度の退所人員は前年度の入所者を若干名含んでいると思われるが、内原訓練所において概ね2カ月の訓練を経れば渡満させるようにしていたことからすれば、退所人員の主たる内容は、当該年度に入所し、かつ退所した者の数と見てよい。この点を前提として第18表を見ると、1939年度は前年度より退所者は減ってはいるが、退所者の発生頻度が倍加していることがわかる。また、第19表の退所事由によれば、1938年度においては本人の「病気」や「家庭事情」による退所者が多かったのに対して、1939年度にはそれらは大幅に減少し、代って「無断退所」が最も多くなっている。

第18表 内原訓練所退所状況（1938～1941年度）

年 次	1938	1939	1940	1941	計
入 所 人 員 (A)	24,215	9,700	9,648	13,371	56,934
退 所 人 員 (B)	1,319	1,070	728	790	3,907
(B)/(A) %	5.4	11.0	7.5	5.9	6.9

(*) 1941年度は10月31日現在の数値である。

(*) 信濃教育会『信濃教育』第662号、1941年12月、240～242頁より作成。

第19表 事由別内原訓練所退所者数（1938～1940年度）

年 次	1938	1939	1940	計
無 断 退 所	206	263	127	596
意 志 薄 弱	196	121	87	404
素 行 不 良	98	93	37	228
病 気	678	162	74	914
家 庭 事 情	225	124	75	424
帰 省 中 退 所	0	78	53	131
そ の 他	229	194	25	448
計	1,632	1,035	478	3,145

(*) 1940年度は10月10日現在の数値である。

(*) 事由は原表のままである。

(*) 満州開拓青年義勇隊訓練本部監理科『康德八年度版 満州開拓青年義勇隊統計年報』、1941年、16頁より作成。

ところで、おそらくはこうした状況に対応してであろう、拓務省が1940年8月に整備した「内地訓練中ノ義勇軍訓練生退所又ハ一時帰郷取扱要領」⁽³⁾によれば、許容される退所の形態は二様であった。ひとつは訓練生の保護者の願い出を、もうひとつは訓練所長による処分を、それぞれ

拓務省が認めた場合である。前者に相当するのは、第19表では「家庭事情」による退所であろう。後者については、同取扱要領に「訓練生身体虚弱、意志薄弱又ハ素行不良ニシテ到底義勇軍トシテ成業ノ見込無シト認ムルトキハ訓練所長ハ拓務大臣ノ承認ヲ経テ之ヲ退所セシムルコトヲ得」とあり、これに相当するのは第19表では「病氣」・「意志薄弱」・「素行不良」による退所であろう。したがってこれら以外の事由による退所は、拓務省には容認できないものということになる。1939年度に初めて現れた「帰省中退所」はその内実が不明であるけれども、同取扱要領においては、「父母ノ危篤又ハ死亡ノ如キ事実ニ基キ申請アリタルトキハ承認スルコトアルモノトス」としつつも「一時帰郷願ハ之ヲ承認セザルコトヲ原則トス」と定めていたことからすると、帰省が「無断退所」の機会になっていたものと推察される。

そうしてみると、全体として退所人員が減少したとはいえ1939年度において「帰省中退所」を含め「無断退所」の割合が相対的に増したことは、拓務省にとっては看過すべからざる事態として感得されていたと見るべきであろう。また、すでに内原訓練所の関係者も初年度の退所状況について次のように観察していた。すなわち、「入ッテ来マシタ青少年ノ中ニ、募集ニ当ラレル方ノ説明ガ区々ニナッテ居リマシタガ為ニ色々誤解ヲシテ、途中デ帰りタクナルトカ或ハ帰ッテシマウトカサウ云フコトモアルヨウデアリマスカラ、募集宣伝ト云フコトノ統一ヲ図ル、是ハ是非必要ナルコトト思ヒマス。」⁽⁴⁾と。ここにいう「誤解」が生じたのは、「募集ニ当ラレル方ノ説明」が実態とかけはなれた甘言であったからに他ならない。拓務省は人員の確保を督励することによって義勇軍要員が増加することを当然にも望んでいたであろうが、それは同時に退所者に転ずる可能性のある応募者・採用者を抱え込むことにつながっていたのである。「最近ニ於ケル採用者中著シク素質良好ナラザル者アリシニ鑑ミ之ガ身上調査並ニ身体検査ヲ嚴重ニ施行セラレ度キコト」⁽⁵⁾との如く、拓務省が各府県に注意を促さざるを得なかったのは、量質両面において拓務省にとって望ましい要員が一層確保しがたくなったことの現れであった。そしてこのことは、満州に散在する義勇隊訓練所において、より深刻な事態をもたらしていたのである。

第20表は、義勇隊訓練所の退所状況を示したものである。退所人員の増加は明白であるが、これと比較するに足る各年度の実際の入所人員がわからないので、第1表に「送出国員」として計上した者がすべて入所したと仮定して第20表を見ると、各年度の送出国員＝入所人員に占める退所者数の割合も増大していることがわかる。義勇隊訓練所の基本的な在籍期間が3年間であることからすれば、退所人員の増加は在籍人員の増加に伴うものとも考えられるが、送出国員＝入所人員の累積数に対する退所者の発生割合を見れば、初年度の0.7%に対して1939年度は1.1%、1940年度は2.5%と、年を追うごとに確実に高くなっていることがわかる。

ここに見られる退所がいかなる事由によるものなのかはわからない。ただ、きわめて限られた時期および訓練所についての調査ではあるが、第21表によれば依頼よりも処分による退所が多い傾向にあったことが知れる。そしておそらくは依頼または処分による退所に加え、内原訓練所の退所状況に窺えたような「無断退所」が少なからず存在したであろうし、さらにはそのことを勘案すれば第20表に掲げた退所状況も実態の縮小した投影とみることが妥当であろう。実際これらとは別の調査には、1938年度についてのみであるが、渡満人員総数20,100人に対して1,300人の死亡者・退所者が発生していることを示すものもある⁽⁶⁾。もとよりこれは死亡者数を含んでいるけれども、おそらくは死亡者数を意味すると思われる「減耗数」の調査では、同一の渡満人員総数に対する1938年度の「減耗数」は121人となっており⁽⁷⁾、これを差し引いても退所者数は優に1,000人を越えるのである。

第20表 義勇隊訓練所退所者数（1938～1940年度）

	総 数	1938	1939	1940
退 所 者 数	1,489	157	341	991
送 出 数 比(%)	3.7	0.7	3.8	11.1
累 積 送 出 数 比 (%)			1.1	2.5

(*) 調査対象訓練所数は87である。

(*) 送出数比は、各年度の「送出人員」(第1表)に対する割合である。

(*) 満州開拓青年義勇隊訓練本部監理科『康德八年度版 満州開拓青年義勇隊統計年報』, 1941年, 47～49頁より作成。

第21表 事由別義勇隊訓練所退所者数（1940年4～9月）

	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	合 計
処 分	20	32	43	32	33	64	224
依 願	9	18	15	17	25	28	112
合 計	29	50	58	49	58	92	336

(*) 調査対象訓練所数は14である。

(*) 事由は原表のままである。

(*) 満州開拓青年義勇隊訓練本部監理科『康德八年度版 満州開拓青年義勇隊統計年報』, 1941年, 47頁より作成。

このように実際の退所者数が第20表・第21表に窺えるよりも多いであろうということは、たとえば次のような事実からも推察し得る。一時帰郷願の場合も含めて義勇隊訓練所における退所願について、保護者が市町村長の上申書を添えて府県経由で拓務大臣宛に出願するよう手続きが定まったのは1939年11月であった⁽⁸⁾。それはそれまでしばしば見受けられた「直接現地其ノ他ニ願書又ハ書信等ニヨル連絡」をするという事態に鑑みた措置であった⁽⁹⁾。だがその後も、「父兄又ハ出身地市町村長ヨリ直接訓練所宛出願スル向」について改めて注意を喚起し、しかも「親権者ヲシテ寧口訓練生ニ素志ノ貫徹ヲナサシムル可ク激励相成様説得方」を希望する拓務省の意向が府県に対して伝えられたことは⁽¹⁰⁾、退所ないし一時帰郷を希望する父兄が広範に存在していることを示唆していた。そして拓務省は、1941年には、「訓練生ノ一時帰郷及退所ハ極力之ヲ防止スベキ」であり、「出願防止ニ格別ノ御配意相成度」との如く指示するよう府県に通達するに至るのである⁽¹¹⁾。つまりこれらの事態が意味するものは、退所願の受理について拓務省がきわめて消極的であったということに他ならず、その点で第21表に窺える依願退所の背後に少なからぬ「無断退所」が発生していたことは想像に難くないのである。

この点はまた処分による退所についても同断であった。そのことを示唆するひとつの事実は1940年7月に「不良訓練生」の送還手続きが定まったことである⁽¹²⁾。これは、さきに「内地訓練中ノ義勇軍訓練生退所又ハ一時帰郷取扱要領」によって知り得た退所処分に該当する事由で言えば、「素行不良」に該当するものが増加していることを裏書きしている。そしてさらに、義勇軍に応募した「保護少年」をめぐる動向からもそのことは推察し得る。義勇軍の募集開始当初から移民関係機関は、「少年法」に抵触して「保護処分」となった青少年に対する勸奨活動に着手しており⁽¹³⁾、また少年保護事業関係機関においても「保護少年」の「大陸発展」の一環に義勇軍への応募を位置づけていた⁽¹⁴⁾。この義勇軍に応募した「保護少年」の動向について、司法省

は1939年9月の時点で次のようにとらえていた。すなわち、「過般保護少年ノ大陸進出ノ一策タル滿蒙開拓青少年義勇軍ノ応募状況ニ付調査致候処（中略）同義勇軍全応募者中事故アリタルモノ百分ノ六（此ノ中ニハ保護少年ノ事故アリタルモノヲ計上セリ）ニ比シ保護少年ノ事故ハ百分ノ三十八ノ高率ヲ示スモノニシテ更ニ該調査後モ同義勇軍関係ノ保護少年ノ事故ハ続出ノ状況ニシテ些カ痛心ニ堪ヘズ」⁽¹⁵⁾と。ここに言う「事故」の含意は分明ではないけれども、少なくとも訓練組織の統制の埒外の事態であるという点で「素行不良」に該当すると見ることは不当ではないであろう。そしてこの「事故」の内実は、次のように満州国最高検察庁によって「犯罪」ととらえられている事態とおそらく重なるはずである。1941年に満州国最高検察庁（検察官野村佐太男）が日本人移民に関わる刑事事件についてまとめた『開拓関係問題(一)』⁽¹⁶⁾なる文書によれば、「青少年義勇隊ノ犯罪ハ増加ノ傾向」にあり、その「犯罪」の種類は「騒擾、殺人、傷害、暴行等甚ダ粗暴ナルモノ」をはじめとして、「隊ノ物品ヲ横領或ハ窃盜シコレヲ隊外ノ飲食遊興ニ充當シテ居ル傾向モ各地ニ見受ケラルル」という状況であった⁽¹⁷⁾。また同文書は、「訓練生ノ犯罪ハ今ヤ全ク全滿的」に生起しているとの「満州開拓青年義勇隊訓練本部」職員の言を紹介してもいた⁽¹⁸⁾。そこに例示されている1938～1940年の義勇隊関係の事犯は37件であるけれども、義勇隊を含めて日本人移民は「アル意味デハ特別待遇デ其ノ間ノ犯罪ハヨクヨクノコトデナケレバ警察沙汰ヤ裁判沙汰ニナラナイノデ（中略）所謂内済ノ案件ガ相当ニ多イモノト推定セザルヲ得ナイ。」と同文書自らが示しているように⁽¹⁹⁾、これは氷山の一角に過ぎないと見るべきである。このことは「犯罪」と認定されるに至らなくとも、同様の事犯を惹き起こす「不良訓練生」の存在を示唆している。司法省のいう「事故」は内原訓練所におけるものも含んでいるであろうが、さきに掲げた第19表と「全応募者中事故アリタルモノ百分ノ六」という数値とを勘案すれば、その大部分は義勇隊訓練所におけるものと考えられる。「保護少年」の「事故」の発生度合は「百分ノ三十八」と高かったけれども、全応募者に占める「保護少年」の割合は大きくはなかったはずであるから⁽²⁰⁾、「保護少年」の関与した「事故」を除いても「百分ノ六」という数値はさほど変わらないであろう。したがって、義勇隊訓練所における退所処分の実勢は第20表・第21表に窺える以上であろうと推定されるのである。

さて、以上述べ来った内原訓練所・義勇隊訓練所における退所者の発生はいかなることに起因していたのであろうか。そのことは、先述した「犯罪」という形で顕在化した事態に窺える。さきの『開拓関係問題(一)』が挙示した事犯は、小隊・中隊における内訌や小隊・中隊間の抗争、所外における中国人との相剋などであり、同文書はそれらの原因について、「幹部ニ対スル不満或ハ訓練不充分ノ為余暇アルコトヤ、満人トノ言語不通、優越感等ニ発スルモノガ多イ」⁽²¹⁾と総括していた。

義勇隊の関与したものにとどまらず広く在満日本人が惹起する中国人との相剋は、満州国の安定的支配の動揺という点で「今ニ於テ禍根ヲ断ツニアラザレバ悔ヲ他日ニ胎スベキ重大問題」⁽²²⁾と認識されていた。それは移民関係機関にとって移民政策を円滑に遂行する基盤の動揺に他ならない。さらに、移民政策それ自体を内部から崩壊に導くという点で、より深刻であったのは日本人移民間における種々の内訌であった。日本人移民の関与した諸々の事犯の中で訓練生の「犯罪」は「最モ心ヲ暗クサセル問題」⁽²³⁾と受けとめられていた。恐らくそのように受けとめられたのは、内原訓練所・義勇隊訓練所を通じた訓練によって、義勇軍＝義勇隊が成人移民に比して移民政策の趣意を体し、統制しやすい存在となっていたとの前提があったからに違いない。だがむしろそうした訓練生の可塑性は、次のように陸軍が観察していた日本人移民の意識を体現しやすい存在

となる理由のひとつでもあったのである。その観察とはこうである。すなわち、「開拓民ニ対スル日本内地並ニ現地ニ於ケル教育ハ国策移民トシテ国士的気概ヲ注入セルタメ徒ラニ自ララ高カラシムルト共ニ原住滿人民族ヲ蔑視スル觀念ト化シ殴打暴行甚ダシキハ殺害スルニ至ラシメ而モ之ガ集团的ナル為往々ニシテ滿人ヲシテ圧迫迫害セラルルガ如キ感ヲ与フルモノアリ」⁽²⁴⁾と。またその可塑性は、訓練所生活ひいては退所後の生活に対する理想をも強固にするのであり、現実との落差に対する憤懣をも生み出す要素でもあった。そのことも次のような陸軍の観察に窺える。すなわち、「内地ニ於テ夢想シタル状況ト現地ノ状況異リアランカ之ヲ克服スルノ気概ナク渡滿時ノ希望ト熱意ヲ失ヒ悲觀スルト共ニ性粗暴化シ逃走スルモノ或ハ上司ニ改善方ヲ嘆願スルモノ又ハ之ガ要求ヲ容レラザルニ憤慨シ上司ニ対シ暴行傷害ヲ加ヘ其ノ他犯罪非行ヲ敢行シ或ハ之ヲ誇大ニ父兄等ニ通信シ父兄ヲ始メ内地国民ニ対シ誤レル認識ヲ与エ依テ開拓政策ニ支障ヲ来スガ如キ所為アルモノアリ」⁽²⁵⁾と。

陸軍はこうした事態の原因を「大陸ニ適応スル生活ノ認識」の欠如に求めているが⁽²⁶⁾、それはむしろここに言う「内地ニ於テ夢想シタル状況」や「渡滿時ノ希望ト熱意」が実態とかけはなれたさまざまな甘言によって作り上げられていたことに起因していたと言うべきである。『開拓関係問題(-)』が「犯罪」として挙示した事態を関するに、その基底には、このことに由来する憤懣があったのである。そして、「犯罪」の原因において「尤モ注目スベキコトハ指導者二人ヲ得ナイト言フコトニアル」と同文書が嘆じていたように⁽²⁷⁾、組織の統率が弛緩している状況の下で、その憤懣が、退所や種々の軋轢となって顕在化していたのであった⁽²⁸⁾。

拓務省が、「拓植訓練」の実施によって応募の意志を強固にし、かつ「軍事的集団規律」に馴致した上で、郡単位の小隊を編成するという方策を導入したのは、以上に述べた意味での訓練組織の動揺が低減することを期待してのことであったのである。そして、この郡単位で編成した小隊を基礎として府県単位で中隊を構成し、その中隊長を当該府県より選定するように措置していたことが示すように⁽²⁹⁾、この郡単位の小隊編成は同一地域出身者から成る中隊を編成する見通しの下に導入されたのであった。訓練の基礎単位である中隊をそのように編成することによって、訓練生の憤懣や種々の内訌を増幅していた入所時期の先後による序列や出身地域の異同による差別といった要素を除去し、訓練組織の安定化を図ろうとしたのである⁽³⁰⁾。この「郷土ヲ同フル小隊及中隊」⁽³¹⁾、すなわち「郷土部隊」は、出身府県を出発するに際して市町村段階から「入営兵ニ準ジ」⁽³²⁾取り扱われることにより、いっそう「郷土部隊」たらしめられるのであった。そうした出身地域での壮行には、成員の結合を強め、退所を抑止する作用が期待されていたことは想像に難くないのであった。

さて、「小隊編成拓植訓練実施要項」の通達以降、「義勇軍小隊編成運動ハーツノ教育運動トシテ全国的ニ喚起セラルルニ至ツタ」と評されるごとく⁽³³⁾、拓務省は、「拓植訓練」を槓槓として、高等小学校新規卒業者を中心とする郡単位の小隊編成を機軸とした「郷土部隊」の編成を強力に推し進めた。

ここではその様相を長野県を例にとり見ておこう。長野県は、「小隊編成拓植訓練実施要項」の通達と相前後して、「昭和十五年度青少年義勇軍編成方針案」を各郡市教育会・学校長会に通達した。さきにも触れたように、そこでは青少年義勇軍を「少年義勇軍」と「青年義勇軍」の二種に分け、前者が募集対象の中心であることが伝えられた。そして、その「少年義勇軍」の募集にあたっては、「軍需工場労務者ノ募集ヲ初メ其他ノ求人募集ト混乱セシメヌ為可成今年中ニ主カヲ注ギ明春一月各郡市ニ於テ之等義勇軍参加希望者ニ対シ拓務訓練講習ヲ実施スルコト」⁽³⁴⁾

と、早期の募集完了と「拓務訓練講習」の実施を指示した。さらに長野県は、各小学校長に対して、「明春卒業児童ヲ以テ編成スル青少年義勇軍」について「一段ノ御努力」を依頼した⁽³⁵⁾。その際、「義勇軍ノ送出ハ担任教員ガ先ズ大陸発展ノ重要性ト義勇軍ノ使命ヲ認識シ確信ヲ以テ児童及父兄ノ指導ニ当ルコトガ大切ニ付キ印刷物ニ依ル研究ノ外尚満州現地並内原訓練所視察教員等トモ充分連絡研究ヲ為サシムルコト」、あるいは「児童ニ対シ充分指導ヲ為シタル後参加希望児童ノ父兄会等ヲ開キ父兄ノ説得ニ努ムルコト」といった募集活動上の留意事項を指示していた⁽³⁶⁾。

このように措置した上で長野県は、「小隊編成拓植訓練実施要項」を翻案した「義勇軍拓植訓練実施要項」と「青少年義勇軍幹部銓衡要項」を通達し、郡市教育会の会長および拓植訓練講習会主任者を招集して、12月20日に中隊幹部の銓衡会、翌21日には「義勇軍ニ関スル協議会」を開催した⁽³⁷⁾。幹部についてはすでにさきの「昭和十五年度青少年義勇軍編成方針案」において「郡教育会ニ於テ適当ナル者ヲ銓衡シ、義勇軍送出前幹部訓練所ニ於テ訓練ヲ受ケタル上義勇軍ヲ引率入所セシムルヲ理想トス」⁽³⁸⁾と指示していたが、「青少年義勇軍幹部銓衡要項」ではより具体的に「県ニ於テ教育会ノ推薦ニ依リ銓衡スベキ中隊幹部ハ一個中隊ニ付中隊長一名、教学指導員一名、農事指導員一名トシ、明春所要幹部ハ七個中隊分トス」⁽³⁹⁾と指示した。21日の「義勇軍ニ関スル協議会」で報告された幹部の銓衡状況によれば、信濃教育会のほか10郡の教育会から14名の推薦があり、そのうち5名が不採用となっていた⁽⁴⁰⁾。銓衡要項に従えば21名が必要であったことからすれば、被推薦者の数はそれを下回ったのであり、また「年齢二十五才以上概ネ三十五才以下ノモノタルコト」⁽⁴¹⁾という基準に見合うのは14名中6名しかいなく、幹部の確保はきわめて芳しくなかった。中隊幹部の確保の困難は義勇軍の送出が途絶するまで一貫して存在し、移民関係機関にとって常に打開すべき課題でありつづけた。「義勇軍ニ関スル協議会」の詳しい状況はわからないけれども、協議事項に「義勇軍募集上今後採ルヘキ方策」・「拓務訓練講習ニ関スル件」などが挙がっており⁽⁴²⁾、「郷土部隊編成」の趣旨の徹底、「拓植訓練」の実施の勧奨がなされたに違いない。

各郡市教育会の動向を見ると、たとえば上伊那郡教育会では、12月15日、各学校長に対して「義勇軍拓植訓練実施要項」を伝えと共に受講者氏名の報告を依頼した⁽⁴³⁾。そして、翌年1月上旬に至り、3度の会合を経て「拓植訓練」の具体的実施方策として「義勇軍拓植訓練講習会要項」を策定し、1月24～27日に実施している⁽⁴⁴⁾。実施後の同郡教育会関係者の感想発表会（2月2日）では、「本年は遅過ぎる——就職定まった児童多し」、あるいは「県職業課無責任ナリト感ズ、事前ニ一回位係員出張ノ上詳細打合ハスコト 殆ト教育会マカセ切り^(ママ)では不可」といった意見が出ており、実施の勧奨が性急になされたことを窺わせていた⁽⁴⁵⁾。

長野県は、2月16日、「応募状況ヲ鑑ミルニ貴職ノ格段ナル協力ヲ必要トスル現状ニ有之候」と、各市町村長に対して募集・送出に関する協議会への出席を依頼した⁽⁴⁶⁾。2月23～28日、市町村長のほか市町村移植民関係職員を招集して県下16カ所で開かれた協議会では、協議事項の筆頭に「少年義勇軍二四〇〇名募集ニ関スル件」が挙げられ、7個中隊2400名の募集に向けて「一、小学校ト連絡ヲ取り希望児童父兄ノ説得 二、各種団体ノ協力ヲ求メ積極的ニ活動スルコト」の2点が「具体的方法」として指示されている⁽⁴⁷⁾。だが、入所期日（3月26日予定）の迫った3月4日の時点で、各小学校長に対して「積極的ニ卒業児童ヲシテ応募セシムル様」指示し⁽⁴⁸⁾、また3月7日には、各市町村長に対して「全県下各市町村洩ナク一人モ多ク義勇軍ヲ送出シ以テ大陸国策遂行ニ協力」するよう指示したように⁽⁴⁹⁾、「少年義勇軍」の募集は必ずしも円滑に進捗し

なかった。青年団員・青年学校生徒を対象とした「青年義勇軍」の募集も、すでに1月の段階で「人員不足ノ情況」が明白になり、「各市町村一名以上必ず参加セシムル様」指示せざるを得ない状況であった⁽⁵⁰⁾。

それでは、こうした末端の町村に至るまで徹底した応募勧奨活動はいかなる結果をもたらしたであろうか。

1940年第1次入所を目標に拓務省が実施を勧奨した「拓植訓練」は、北海道と神奈川県を除く各府県において、380カ所（1府県あたり8カ所）で実施され、参加人員総数は約2万人（平均444人）に達したという⁽⁵¹⁾。そしてそれを基礎とする小隊編成は、432小隊の編成計画に対して、1939年12月現在で310小隊が「現在可能見込」、67小隊が「今後確保可能見込」という状況であった⁽⁵²⁾。1小隊あたりの想定人員は60名であったから、それをもとに人員数に換算すれば、25,920名の募集計画に対して310小隊18,600名ないし377小隊22,620名の確保が見込まれていたということである。

興味深いことに、関係機関のひとつである満鉄（東京支社調査室）はこうした小隊編成の見通しについて否定的に観測していた。すなわち、「満州移住協会デハ小隊編成運動ニヨル獲得数ヲ大約一五〇〇〇人トシ拓務省デハ略一〇〇〇〇人ト見テ居ル。前者ハ勿論見込数ヲ過大評価シタモノト言フ外ナイガ後者トモ単ニ全数ノ略半数ヲ押ヘタ程度デアリ厳密ナ検討ヲ経タ予定数デハナイ。府県別ニ従来ノ実績、現在ノ状況等ヲ照シテ行ケバ大量ノ割当ノ諸府県デハ概シテ計画数ノ三分ノ一ガ獲得限度デアル。従ッテ如何ニ過大ニ見積ッテモ八〇〇〇人以上ヲ獲得スルコトハ余程困難ダト言ハネバナラナイ」⁽⁵³⁾と。はたして、実際の第1次入所者は7,646名であった（第22表）。だが、こうした否定的な観測の一方で満鉄は次のようにも述べていた。すなわち、「仮ニ此ノ結果ガ右推定ノ如キ実績ニ終ルトシテモ之ヲ以テ直チニ小隊編成運動ハ失敗ナリト速断スルコトハ出来ナイ。此ノ運動ハ現状ニ於テハ可能ナ最善ノ手段トハ言ヘナイトシテモ少クトモ合理的ナ方策デアルコトニハ何人モ異論ヲ挟ム余地ハ無イト思フ」⁽⁵⁴⁾と。そしてこれと符合するかのよう、計画人員を下回ったにもかかわらず、1940年度の第1次入所者をめぐる動向は「郷土部隊編成」に対する拓務省の期待をかなりの程度満足させるものとなったのである。

1940年度の第1次入所人員7,646名は、第22表に見られるように、同年度の計画人員および割当人員から見れば3割にも満たない。だが、同年度の内原訓練所入所人員および送出人員から見れば8割前後を占めている。これが注目すべき事態であることは前年度・前々年度に比較すると明白となる。各年度の内原訓練所入所人員に占める第1次入所人員の割合は、1938年度において26.5%、1939年度において57.5%であり、これらに比すれば1940年度の79.5%という数値はきわめて高率である。各年度の送出人員との関係においても、総数に占める第1次入所人員の割合は1938年度が29.3%、1939年度が61.5%であるのに対して1940年度は85.7%となっている。1938年度の比率が低くなっているのは同年度の入所人員の総数が2万人を優に越えていることにもよっているけれども、同年度の第1次入所人員より1940年度のそれは実数において約2割の増加を示し、さらには1940年度と入所総数がほぼ同様である1939年度より約4割の増加を示していることからすれば、1940年度の第1次入所の状況は、入所の早期化が急速に進行し、要員確保の確実度が増大したことを物語っていると見るのであろう。

第22表 年次別内原訓練所第1次入所人員(1938～1942年度)

年 次	1938	1939	1940	1941	1942
第1次入所人員	6,451	5,469	7,646	13,218	12,631
対計画人員(%)	21.5	18.2	25.4	104.9	123.8
対割当人員(%)	20.6	17.1	23.7	104.9	72.4
対入所人員(%)	26.5	57.5	79.5	99.1	100.0
対送出人員(%)	29.3	61.5	85.7	104.7	107.1

(*) 計画・割当・入所・送出各人員については前掲第1表による。

(*) 1938・1939両年度の第1次入所人員は、前掲第11表および第12表による。

(*) 1940～1941年度の第1次入所人員は、長野県職業課拓務係『昭和十五年度第一次入所青少年義勇軍中身上調査一覧表』(1940年4月)、拓務省拓北局青年課『昭和十六年度第一次入所青少年義勇軍身上調査一覧表』(1941年4月)、拓務省拓北局青年課『昭和十七年度青少年義勇軍身上調査一覧表』(1942年4月)による。

こうした入所人員の増加に加え、単独で中隊を編成した府県が前年同期の3県から17府県に増えたことについて⁽⁵⁵⁾、拓務省は次のように評した。すなわち、「これは戦時下労力不足の叫ばれる折柄実に注目に値する、と同時に従来の募集方策を革新、し昨夏以来実施し、来った教育に根柢を置く義勇軍編成運動(郷土部隊編成運動)に対し、関係機関渾然一体となって活動せる結果に基くものである。」⁽⁵⁶⁾と。この「教育に根柢を置く」との謂いは、卒業期にある高等小学校在学児童を主たる募集源に据え、募集活動の末端に教員を位置づけたということに他ならない。それは、当然の如く入所者の動向に反映していた。

第23表および第24表は、第1次入所者の内、その94.4%にあたる7,218名について年齢および学歴を調査したものである。まず年齢に見られる特徴は、16歳の者が半数を越え、それに次いで多い15歳の者を合すると8割近くを占めている点である。1938年度・1939年度の同一時期と比較すれば(第13表)、年齢の低下傾向がいつそう進んだことがわかる。次に学歴に見られる特徴は、

第23表 内原訓練所第1次入所者年齢(1940～1942年度)

	1940年度		1941年度		1942年度	
	実数(人)	割合(%)	実数(人)	割合(%)	実数(人)	割合(%)
15 歳	1,797	24.9	3,199	25.6	3,862	31.2
16 歳	3,825	52.9	6,991	55.8	7,133	57.7
[小 計]	5,622	77.8	10,290	81.4	10,995	88.9
17 歳	636	8.8	898	7.2	644	5.2
18 歳	509	7.1	694	5.5	387	3.1
19 歳	379	5.3	558	4.5	272	2.2
20 歳	73	1.0	175	1.4	73	0.6
[小 計]	1,596	22.2	2,225	18.6	1,376	11.1
計	7,218	100.0	12,515	100.0	12,371	100.0

(*) 「15歳」および「20歳」の項については、前者は14歳の者を、後者は21歳の者を若干名含んでいる。

(*) 長野県職業課拓務係『昭和十五年度第一次入所青少年義勇軍中身上調査一覧表』(1940年4月)、拓務省拓北局青年課『昭和十六年度第一次入所青少年義勇軍身上調査一覧表』(1941年4月)、拓務省拓北局青年課『昭和十七年度青少年義勇軍身上調査一覧表』(1942年4月)により作成。

第24表 内原訓練所第1次入所者学歴（1940～1942年度）

	1940年度		1941年度		1942年度	
	実数(人)	割合(%)	実数(人)	割合(%)	実数(人)	割合(%)
尋常小学校卒	183	2.54	190	1.52	65	0.53
同 中退	5	0.07	12	0.10	1	0.01
高等小学校卒	5,603	77.63	9,925	79.30	10,856	87.75
同 中退	270	3.74	254	2.03	212	1.71
青年学校卒	390	5.40	231	1.85	86	0.70
同 中退	662	9.17	1,656	13.23	1,009	8.16
中等諸学校卒	20	0.28	54	0.43	12	0.10
同 中退	78	1.08	193	1.54	130	1.05
不明・その他	7	0.09	—	—	—	—
計	7,218	100.00	12,515	100.00	12,371	100.00

(*) 「—」は、当該項目がないことを示す。

(*) 青年学校については、原表においても普通科・本科の区別はない。

(*) 長野県職業課拓務係『昭和十五年度第一次入所青少年義勇軍身上調査一覧表』（1940年4月）、拓務省拓北局青年課『昭和十六年度第一次入所青少年義勇軍身上調査一覧表』（1941年4月）、拓務省拓北局青年課『昭和十七年度青少年義勇軍身上調査一覧表』（1942年4月）により作成。

高等小学校卒業を最終学歴とする者が圧倒的多数を占めている点である。これもまた1938年度・1939年度の同一時期と比較すれば（第14表）、年齢の低下傾向と相即的に比率の増大が明らかである。つまりは、高等小学校新規卒業者が増大しているということである。この調査人員の入所人員総数に占める割合からすれば、これらの特徴は1940年度全般にわたる特徴ととらえてよいであろう。義勇軍要員の構成は、1940年度において過去2年間とは様相を異にするに至ったのである。拓務省は自らの企図の結果を次のように評していた。すなわち、「これは過去の経験に鑑み社会の悪風に染まぬ純真な内に教育者の手よりリレー式に国家がこれを引継で教育しようとした意図の表はれである。」⁽⁵⁷⁾と。

拓務省がこうした評価を下す確信は、応募動機の調査（第25表）によっても得られたに違いない。教員による勧奨を応募の動機にあげる者が半数近くを占めていたのである。それに次いで多いのが「本人」であるが、調査方法が分明でないため内実が判然とせず、他の項目との関連もよくわからない。とはいえ、それが「本人」の意志の強固さを示すと解すれば、他の項目を挙げた者の応募意欲の希薄さが浮び上がるし、あるいは他の項目は強制力としての意味を帯びてくることになる。いずれにしても「本人」が応募を決意するに「本人」以外の要素が介在していなかったはずはなく、この調査項目で言えばとりわけ教員による勧奨が「本人」の意志を強固にするのに与かって力があったと考えられるのである。応募の動機として「拓務講習」をあげる者はきわめて少数であったけれども、「拓植訓練」の受講者が調査人員の半数に及んでいることを勘案すれば（第26表）、ここに述べた意味での教員の関与を否定する要素にはならない。応募動機の調査における「拓務講習」の意味は、応募を決意した機会を答えたものか、あるいは動機に占めるこの合宿訓練の感興の比重の大きさを答えたものとして解するべきであろう。

拓務省は、教員の関与を裏付けるこの調査結果に意を強くする一方において、父兄による応募の勧奨の比率が低い点について次のように注意を払っていた。すなわち、「これは将来の編成運

動上留意すべきことであって、今後も教師の理解熱意を昂めると同時に、父兄特に母親の認識を深めることが最も緊要であると思はれる。』⁽⁵⁸⁾と。これは、父兄こそが青少年の応募を抑止する存在であるとの判断の別言に他ならない。応募者の家族の同意を取りつけることは、募集活動の円滑な遂行のみならず、退所者を低減する上でも必要な事柄であった。だが、高等小学校在学児童に焦点を合せた募集活動は、対象の年齢が相対的に低いがゆえに、応募を勧奨する教員と子弟の将来に不安を抱く父兄との相剋をいっそう増幅したはずである。後述するように、拓務省は、常に父兄の動静に注意を払い⁽⁵⁹⁾、募集活動を阻害する要素を取り除くことに苦慮せざるを得なくなるのであった。

拓務省は、以上のような1940年度第1次入所の状況を次のように総括した。すなわち、「郷土部隊編成運動は義勇軍運動に大なる指針を与へたもので、この運動を教育的に進展せしむるところに満州建国の理想に合一し、貧弱なる拓務職員の手足となすものに、全国の教育者を以つてし、

第25表 内原訓練所第1次入所者応募動機(1940～1942年度)

	1940年度		1941年度		1942年度	
	実数(人)	割合(%)	実数(人)	割合(%)	実数(人)	割合(%)
「本 人」	2,469	34.2	—	—	—	—
教師の勧め	3,422	47.4	9,652	77.2	9,390	75.9
父兄の勧め	429	5.9	1,032	8.2	1,333	10.8
友人の勧め	179	2.5	411	3.3	329	2.7
官吏の勧め	164	2.3	157	1.3	112	0.9
新聞	58	0.8	194	1.6	131	1.1
雑誌	160	2.2	279	2.2	253	2.0
ラジオ	6	0.1	72	0.6	55	0.4
ポスター	25	0.3	35	0.3	29	0.2
映画	44	0.6	99	0.8	136	1.1
講演	45	0.6	552	4.4	583	4.7
義勇軍の通信	76	1.1	—	—	—	—
拓務講習	58	0.8	—	—	—	—
その他	83	1.2	32	0.2	20	0.2
計	7,218	100.0	12,515	100.0	12,371	100.0

(*) 「—」は、当該項目がないことを示す。

(*) 1940年度の「本人」の項は、原表においては「本人」・「満州開拓ノ為(特ニ本人決意)」・「国ニ忠親ニ孝ノタメ(特ニ本人決意)」に区分されており、三重県についてのみ、「本人」の他に後二者が計上されている。実数は、「満州開拓ノ為(特ニ本人決意)」が11人、「国ニ忠親ニ孝ノタメ(特ニ本人決意)」が8人である。

(*) 1941・1942両年度の「その他」の項は原表のままであるが、1940年度の「その他」の項には、原表の「其他」(54人)に加えて、「義勇軍現地報告ヲ聞ヒテ」(9人)・「在郷軍人分会長及青年団長ノ話」(6人)・「昭和十四年度勤労報告隊参加ノ結果」(4人)・「現地開拓者ノ通信ニ依ルモノ」(3人)・「職業紹介所ノ指導ニ依ルモノ」(2人)・「家ノ再興ノタメ」(1人)・「兄ノ戦死カラ」(1人)・「義勇軍ノ歌」(1人)・「青少年学徒ニ賜ハリタル勸語」(1人)・「博覧会」(1人)を計上した。

(*) 長野県職業課拓務係『昭和十五年第一次入所青少年義勇軍中身上調書一覧表』(1940年4月)、拓務省拓北局青年課『昭和十六年度第一次入所青少年義勇軍身上調書一覧表』(1941年4月)、拓務省拓北局青年課『昭和十七年度青少年義勇軍身上調査一覧表』(1942年4月)により作成。

その教育者の手には義勇軍送出母胎たる青少年があるのである。今年第一次の入所者は昨夏以来僅か八ヶ月間の運動の成果である。当時は既に児童達の就職は決定して居ったのである。今年こそはこの運動を本格的軌道に乗せなくてはならぬ。」⁽⁶⁰⁾と。

第26表 内原訓練所第1次入所者拓務訓練受講状況（1940～1942年度）

	1940年度		1941年度		1942年度	
	実数(人)	割合(%)	実数(人)	割合(%)	実数(人)	割合(%)
受けた者	3,647	50.5	6,611	52.8	7,597	61.4
受けない者	3,571	49.5	5,904	47.2	4,774	38.6
計	7,218	100.0	12,515	100.0	12,371	100.0

(*) 長野県職業課拓務係『昭和十五年度第一次入所青少年義勇軍中身上調書一覧表』（1940年4月）、拓務省拓北局青年課『昭和十六年度第一次入所青少年義勇軍中身上調書一覧表』（1941年4月）、拓務省拓北局青年課『昭和十七年度青少年義勇軍中身上調査一覧表』（1942年4月）により作成。

【注】（Ⅱ－2）

- (1) 前掲『事変下開拓民募集方策ノ検討』、30～35頁参照。以下、特記しないかぎり、引用は同書からである。
- (2) 岩本憲治「義勇軍小隊編成と拓務訓練」（『農業と経済』第6巻第12号、1939年12月、92～93頁）。なお、岩本は「郷土部隊編成」の普遍化のための宣伝文書として、『興亜日本の国民教育 義勇軍運動と拓植訓練』（満州移住協会、1940年）を著している。
- (3) 1940年8月19日付市町村長宛学務部長通牒「内地訓練中ノ義勇軍訓練生退所又ハ一時帰郷取扱要領ニ関スル件」（『長野県報』第1390号）参照。以下、同通牒からの引用は特記しない。
- (4) 拓務省拓務局『満州農業移民訓練責任者事務打合会議事録』、1939年、74頁。引用は、江坂弥太郎（日本国民高等学校）の発言。この会議は、1938年11月28～29日、拓相官邸で開かれた。
- (5) 拓務省拓務局『分村計画指導研究協議会 説明、協議事項』、1939年7月6日（農業総合研究所所蔵『満州農業移民ニ関スル資料』所収）。
- (6) 開拓総局『第二期五ヶ年計画ノ実施ニ際シテ』、54頁。なお、出版年次は不明である。
- (7) 同上書、53頁。
- (8) 1939年11月13日付市町村長・学校長宛学務部長通牒「青少年義勇軍現地訓練生退所願及一時帰郷願ノ件」（『長野県報』第1313号）参照。
- (9) 同上。
- (10) 1940年4月26日付市町村長宛学務部長通牒「青少年義勇軍現地訓練生退所願及一時帰郷願取扱方ノ件」（『長野県報』第1357号）参照。
- (11) 1941年9月1日付市町村長・国民学校長宛学務部長通牒「満州開拓青年義勇隊訓練生一時帰郷及退所ニ関スル件」（『長野県報』第1496号）参照。
- (12) 1940年7月18日付市町村長・小学校長・青年学校長・軍人分会長宛学務部長通牒「不良訓練生内地送還ニ関スル件」（『長野県報』第1381号）参照。
- (13) たとえば、1937年12月2日、満州移住協会訓練部長の野々山彦鑑は少年保護事業講習会において「青年移民」の概要について講演している（日本少年保護協会『少年保護』第3巻第2号、1938年2月、49～60頁参照）。
- (14) 比較的早い時期の動向は、第7回少年審判所長・矯正院長会同（1938年10月7、8日）において、司

法大臣の諮問（「現下時局に鑑み少年の保護処分の実績を挙ぐる為め特に有効適切なる具体的方策如何」）に対する答申書に窺える。少年審判所関係の答申の一項として「保護少年の大陸発展を援護助長すること」が掲げられており、また矯正院関係の答申ではより具体的に「海外進出の一法として満蒙開拓^(マア)少年義勇軍及海洋開拓を推奨すること」がうたわれている（司法大臣官房保護課編『少年審判所長矯正院長会同議事録』司法保護資料第16輯，1938年11月，191頁，および矯正協会編『少年矯正の近代的展開』，矯正協会，1984年，458～461頁参照）。

- (15) 1939年9月21日付少年審判所長・矯正院長宛保護課長通牒「保護少年ノ大陸進出ニ関スル件」（司法省保護局編『司法保護事業法規類聚』，司法保護研究所，1942年，136頁）。なお，通牒に言う「調査」がいつ行なわれたのかはわからないが，同通牒に「其ノ結果ハ客月九日付保第一，三二四号ヲ以テ為参考通知致置候」とあり，8月以前であることだけはわかる。
- (16) この文書は，「満州開拓地犯罪概要」と題して，山田昭次編『近代民衆の記録 6 満州移民』（新人物往来社，1978年，431～517頁）に収められている。
- (17) 同上書，463頁。
- (18) 同上書，487頁。
- (19) 同上書，434頁。
- (20) 「保護少年」の正確な応募状況は未詳である。ただ，さきの保護課長通牒に言う「調査」とほぼ重なる時期については次のような調査がある。司法大臣官房保護課編『少年審判所長保護観察所長矯正院長会同議事録』（司法保護資料第21輯，1939年8月，49～56頁）所収の「昭和十三年度少年審判所長矯正院長会同答申事項具体化実績調」によれば，1937～1939年5月末までの「大陸進出状況」について85名という数字を挙げている。これがすべて義勇軍に応募したものと考えても，全応募者に占める割合はきわめて低いのである。
- (21) 前掲『開拓関係問題（一）』（前掲『近代民衆の記録 6 満州移民』，463頁）。
- (22) 大本営陸軍部研究班『海外地邦人ノ言動ヨリ観タル国民教育資料（案）』，1940年，32～33頁（高崎隆治編『十五年戦争極秘資料集』第1集，龍溪書舎，1976年，所収）。
- (23) 前掲『開拓関係問題（一）』（前掲『近代民衆の記録 6 満州移民』，434頁）。
- (24) 前掲『海外地邦人ノ言動ヨリ観タル国民教育資料（案）』，41頁（前掲『十五年戦争極秘資料集』第1集，所収）。
- (25) 同上書，54～55頁（同上）。
- (26) 同上書，52頁（同上）。
- (27) 前掲『開拓関係問題（一）』（前掲『近代民衆の記録 6 満州移民』，463頁）。
- (28) たとえば『開拓関係問題（一）』は，吉山鉄道自警村訓練所で1939年3月6日に起きた放火事件の原因となった，幹部に対する「被告人」の憤懣についてこう記している。すなわち，「現地ニ於ケル訓練所生活ハ日本国内ニ於テ想像シ居ルトコロト甚シク相違シ居リシ為數回ニ亘リ退所ヲ申出タルモ許サレズ，因テ無断ニテ退所ヲ為サムトシタルトコロヲ発見セラレテ之ヲ遂ゲズ，斯ル事ヨリ日頃訓練所幹部ヨリ其言動ニ付キ全ク信用無ク剩ヘ被告人ガ真面目ナル訓練生トシテ立直ラムト努力スルモ幹部ヨリハ一顧ダニ与ヘラレザリシトコロヨリ，次第ニ訓練所ノ生活ヲ厭悪スルニ至ルト共ニ幹部ニ対スル不平不満ハ心中ニ鬱積シ居タルガ」云々と（前掲『近代民衆の記録 6 満州移民』，470頁）。
- (29) 1939年12月11日付小学校長宛学務部長通牒「青少年義勇軍ニ関スル件」（『長野県報』第1321号）参照。この通牒では，「明春卒業児童ヲ以テ編成スル青少年義勇軍」に関する留意点のひとつとして，「今回ノ編成ハ全国最初ノ試ニシテ中隊幹部中，中隊長，学科指導員一名，農事指導員一名ハ其ノ地方ノ教

育者中ヨリ選定シ現地訓練ヲ一貫シテ指導ニ当タラシムル方針ナリ」と記されている。

- (30) たとえば『開拓関係問題（一）』が事例として挙げた、成吉思汗鉄道自警村訓練所における騒擾（1940年3月24日）はこのふたつの要素がないまぜになって起きていた。同文書によれば、同訓練所では、1938年4月に渡満した高知県出身者（97名）、同年7月に渡満した千葉県出身者（30名）、栃木県出身者（33名）、それに同年8月に渡満した岡山県出身者（157名）を県別の小隊に編成していた。このうち高知県、千葉県、岡山県のそれぞれの出身者から成る小隊間に抗争が起きたのであるが、これらの小隊間の関係について同文書はこう記している。すなわち、「第五、七小隊（高知出身）員中ニハ先遣隊トシテ強度ノ自負心ヲ有スル者数名ハ常ニ日常動作ニ於テ二、四、六、八小隊（岡山）一小隊（千葉）員ニ対シ生意気ナリト称シテ鉄拳制裁ヲ加ヘル等ノコトアリタル為メ、被制裁者側ニ在リテハ平素不少不満ヲ抱キ居リタリ」と（前掲『近代民衆の記録 6 満州移民』、479～480頁）。
- (31) 「二月二十三日青少年義勇軍並ニ八次本隊送出ニ関スル協議事項」（長野県南佐久郡田口村役場『満蒙開拓青少年義勇軍綴』所収）。これは、1940年2月23～28日、長野県が、市町村長および市町村移植民関係職員を召集して県下16ヵ所で開いた協議会における協議事項である。
- (32) 同上。
- (33) 前掲『事変下開拓民募集方策ノ検討』、37頁。
- (34) 前掲「昭和十五年度青少年義勇軍編成方針案」（前掲『自昭和九年一月 学校長会綴』）。
- (35) 1939年12月11日付小学校長宛学務部長通牒「青少年義勇軍ニ関スル件」（『長野県報』第1321号）。
- (36) 同上。
- (37) 1939年12月14日付信濃教育会長宛学務部長通牒「義勇軍中隊幹部銓衡並協議会開催ニ関スル件」（信濃教育会『昭和十四年十二月 満州開拓農民青少年義勇軍関係書類』）。なお、この通牒は、『長野県教育史』第15巻（長野県教育史刊行会、1980年、906頁）に収められている。
- (38) 前掲「昭和十五年度青少年義勇軍編成方針案」（前掲『自昭和九年一月 学校長会綴』）。
- (39) 「青少年義勇軍幹部銓衡要項」（前掲『昭和十四年十二月 満州開拓農民青少年義勇軍関係書類』）。
- (40) 「義勇軍幹部銓衡状況」（同上）。なお、これは前掲『長野県教育史』第15巻（907頁）に収められている。
- (41) 「青少年義勇軍幹部銓衡要項」（同上）。
- (42) 「義勇軍ニ関スル協議会次第」（同上）。なお、これは前掲『長野県教育史』第15巻（907頁）に収められている。
- (43) 1939年12月15日付各学校長宛上伊那郡教育会名書簡（上伊那郡教育会『昭和十五年一月自廿四日至廿七日実施 第一回拓植訓練書類綴』）。
- (44) 同上綴参照。
- (45) 同上。
- (46) 1940年2月16日付各市町村長宛学務部長通牒「昭和十五年度満蒙開拓青少年義勇軍募集送出ニ関シ協議会開催ニ関スル件」（前掲『満蒙開拓青少年義勇軍綴』）。
- (47) 「二月二十三日青少年義勇軍並ニ八次本隊員送出ニ関スル協議事項」（同上綴）。
- (48) 1940年3月7日付小学校長宛学務部長通牒「青少年義勇軍募集送出ニ関スル件」（『長野県報』第1342号）。
- (49) 1940年3月7日付各市町村長宛学務部長通牒「青少年義勇軍並第八次開拓民募集ニ関スル件」（下伊那郡三穂村役場『自昭和十三年度至昭和十五年度 満州開拓農民及青少年義勇軍綴』）。
- (50) 1940年1月8日付市町村長・青年学校長宛学務部長通牒「満蒙開拓青年義勇軍編成送出ニ関スル件」（『長野県報』第1326号）。

- (51) 『満州開拓年鑑』(康德八年版/昭和十六年版), 満州国通信社, 1941年, 445頁参照。
- (52) 前掲『事変下開拓民募集方策ノ検討』, 38~39頁参照。
- (53) 同上書, 40~41頁。
- (54) 同上書, 41頁。
- (55) 拓務省東亜第二課「昭和十五年度第一次入所青少年義勇軍中身上調査」(帝国教育会『帝国教育』第740号, 1940年6月, 107頁)。
- (56) 同上。
- (57) 同上。
- (58) 同上稿(同上誌, 108頁)。
- (59) たとえばそれは、北海道が1940年5月17日付けで各支庁長・市町村長に発した学務部長通牒「訓練所幹部偽称者立回ニ関スル件」(『北海道庁公報』第2189号)において伝えた、同名の1940年4月10日付拓務省拓務局長宛満州開拓青年義勇隊訓練本部長通牒およびその訓練本部長通牒の契機である1940年3月23日付訓練局長宛大額訓練所長通牒「偽幹部訓練生家庭訪問ニ関スル件」に窺える。大額訓練所長通牒によれば、「当訓練所第一中隊訓練生ノ出身地山形県村山郡地方及最上郡方面ニ大額訓練所農事指導員石川某ト称シ訓練生ノ家庭ヲ訪問シ訓練生ハ月額二十一円ノ俸給生活ニシテ内五円ヲ小遣トシ外ハ全部貯金シ居ル等或ハ黒河ノ市街ハ人口十三万アリテ云々等無根ノ虚言ヲ吐キ饗宴ヲ受ケ宿泊シ回リタル事実」があり、それを訓練生の家庭からの書信で知った中隊長はとりあえず県に通知したのだが、「右ハ将来内地ニ於ケル義勇軍送出運動ニモ直接影響スル事甚大ナリト思料セラルルニ付」報告に及んだという。訓練本部長通牒はこの事実について、「斯ル所為ノ如キハ徒ラニ訓練生ノ父兄ヲシテ迷ヒヲ懷カシムルノミナラズ義勇軍運動ノ将来ニ禍根ヲ残スノ憂アリト思惟セラルルニ付訓練生ノ実家ニ於テ斯様奸悪ナル手段ニ乗セラルルガ如キコト無之様注意喚起方関係方面ニ御連絡相煩度及御依頼」と記していた。そして学務部長通牒は、「標記ノ件ニ関シ満州開拓青年義勇隊訓練本部ヨリ左ノ通申越アリタル趣ヲ以テ拓務省ヨリ通牒有之候ニ付テハ貴管下ニ於テ斯種事項ヲ惹起セザル様関係方面ニ周知方可然配意相成度」と指示していたのである。
- (60) 前掲「昭和十五年度第一次入所青少年義勇軍中身上調査」(前掲『帝国教育』第740号, 108頁)。

3. 「郷土部隊編成」の浸透

拓務省は、1940年度計画の第2次以降の募集を進めるとともに、1941年度第1次入所に向けて「郷土部隊編成運動」の推進を図った。

拓務省が重点を置いたのは「運動」の中核を形成することであった。そのための方策のひとつは、小学校・青年学校の教員を対象とした内原訓練所における「拓植構習」であった。拓務省が標榜した講習の目的は、「開拓訓練生活ヲ実践セシメ以テ興亜教育ノ真髓ヲ体得セシメントス」⁽¹⁾というものであった。「興亜教育ノ真髓ヲ体得」させるということの具体的内容は、言うまでもなく義勇軍の募集活動に挺身する自覚を強固にすることに他ならない。この点は以下のような「銓衡方針」によって明らかとなる。

- 「1, 将来其ノ地方ニ於テ青少年ニ積極的ニ働キカケ義勇軍参加ヲ勧奨シ得ル所謂地方ノ中心タリ得ル人物タルコト
- 2, 可及的小学校教員ヨリ多ク選出シ特ニ高等科受持教員中ヨリ選ブコト
- 3, 明年度第一次入所郷土部隊編成上適切有効ナルモノタルコト」⁽²⁾

講習期間は1週間程度で、年間を通じて数次にわたって行なわれた⁽³⁾。1940年度における受講者は3,422名で、前年度の1,269名を合せば、4,691名の受講者が輩出していた⁽⁴⁾。拓務省は「拓植講習」が「義勇軍送出ニ何レモ予期以上ノ効果」⁽⁵⁾をもたらしていることに鑑み、翌1941年度以降も継続して実施するのである。また、拓務省は各府県に対してこの「拓植講習」と同趣旨の「指導者講習」を実施するよう促していたようであり、1940年の4月から12月にかけて22府県において221回実施され、受講者は5,985名を数えていた⁽⁶⁾。

「郷土部隊編成運動」の中核を形成するもうひとつの方策は、「満州開拓青年義勇隊教学奉仕隊」の派遣であった。「教学奉仕隊」は、文部省との連携の下に「満州建設勤勞奉仕隊」の一環として実施された⁽⁷⁾。また、当初は「満州開拓青年義勇隊奉仕教員隊」と称した⁽⁸⁾。「満州開拓青年義勇隊教学奉仕隊派遣実施要綱」によれば、1940年度の実施方針は以下の如くであった。

「日滿両国政府ハ日本内地ニ於ケル学校ノ夏期休暇ヲ利用シ青少年義勇軍ノ送出ニ深キ熱意ヲ有スル小学校及青年学校ノ教職員特ニ青少年義勇軍郷土部隊編成運動ニ関与セル教職員ヨリ選抜シ現地義勇隊訓練所ニ派遣シテ教学ニ協力セシムルト共ニ訓練生ニ対シ主トシテ内地及郷土事情並ニ国際諸情勢ノ紹介ニ当ラシメ一方訓練生ト寢食ヲ共ニシツツ建設、生産等ノ諸作業ニ従事スルノ機会ヲ与ヘ以テ開拓訓練生活ノ体験ニヨリ興亜教育ノ真髓ヲ体得セシメントス」⁽⁹⁾

「教学奉仕隊」の派遣の目的は、募集活動に挺身している教員の意欲をさらに昂進することにあった。しかも、「訓練所配属ニ関シテハ当該道府県出身訓練生ノ属スル訓練所又ハ中隊ニ配属スルヲ原則」⁽¹⁰⁾としていたことに窺えるように、「教学奉仕」と「勤勞奉仕」を通じて義勇隊訓練所にある訓練生を慰藉することを狙っていたのである。1940年度は、8月1日から9月2日にかけて592名が派遣された⁽¹¹⁾。帰還後、それら「教学奉仕隊」は、拓務・文部両省主催の報告会（1940年10月4～5日）において「真摯ニシテ然モ熱烈ナル建設的意見」を開陳し、「吾人ハ東亜新秩序建設ノ重点タル満蒙開拓青少年義勇軍ノ政府割当数ハ万千ノ困難ヲ排除シ誓ツテ之ヲ編成送出ス」などといった、拓務省の意を体する「決議」をあげていた⁽¹²⁾。「教学奉仕隊」の派遣について拓務省は、「此等の奉仕隊員は現地に於て深き感激を味得し、帰郷後義勇軍運動に挺身しつつあるの状況にして、大なる成果を収めたものと云ふべきである。」⁽¹³⁾と評価し、内原訓練所における「拓植講習」と同様に翌1941年度以降もそれを実施していくのである。

こうした教員に焦点を合せた施策に加え、尋常小学校5年以上に在学する児童に対して「興亜少年隊」・「興亜少女隊」なる名称を付した上で、「拓植訓練」に擬した「興亜教育訓練」を施すことも試みられた。拓務省は「興亜少年隊」を「義勇軍送出の母胎」、「興亜少女隊」を「義勇軍送出の側面的運動」と位置づけ、義勇軍についての感興を呼び起こし、また将来移民の配偶者となる意欲をかき立てることを期待していた⁽¹⁴⁾。「興亜少年隊」・「興亜少女隊」は、1940年12月現在、15府県で結成を見ていた⁽¹⁵⁾。このほか拓務省は、教員を中心として「郷土部隊編成運動」の推進団体を結成するように各府県に促しており、1940年12月現在、24府県で何らかの推進団体の結成を見ていた⁽¹⁶⁾。

さて、以上のような新たな施策を伴いつつ1941年度第1次入所に向けて拓務省が推進した「郷土部隊編成運動」の結果を見ることにしよう。

第22表に見られるように、同年度第1次入所人員は13,218名で、前年度第1次入所人員に比すれば、5,000名以上増加した。これは同年度入所人員全体の99.1%にあたり、しかも同年度の計

画人員・割当人員・送出一人員を完全に充足する規模の人員であった。前年来の入所の早期化が一挙に進むとともに、要員確保の確実度もいっそう増大したのであった。ただ、留意すべきは、同年度の計画人員が前年度以前に比して大幅に縮減されていることである（第1表）。この点については、同年度の「労務動員計画」における義勇軍の位置づけが示唆を与えてくれる。1941年9月11日に閣議決定された「昭和十六年度労務動員計画実施計画ニ関スル件」は、「外地満州支那等ノ内地ニ対スル一般労務者新規需要数」に関わってこう記している。すなわち、「満州農業開拓民、満州開拓青少年義勇軍其ノ他内地ヨリ満州ヘノ労務者ノ供出ハ実行可能ナル限度ニ止メ満支南洋等ニ於ケル軍ノ現地附帶要員ヲ新ニ計上ス」⁽¹⁷⁾と。同年度の「労務動員計画」における義勇軍の「新規需要数」は14,000人であり、これが「実行可能ナル限度」ということになる。送出計画人員は、これを勘案して設定されていたのである。

この送出計画人員を設定する基礎となる給源は高等小学校の新規卒業者以外ではあり得なかった。1941年度第1次入所人員の内、その94.7%にあたる12,515名について年齢と学歴を見ると、16歳以下のものが8割を越え、高等小学校卒業を最終学歴とする者が8割近くを占めている（第23表・第24表）。さらに職歴を見れば、職歴がなく、おそらくは学校卒業後ただちに義勇軍に応募した者がこれまたほぼ8割を占めている（第27表）。これらの点から明らかなように、入所者の中心は高等小学校の新規卒業者であり、前年度よりもさらにその傾向が進んでいたのである。そしてそのことに見合って、教員による勧奨を応募の動機に挙げる者が圧倒的多数を占めていた（第25表）。募集活動の槓棒である「拓植訓練」の受講者は、前年度同期より実数はかなり増大したが、割合では目立った増加を示していない（第26表）。拓務省が1941年度第1次入所に向けて実施を勧奨した「拓植訓練」は、1940年12月現在、39府県で540回行なわれ、38,787名が受講していた⁽¹⁸⁾。受講者数が前年度よりほぼ倍増していたことからすれば入所人員における受講者数の増加の度合はさほどではない。拓務省の「拓植訓練」の位置づけは応募を誘導する機会であるということに限られていたわけではないけれども、こうした受講状況を勘案して応募動機における教員による勧奨の割合の高さを考えると、それは教員の日常的な募集活動の活発さを示唆していると言えるであろう。

第27表 内原訓練所第1次入所者職歴(1941・1942年度)

	1941年度		1942年度	
	実数(人)	割合(%)	実数(人)	割合(%)
なし	10,109	80.8	10,960	88.6
家業手伝	1,306	10.5	748	6.1
店員	354	2.8	171	1.4
職工	530	4.2	364	2.9
給仕	100	0.8	47	0.4
その他	116	0.9	81	0.6
合計	12,515	100.0	12,371	100.0

(*)「なし」の項は、原表では「直ぐ義勇軍トナル」である。他の項目は原表のままである。

(*) 拓務省拓北局青年課『昭和十六年度第一次入所青少年義勇軍身上調査一覧表』(1941年4月)および拓務省拓北局青年課『昭和十七年度青少年義勇軍身上調査一覧表』(1942年4月)により作成。

その教員の募集活動を支えたであろう論理は、たとえば全国連合国民学校高等科校長会が編集した『拓士教本』に窺える。凡例によれば同書は、「満州国の健全なる発達を助成することは、東亜新秩序建設上の基底をなすものであり、而して青少年義勇軍送出問題の如き正に国民学校高等科教育に課せられた光栄ある課題である。」との認識に立って、「主として高等科に於ける児童用課外読本として編集したものである。」という⁽¹⁹⁾。また編集に際しては「拓務省並に満州移植協会の御指導と、加藤完治先生の御校閲を煩はしたるもの」⁽²⁰⁾とあり、同書の認識は拓務省も共有していたということである。同書はまず高等科の重要性について以下のように揚言する。

「諸子は国民学校高等科児童である。世には初等科修了のみにて直ちに社会に出る者もあれば、更に進んで中等学校、大学へと学問の道にいそむ者もあるが、諸子はかかる上級学校進学者を養むべきであらうか。否決して養む必要はない。何故ならば諸子は卒業後直ちに国家社会に実務を以て貢献せんとするものであり、実社会に出て、実務に従事するには高等科が最も適当であるからである。（中略）商業界、工業界を見よ。産業の戦士とうたはれて最も能率的に事業に従事し、最も多数を占めるものは我が高等科の卒業生である。更に又国家の干城として、戦場に於て第一線に出でて華々しく働き、最も重要な地位にある軍人も亦概ね我が高等科卒業生である。実に愉快な事である。諸子の同窓は実社会のあらゆる方面に於てその中堅層を成して居る。（中略）諸子は世を左右し得ると云っても過言ではあるまい。諸子は我が国に於ける力ある存在であるといへよう。」⁽²¹⁾

上級学校への進学を断念せざるを得なかったことによる屈託を見透かしたかのように、こうして卒業後直ちに実務に従事することに矜持を抱かせる一方において、義勇軍の将来性については以下のように述べるのである。

「義勇軍は既に所謂移民でなく、正に世界無類の企であって、実は身体を錬磨し、知識技能を育成するもので、内地に於ける陸軍幼年学校と農学校を併せたる如き学校である。而もそれは総て官費であり、更に将来をも保証されているのである。これ以外他に斯くの如く優遇せられたる学校があるであらうか。三年間の訓練を終へた青少年は現地服役を本則とされて居る。その光栄ある任務を果し終ると夫々独立し、耕地十町歩、更に牧草地若干を所有する自作農として一戸を構へ、新天地の開拓士、五族協和の選士として邁進することとなるのである。（中略）多数の青少年の中には、訓練終了後また訓練所の職員として拔擢されて後続青少年の指導に当たる者も出るであらう。更に又特技班として特殊の技能を修得せる者は、或は医師として、或は技師として、又は大学生として其の道に発展する者も出来よう。ともあれ、内地から優秀な青少年を選んで大陸に送り、更に厳格なる訓練を施して行くのであるから、多士誠に儕々、やがて満州国の文化は義勇軍の手によって一層躍進の道を辿るであらう。」⁽²²⁾

義勇軍への応募を勧奨する上で、それが生活の安定の保証のみならず、上級学校への進学と遜色のないものであることを強調することはやはり好餌なのであった。それは青少年にとって、教員の説く数々の大義のはざまに見え隠れする言わば燭光のようなものであったに違いない。入所者における成績上位者の存在はそのことの証左であろう（第28表）。もとより、成績上位者は個人の欲求を度外視した大義を説く教員の強力な共鳴盤でもあったであろうし、また閉ざされた進

第28表 内原訓練所第1次入所者卒業成績および級長経験(1940～1942年度)

	1940年度		1941年度		1942年度	
	実数(人)	割合(%)	実数(人)	割合(%)	実数(人)	割合(%)
〔卒業成績〕						
1 番	136	1.9	131	1.0	—	—
2 番	186	2.6	159	1.3	—	—
3 番	212	2.9	226	1.8	—	—
4 番	156	2.2	181	1.5	—	—
5 番	253	3.5	214	1.7	—	—
(小 計)	(943)	(13.1)	(911)	(7.3)	—	—
上 位	1,529	21.2	2,173	17.4	2,438	19.7
中 位	4,280	59.3	8,463	67.6	8,701	70.3
下 位	466	6.4	968	7.7	1,232	10.3
計	7,218	100.0	12,515	100.0	12,371	100.0
〔級長経験〕						
級長及副級長	—	—	595	4.8	552	4.5
級 長	699	9.7	433	3.4	454	3.6
副 級 長	389	5.4	689	5.5	703	5.7
無	6,130	84.9	10,798	86.3	10,662	86.2
計	7,218	100.0	12,515	100.0	12,371	100.0

(*) 項目は原表のままである。

(*) 「—」は、当該項目がないことを示す。

(*) 長野県職業課拓務係『昭和十五年度第一次入所青少年義勇軍身上調査一覧表』(1940年4月)、拓務省拓北局青年課『昭和十六年度第一次入所青少年義勇軍身上調査一覧表』(1941年4月)、拓務省拓北局青年課『昭和十七年度青少年義勇軍身上調査一覧表』(1942年4月)により作成。

第29表 応募に対する家族の反対状況(1941・1942年度内原訓練所第1次入所者)

反対が有った者	1941年度5,323人(調査人員の42.5%)				1942年度6,087人(調査人員の49.2%)			
反対した家族	父	母	祖 父	祖 母	兄 弟	姉 妹	伯 父	伯 母
1941年度	1,681	2,546	292	731	515	398	225	237
1942年度	1,932	2,624	338	816	1,052	792	500	579
最後まで反対の者	父	母	祖 父	祖 母	兄 弟	姉 妹	伯 父	伯 母
1941年度	178	283	57	152	98	69	46	71
1942年度	216	322	76	183	158	122	86	119

(*) 「反対が有った者」の項は、原表の「反対ナシ」の項の数値を調査人員から減じて算出した。

(*) 「反対した家族」及び「最後まで反対の者」の項は、原表では「反対者」及び「最後まで反対」である。なお、原表に注記はないが、両項目とも複数回答と思われる。

(*) 拓務省拓北局青年課『昭和十六年度第一次入所青少年義勇軍身上調査一覧表』(1941年4月)、拓務省拓北局青年課『昭和十七年度青少年義勇軍身上調査一覧表』(1942年4月)により作成。

学の道を切り開く契機として受けとめたのは成績上位者に限られていたわけではなかったであろう。「如何に興亜教育の重大なるかを暗示するものである。」⁽²³⁾と拓務省が評価した教員の勸奨を応募動機とする者の割合は、翌1942度においては漸減したけれども（第25表）、「拓植訓練」の受講者の増加を考えれば（第26表）、それは募集活動への教員の関与が低減したことを意味しはしないであろう。

こうした教員の応募勸奨活動に満足すると同時に、拓務省が関心を払わざるを得なかったのはやはり父兄の動向であった。父兄による勸奨を応募動機とする者は、前年度に比して実数においても割合においても増大しており、さらに翌1942年度においても漸増している（第25表）。こうした傾向について拓務省は、「父兄が義勇軍の使命並将来を認識し子弟を応募せしめたる結果とみるべきである。」⁽²⁴⁾と評価していた。だが父兄による勸奨がやや積極化した様相を呈する一方において、入所者の半数近くが応募について家族の反対にあった（第29表）。1941・1942両年度とも母親の反対が最も多く、拓務省は、「如何に母親に対する教育が緊要なるかを示すもの」⁽²⁵⁾あるいはまた「一般婦女子殊に母親に対する啓蒙教育に大いに努力しなければならないことを示すもの」⁽²⁶⁾との如く、円滑な募集活動を阻害する最たるものと母親を認識していた。

そして実際、募集活動の末端では母親をはじめとして家族の反対が教員・教育会を悩ませていた。反対がどのようなものであるかは、たとえば、1941年5月に信濃教育会が募集・送出活動上の諸問題について「高二受持や係をしてゐる人々」の意見をとりまとめた「信州に於ける青少年義勇軍の問題」と題する調査⁽²⁷⁾に窺うことができる。この調査において「義勇軍送出について困難を感じし点」として挙げられている事項は多岐にわたるが、それは「軍需工場方面へ殺例する点」という意見に代表される殷振産業への就職志向との競合、「義勇軍についての不評判がある 幹部と喧嘩してゐるとか不良生徒が多くゐるとか、病気にかかり易いとか余りよい方は聞かない」とのような訓練所の実情の流布、そして「父兄を納得させるのに殊に母を納得させるに一番困難する」との意見に窺えるような父兄の消極的な対応に集約される。父兄の動向についてはこのほかに、「家庭の認識不足で功利主義的 祖父母等の土地への愛着と母親の子煩悩から国家の姿態を正視できない」、「隣村出身の義勇軍中死亡せし者がありその為満州の氣候が悪いとて父兄は不安してゐる点」、「一般父兄は義勇軍に就ての意義も実状も解せず智力財力共に貧困なる家の次男坊の行くべきものと思つてゐるので送出する父兄が世間に対して気が引けてゐる」、あるいはまた、「父兄が余りに自己本意の経済観に立脚してゐること」、「将来についての家庭の不安」などといった意見が挙げられている。

このように自らの子弟を応募させることに逡巡する親の姿は入所者の家族状況からも浮び上がる。入所者の出身家庭の職業は農業が圧倒的に多いけれども（第30表）、家族あるいは親類に移民がいるものは少ない（第31表）。出身家庭の職業が商業・工業である者が漸増していることを考え合せば、これは農業移民に対する関心が希薄な家庭の出身者が多いことを示しているであろう。また、入所者の多くを占める家族数・兄弟姉妹数の多い家庭や非家督相続者の出身家庭にあっては義勇軍への応募を受け入れる素地がないわけではなかったであろうが、それらにおいては生計の重要な担い手を失うことを意味したであろうし、とりわけ父親のいない家庭においてそれは一層深刻であつたろう（第32表・第33表）。さらに言えば、父親のいない家庭にあっては、それが日中戦争における父親の戦死に由来するとすれば、そのことはその家庭の子弟が応募するに至る道程に格別の意味をもって横たわっていたはずである。たとえば、1940年度第1次入所者の身上調査に関する新聞報道（『東京朝日新聞』1940年4月24日付朝刊）が「百廿名は戦

死者の子弟／内原の青少年義勇軍身上調べ」との見出しを掲げたことに窺えるように、応募の勧奨にあたり義勇軍への応募を戦死になぞらえて国策への挺身として称揚することは充分にありえたとし、戦死者の子弟がそのことを応募の動機とすることもまた充分にありえた。この点が、応募を勧奨する教員と子ども、そしてその母親との間における相剋・葛藤の一因を成していたことは想像に難くないのであった。

第30表 内原訓練所第1次入所者家庭職業(1940～1942年度)

		1940年度		1941年度		1942年度	
		実数(人)	割合(%)	実数(人)	割合(%)	実数(人)	割合(%)
農	業	5,254	72.8	8,924	71.3	8,042	65.0
漁	業	13	0.2	154	1.2	159	1.3
工	業	381	5.3	516	4.1	745	6.0
職	工	164	2.3	512	4.1	596	4.8
請負	業	7	0.1	183	1.5	205	1.7
船員		13	0.2	46	0.4	55	0.4
商	業	638	8.8	1,121	9.0	1,234	10.0
官	吏	84	1.1	208	1.7	229	1.8
勤	人	266	3.7	—	—	—	—
会	社	—	—	355	2.8	479	3.9
教	員	—	—	81	0.6	61	0.5
宗	教	16	0.2	71	0.6	72	0.6
そ	の	—	—	261	2.1	346	2.8
不	明	352	4.9	—	—	—	—
無	職	30	0.4	83	0.6	148	1.2
計		7,218	100.0	12,515	100.0	12,371	100.0

(*) 項目は原表のままである。

(*) 「—」は、当該項目がないことを示す。

(*) 長野県職業課拓務係『昭和十五年度第一次入所青少年義勇軍中身上調書一覧表』(1940年4月)、拓務省拓北局青年課『昭和十六年度第一次入所青少年義勇軍身上調書一覧表』(1941年4月)、拓務省拓北局青年課『昭和十七年度青少年義勇軍身上調査一覧表』(1942年4月)により作成。

第31表 家族・親類中の「開拓民」の有無(1941・1942年度内
原訓練所第1次入所者)

	1941年度		1942年度	
	実数(人)	割合(%)	実数(人)	割合(%)
有	2,468	19.7	2,767	22.4
無	10,047	80.3	9,604	77.6
計	12,515	100.0	12,371	100.0

(*) 拓務省拓北局青年課『昭和十六年度第一次入所青少年義勇軍身上調書一覧表』(1941年4月)、拓務省拓北局青年課『昭和十七年度青少年義勇軍身上調査一覧表』(1942年4月)により作成。

第32表 戸主との続柄（1941・1942年度内原訓練所第1次入所者）

	1941年度		1942年度	
	実数(人)	割合(%)	実数(人)	割合(%)
戸主	93	0.8	183	1.5
長男	1,556	12.4	1,616	13.1
次三男	9,324	74.5	8,871	71.7
孫	403	3.2	524	4.2
弟	1,004	8.0	957	7.7
甥・従弟	125	1.0	175	1.4
養子・庶子	10	0.1	45	0.4
計	12,515	100.0	12,371	100.0

(*) 「次三男」は、四男～十一男を含む。

(*) 「甥・従弟」のうち従弟の実数は、1941年度は8人、1942年度は22人である。

(*) 1941年度の「養子・庶子」は養子のみであり、1942年度は11人の庶子を含んでいる。

(*) 拓務省拓北局青年課『昭和十六年度第一次入所青少年義勇軍身上調査一覧表』（1941年4月）、拓務省拓北局青年課『昭和十七年度青少年義勇軍身上調査一覧表』（1942年4月）により作成。

第33表 内原訓練所第1次入所者家族状況（1940～1942年度）

	1940年度		1941年度		1942年度	
	実数(人)	割合(%)	実数(人)	割合(%)	実数(人)	割合(%)
〔家族数〕						
1人～5人	1,110	15.4	1,964	15.7	2,133	17.1
6人～10人	5,090	70.5	8,494	67.9	8,269	66.9
11人～15人	989	13.7	1,950	15.6	1,888	15.3
16人～	29	0.4	107	0.8	81	0.7
計	7,218	100.0	12,515	100.0	12,371	100.0
〔兄弟姉妹数〕						
1人～5人	3,528	48.9	6,158	49.2	5,509	44.5
6人～10人	3,633	50.3	6,198	49.5	6,683	54.0
11人～	57	0.8	159	1.3	179	1.5
計	7,218	100.0	12,515	100.0	12,371	100.0
〔両親の有無〕						
両親あり	5,594	77.5	9,567	76.5	9,377	75.8
父親のみ	557	7.7	926	7.4	1,033	8.4
母親のみ	803	11.1	1,531	12.2	1,490	12.0
両親なし	264	3.7	491	3.9	471	3.8
計	7,218	100.0	12,515	100.0	12,371	100.0

(*) 1941年度および1942年度については、「両親あり」の項は実父継母・継父実母・養父母を、また「父親のみ」の項は継父を、そして「母親のみ」の項は継母を含んでいる。1941年度は、実父継母132人・継父実母29人・養父母1人、継父8人、継母5人である。1942年度は、順に106人・21人・5人、3人、18人である。

(*) 長野県職業課拓務係『昭和十五年度第一次入所青少年義勇軍中身上調査一覧表』（1940年4月）、拓務省拓北局青年課『昭和十六年度第一次入所青少年義勇軍身上調査一覧表』（1941年4月）、拓務省拓北局青年課『昭和十七年度青少年義勇軍身上調査一覧表』（1942年4月）により作成。

父兄の不安や不信といったものは、前項で述べたように、退所願や一時帰郷願の出願となって表れていた。拓務省はそれらについて各府県に出願の防止を指示していたけれども、それは一方において父兄の不安や不信を増幅させかねないという点で撞着した措置であった。この点をめぐる拓務省の動揺は、父兄にとっておそらくは一般的な帰郷とは異なる格別の意味を持っていたはずの入営前の帰国の取扱いの中に窺うことができる。義勇軍＝義勇隊の兵役については、「現役ヲ含ム各種召集等ハ総テ関東軍隷下部隊ニ於テ服セシムルコト」⁽²⁸⁾となっており、彼らはすべて「在満日本軍隊要員ニ充ラルベキ」⁽²⁹⁾ことになっていた。拓務省は、1939年9月の時点では、「訓練生父兄中往々入営前ニ一時帰国セシメ度希望ヲ有セラル向有之」と父兄の間に希望があることを認めつつも、「特別ナル事情ニ非ザル限り帰国セシメズ訓練所ヨリ直接入営セシムル方針」を採っていた⁽³⁰⁾。そして翌1940年9月にも、「入営前帰国ノ特別措置ヲ為サザル旨」を確認していた⁽³¹⁾。だがそのわずか2ヶ月後に、拓務省は「入営訓練生郷里帰省ニ関スル要領」を定め、「訓練生ノ入営ニ当リテハ希望ニヨリ内地ニ於ケル入営地又ハ集合地ニ於テ入営セシムル如ク指導シ、其ノ間郷里ニ一時帰省セシメ得ルモノトス」とのように、入営前の一時帰国を認める措置を採ったのである⁽³²⁾。この間の事情は不詳であるが、ともかくも父兄を慰撫することが得策と判断したのであろう。その際拓務省は、一時帰国の許容がもたらす募集活動上の利害を考量すべく、訓練生の動静を調査するよう周到に措置していた。すなわち拓務省は、「入営ノ為一時帰省中ノ義勇隊訓練生ノ郷土ニ於ケル反響ヲ調査シ将来ノ対策ニ資シ度」との趣旨で、「訓練生ノ郷土ニ与ヘタル反響特ニ義勇隊運動ノ進展ニ善悪共ニ如何ナル反響ヲ与ヘタルヤ」を調査し、また「訓練生ノ指導、監督利用等ニ関スル郷土官民各機関ニ於テ実施相成リタル具体的事例」などを報告することを各府県に求めていたのである⁽³³⁾。この動静調査は拓務省をおそらく満足させるものであったのであろう、1941年度の入営に際しても一時帰国は実施されるのである⁽³⁴⁾。

拓務省は、これまで見たような父兄の動向に促されてであろう、恒常的に父兄を統制すべく「父兄会」の結成を各府県に勧奨した。「父兄会」の目的は、たとえば長野県が1941年11月に各郡市教育会に送付した「満蒙開拓青少年義勇軍市町村父兄会々則案」によれば⁽³⁵⁾、「義勇軍送出父兄ノ相互連絡ト現地激励ニ併セテ義勇軍運動ノ進展ヲ図ル」ということにあった。そして以下のような事業を行うこととしていた。

- 「(一) 義勇軍父兄間ノ連絡統一ヲ図ルコト
- (二) 義勇軍ノ現在及将来ニ対シテ安ンジテ奉公ノ誠ヲ致シ得ルヤウ慰問激励後援ノ方法ヲ講ズルコト
- (三) 現地視察、現地建設応援奉仕隊員ノ送出ヲナスコト
- (四) 配偶者ノ斡旋送出ヲ図ルコト
- (五) 義勇軍送出運動ノ普及徹底ニ協力スルコト」

「父兄会」は、子弟の応募に消極的であった父兄はもとより、さほどの相剋もなく応募を許容した父兄にも生じ得る不安や不信を囲い込む措置であった。時期はやや下るが、1942年11月に長野県下伊那郡で起きたような父兄の発議による父兄会結成の動きは、父兄の組織化の必要性を拓務省に感得させたはずである。事の発端は、1942年3月に送出されて「伊拉哈訓練所」(「北安省」^(いらは)所在)に在籍している上伊那郡・下伊那郡・飯田市出身中隊の隊員の各父兄に、下伊那郡松尾村から送出された同中隊員の父兄2名を差出人とする書状(1942年11月25日付け)が送付されたこ

とであった。それは以下のような「イラハ父兄連合会」創立総会（12月3日開催予定）への出席要請であった。

「(上略) イラハ訓練所を实地視察した人の話と附近義勇隊開拓団員の話及子供から品物を要求して来るのを総合して考えますと今私達の子弟は現地で空腹と寒気と物資不足で非常な苦勞をして居ると思はれます(中略) 私共は此儘永く子供を苦しめては置けないと存じます(中略) 此の際至急イラハ父兄連合会を組織して其団結力に依って彼等を幸福にしてやると同時に開拓の為に尽す様に致し度と存じ(中略) 創立総会を開きたいと思ひますから趣旨御賛成の上現地の子供を一日も早く救ふ為に是非御出席を願ひます(下略)」⁽³⁶⁾

ここには自らの子弟の窮状に思いを馳せる父兄の心情が率直に吐露されているが、「現地の子供を一日も早く救ふ」ことが「開拓の為に尽す」という方向でしか成し得ないことは、事態をいっそう悲劇的なものにしていた。この書状が自郡の父兄に届いたことを知った上伊那郡教育会では、12月1日、創立創会への父兄の出席を掣肘すべく、各学校長に対して書簡をもって以下のように指示した。

「(上略) 此の件に関して^(ママ) 何当教育会と何等の連絡もなく十分警戒せざれば徒らに父兄を不安に陥らしむる事と相成るおそれ有之、且つ又教育会としても只今実状調査中にて県其他とも協力して極力善処致すべく考慮中に候故、此の際父兄は輕挙妄動する事なく父兄教育会相ともに協力して行動せらるる様十分貴職より父兄へ懇談致され度く取急ぎ御願申上候」⁽³⁷⁾

さらに上伊那郡教育会は、12月6日、問題となっている中隊の中隊長に対して、実状を糊塗する通信を父兄と学校に送るよう以下の如く打電した。

「キタイノセイト ウエカツサムク コゾツミツカズ カンプニモフシンセツアリト フケイドウヨウス マヘワルキモ イマーサイシンパイナキムネ カクフケイトガクカウニス^(ママ) ツウチアレ」⁽³⁸⁾

この「イラハ父兄連合会」結成の動きがその後どのように展開したのかは、残念ながらわからない。だが少なくとも、父兄の不安や不信が根強くあることと共に、父兄の組織化がそうした不安や不信を凝集させてしまうことをも拓務省に感得させる契機ではあったに違いない。それにもかかわらず、いや、だからこそ拓務省は「父兄会」の結成を勧奨し、その統制に腐心せざるを得ないのであった。さらには未送出父兄の抱く不安を低減する意味でも、義勇軍の子弟を持つ父兄が送出運動に挺身している状況を作り出すことが必要なのであった。

さて、以上に見てきたように、1941年度第1次入所者の動向は、父兄との相剋をはらみつつも、入所の早期化と人員の増加という点で拓務省の期待通りであった。その入所者の主軸、すなわち高等小学校の新規卒業者を中核として編成された「郷土部隊」は、同年度第1次入所において30ヶ中隊に及び⁽³⁹⁾、年間を通じて前年度に比して急増した(第7表)。拓務省が満足気に、「昨年より一層興亜教育に根底を置く郷土部隊編成運動に関し、関係機関総動員の活動の結果に外ならない。」⁽⁴⁰⁾と述べた如く、1940年において強力に展開された「郷土部隊編成」は、1941年度送出

計画の充足（第1表）をもたらしたのであった。そして、1941年3月に策定された「満州開拓青年義勇隊訓練要綱」が「訓練生ハ高等小学校同一卒業年次ニヨリ且郷土性ヲ同フスル者ヲ以テ編成スルヲ原則トス」と掲げたように⁽⁴¹⁾、募集・送出の組織化と訓練組織の安定化を目的として導入された「郷土部隊編成」は主たる募集・送出方策として定置されたのであった。

翌1942年度第1次入所において36ヶ中隊の「郷土部隊」を得る拓務省は、「郷土部隊編成」の募集・送出方策としての意義をさらに確信するに至る。すなわち、「興亜教育を基底とした郷土中隊編成運動が全国的に一樣に浸潤した結果を示し而して斯る成果を上げ得たるは関係機関及関係者の不休の活動に外ならないと信ずる」⁽⁴²⁾と。

この確信はひとり拓務省にとどまらず、政府全体が共有するものであった。すなわち1941年12月に閣議決定された「満州開拓第二期五箇年計画要綱」は、「青年義勇隊ニ付テハ郷土部隊編成ヲ一層計画的ナラシメ之ガ訓練内容及施設ノ改善充実ヲ図ルモノトス」とし⁽⁴³⁾、「満州開拓第二期五箇年計画実行目標」は、「青年義勇隊ノ送出ハ郷土部隊編成ノ方法ニヨルコトシ之ガ為ニ国民学校及青少年団ニ於ケル興亜教育ノ徹底、教学奉仕隊運動ノ拡充ヲ図ルモノトス」⁽⁴⁴⁾との方針を掲げていたのであった。

かくて義勇軍の募集・送出は、満州国の崩壊によってその意義を失うまで、公教育を基盤とした「郷土部隊編成」を機軸として強力に推し進められていくのである。

[注] (Ⅱ-3)

- (1) 1940年5月23日付小学校長・青年学校長宛学務部長通牒「小学校並青年学校教員内原訓練所拓植講習ニ関スル件」(『長野県報』第1365号)。
- (2) 1940年5月23日付各郡市教育会長宛学務部長通牒「小学校並青年学校教員内原訓練所拓植講習者人選依頼ノ件」(北佐久教育会『昭和十五年度受附文書綴 第一冊』)。
- (3) 「全国小学校及青年学校専任教員内原訓練所拓植講習受講人員一覧表」(『帝国教育』第743号, 1940年9月, 111頁) 参照。この一覧表には、第1回(6月19~25日)・第2回(6月28日~7月4日)・第3回(7月11~17日)・第4回(7月21~27日)の受講人員(2,550名)と「特別」(8月下旬~9月上旬)の受講人員(230名)が掲載されている。
- (4) 拓務大臣官房文書課編『拓務要覧 昭和十五年度版』, 日本拓植協会, 1941年, 589頁。
- (5) 1941年5月22日付国民学校長・青年学校長宛学務部長通牒「国民学校教員及青年学校専任教員内原訓練所拓植講習ニ関スル件」(『長野県報』第1467号)。
- (6) 拓務省拓北局青年課資料係調「青少年義勇軍運動状況 昭和十五年度(自四月至十二月)」(『帝国教育』第750号, 1941年4月, 117~118頁)。なお、本文には回数と受講人員の双方が記載されている府県の合計を掲げた。合計から省いたのは、青森県(回数のみ記載/1回)と香川県(回数のみ記載/1回)の2県である。
- (7) 「満州建設勤労奉仕隊」は、「特設農場」における食糧・飼料の生産、移民地における農作業や「北辺振興計画」に伴う各種建設作業の労力補填等を目的として、1939年度から実施された。当初は、「興亜青年勤労報国隊」と称し、組織の態様も甲種(一般青年)・乙種(学生・生徒)の2種であったが、1940年度の実施に際して、呼称を変更するとともに、組織の態様も長期隊(6ヶ月)・短期隊(1~2ヶ月)とのように奉仕期間によって大別するようになった。さらにそれは、奉仕期間と生産・開拓・国境建設・特務といった作業の種類とを組み合わせた班に区分された。「教学奉仕隊」は、特務作業のひとつとして短期隊に位置づいていた(前掲『満州開拓年鑑』(康德八年版/昭和十六年版), 382~

395頁参照）。

- (8) 1940年5月14日付各地方官宛拓務省拓務局長・文部省普通学務局長・文部省社会教育局長連名通牒「満州開拓青年義勇隊奉仕教員隊派遣二関スル件」（文部省社会教育局『満州建設勤労奉仕隊概要』，1941年，249～251頁）参照。
- (9) 拓務省・文部省・満州開拓青年義勇隊訓練本部・満州国開拓総局『昭和十五年度満州開拓青年義勇隊教育奉仕隊要綱』，1頁。なお，刊行期日は不明である。
- (10) 「満州開拓青年義勇隊教学奉仕隊派遣実施要綱」（同上書，2頁）。
- (11) 「満州開拓青年義勇隊教学奉仕隊輸送日程表」および「満州開拓青年義勇隊教学奉仕隊名簿」（同上書，14～15頁および35～72頁）。なお，この名簿には府県別に隊員の所属・職名・氏名が掲載されている。それをまとめると次のようである。小学校の校長が168名（内，訓導兼任が30名）で，校種別に示せば，尋常が6名，高等が4名，尋常高等が83名，尋常・高等の別がわからない「小学校」が75名である。小学校の訓導は288名で，校種別に示せば，尋常が9名，高等が25名，尋常高等が129名，尋常・高等の別がわからない「小学校」が125名である。青年学校・実業学校等については，校長が11名（内，教諭兼任が3名），教諭が53名，助教諭が17名，指導員が2名，それに「専任」とのみあるものが1名となっている。このほかは青年学校教員養成所の所長・主事・教諭が各1名，視学が26名，社会教育主事補が15名，拓務主事補が2名，社会事業主事が1名，同主事補が1名，農林技師が2名，属が2名である。
- (12) 1940年11月4日付信濃教育会長・小学校長・市町村長・青年学校長・郡市校長会長・郡青年団長宛学務部長通牒「満州開拓青年義勇隊教学奉仕隊代表者並ニ開拓関係者報告協議会ニ於ケル決議ノ件」（『長野県報』第1412号）。
- (13) 前掲『拓務要覧 昭和十五年度版』，589頁。
- (14) 同上書，590頁参照。
- (15) 「昭和十五年／康徳七年度（自四月至十二月）名府県拓務訓練実施一覧表（康徳七年十二月調）」（満州開拓青年義勇隊訓練本部監理科『康徳八年度版 満州開拓青年義勇隊統計年報』，1941年，2頁）。結成を見た府県と名称を示せば次のようである。すなわち，宮城県（五ツ橋小学校），山形県（最上郡北村山郡少女隊），茨城県（大國小学校），栃木県（連合少年団），埼玉県（栗橋小学校），千葉県（野田興亜少年少女隊），東京府（柳光日進下谷興亜少女隊），石川県（興亜女子青年会），奈良県（朝和興亜少年少女隊），岡山県（山下小学校），徳島県（阿波市場伊沢小学校），愛媛県（松山興亜少女隊），高知県（高知市高小学校），熊本県（上益城郡大和村小学校），宮崎県（祖国振興隊）の15府県である。なお，これら「興亜少年隊」・「興亜少女隊」に関わって，1941年8月5日，同年結成された大日本青少年団と文部省・拓務省間に申し合せが行なわれている。それは大日本青少年団による「青少年団興亜運動」の実施・統括に伴うもので，3者間の協議により，次のような事項の決定を見ている。すなわち，「1，少年団員ノ興亜訓練ハ単位少年団ノ興亜部ヲシテ企画実施セシメルコト」「2，コノコトニ関シテ文部，拓務両省ハ局長連名ニヨル共同通牒ヲ発スルコト」「3，興亜少年，少女隊ナル名称ハ（特殊ノ）集団訓練（拓務訓練）実施ノ際便宜上コレヲ用フルモ差支ナキコト」，この3点である（熊谷辰治郎・松永健哉『少年団精講』，第一出版協会，初版1942年11月20日，第二版1944年3月20日，250頁）。
- (16) 前掲『拓務要覧 昭和十五年度版』，590頁。前掲「昭和十五年／康徳七年度（自四月至十二月）各府県拓務訓練実施一覧表（康徳七年十二月調）」（前掲『康徳八年度版 満州開拓青年義勇隊統計年報』，2頁）によれば，結成を見た府県と名称は次のようである。すなわち，青森県（移民後援会），岩手

県（移民後援会）、秋田県（義勇軍後援会）、山形県（開拓事業促進同志会）、福島県（日満協会）、千葉県（興亜同志会）、東京府（義勇軍父兄会）、新潟県（大陸開拓協会）、富山県（富山挺身隊）、山梨県（郡市教育会興亜教育研究部）、長野県（興亜研究会）、岐阜県（各郡教育会）、静岡県（協力協議会）、愛知県（海外協会）、滋賀県（拓植研究会）、大阪府（北進協会）、兵庫県（兵庫興亜会）、奈良県（興亜教育挺身隊）、和歌山県（海外協会）、島根県（郡市教員研究会拓植研究部）、岡山県（興亜研究会）、佐賀県（興亜振興会）、大分県（教育推進隊）、沖縄県（郡市教育連合会）の24府県である。

- (17) 前掲『国家総動員史』資料編第一、815頁。
- (18) 前掲「青少年義勇軍運動状況 昭和十五年度（自四月至十二月）」（前掲『帝国教育』第750号、117～118頁）。なお、本文には実施回数と受講人員の双方が記載されている府県の合計を掲げた。合計から省いたのは、山形県（回数の項に、「〔各都市児童〕」とのみ記載）、福井県（回数の項に「〔各都市〕」と記載。受講人員は559名）、長崎県（「十二月下旬ヨリ一月上旬迄」とのみ記載）、熊本県（「一月下旬ヨリ二月上旬迄」とのみ記載）、鹿児島県（「一月実施ノ予定」とのみ記載）、沖縄県（「二月中実施ノ予定」とのみ記載）の6県である。また、北海道および広島県は回数、受講人員のいずれも記載されていない。
- (19) 全国連合国民学校高等科校長会編『拓土教本』、藤井書店、1940年10月（1941年6月訂正再版）、「凡例」1頁。
- (20) 同上。
- (21) 同上書、1～3頁。
- (22) 同上書、86～88頁。
- (23) 拓務省拓北局青年課『昭和十六年度第一次入所青少年義勇軍身上調査一覧表』、1941年4月、1頁。
- (24) 拓務省拓北局青年課『昭和十七年度青少年義勇軍身上調査一覧表』、1942年4月、1頁。
- (25) 前掲『昭和十六年度第一次入所青少年義勇軍身上調査一覧表』1頁。
- (26) 前掲『昭和十七年度青少年義勇軍身上調査一覧表』1頁。
- (27) 前掲『昭和十四年十二月 満州開拓農民青少年義勇軍関係書類』所収。なお、これは前掲『長野県教育史』第15巻（614～618頁）に収められている。
- (28) 1940年5月6日付市町村長宛学務部長通牒「青少年義勇軍ノ兵役ニ関スル件」（『長野県報』第1360号）。なお引用は、同通牒に「関東軍兵事部長ト満州拓植委員会事務局長トノ協議ノ結果別記要領ニ依り処理スルコト相成」とある、その別記「青少年義勇隊ノ兵役ニ関スル件」からである。
- (29) 1940年2月5日付市町村長・学校長・職業紹介所長・青年団長・軍人分会長宛学務部長通牒「満蒙開拓青少年義勇軍訓練生入営ニ関スル件」（『長野県報』第1334号）。
- (30) 1939年9月25日付市町村長・小学校長宛学務部長通牒「青少年義勇軍訓練生現地入営者ノ一時帰国ニ関スル件」（『長野県報』第1299号）。
- (31) 1940年9月9日付市町村長・小学校長・青年学校長宛学務部長通牒「青少年義勇軍訓練生入営前帰国ニ関スル件」（『長野県報』第1396号）。
- (32) 1940年11月4日付市町村長・小学校長・青年学校長宛学務部長通牒「満州開拓青年義勇隊本年度入営訓練生ニ関スル件」（『長野県報』第1412号）。
- (33) 1941年4月3日付各村長宛下伊那郡町村長会長通牒「入営ノ為帰省中ノ訓練生動静調査ノ件」（下伊那郡三穂村役場『自昭和十六年度至昭和十七年度 満州移民関係書類』）。
- (34) 1941年9月22日付市町村長・国民学校長・青年学校長宛学務部長通牒「昭和十六年度入営訓練生帰国ニ関スル件」（『長野県報』第1502号）。

- (35) 1941年11月4日付上伊那郡教育部長宛学務部長通牒「義勇軍市町村父兄会会則案送付ノ件」(前掲『長野県教育史』第15巻, 173頁)。
- (36) 上伊那郡義勇軍父兄会『自昭和十六年十二月 義勇軍父兄会会則』所収。
- (37) 上伊那郡教育会『昭和十七年十一月 義勇軍関係文書綴』所収。
- (38) 同上。
- (39) 前掲『昭和十六年度第一次入所青少年義勇軍身上調書一覧表』, 1頁。
- (40) 同上。
- (41) 満州開拓青年義勇隊訓練本部『満州開拓青年義勇隊訓練要綱』, 2頁。なお, 同書に刊行期日は明記されていないが, 大東亜省『(未定稿) 満州開拓拾年史 (編纂資料の九)』が引用している, 「昭和十六年十月一日現在を以て, 満州開拓青年義勇隊訓練本部に於て調査編纂したる『満州開拓青年義勇隊概要』」(69頁)の記述に拠った。同概要は1941年度の事業を紹介する中で, 「訓練本部ニ於テ本年三月, 義勇隊訓練史上画期的トモ謂フベキ訓練要綱ヲ制定シ義勇隊訓練全般ニ於ケル方針ノ大綱ヲ示セシガ」云々と述べている(72頁)。
- (42) 前掲『昭和十七年度青少年義勇軍身上調査一覧表』, 1頁。
- (43) 大東亜省『満州開拓第二期五箇年計画実行目標』, 2頁。刊行期日は不明である
- (44) 同上書, 12頁。

む す び

義勇軍の募集・送出は, 応募適齢の青年団員・青年学校生徒を主たる募集源として1938年から開始された。応募状況は当初は活況を呈したものの, しだいに退潮に向い, 同年度の計画人員を充足するには至らなかった。

応募者数の低落傾向は翌1939年に入りいっそう顕著となった。加えて, 退所者や各種の内訌の発生によって訓練組織の動揺もまた顕著となってきていた。

高等小学校新規卒業者を主たる募集源に据え, 同一地域出身者で小隊・中隊の編成を図る「郷土部隊編成」は, こうした状況の打開を目的として導入された。教育会を活動の中心に置くこの組織的な募集・送出方策は, 1940年度の送出計画の実行に向けて1939年後半から浸透が図られ, 1941年度送出計画の実行時には主たる募集・送出方策として定着するに至った。

当初より募集活動の末端における応募勧奨の担い手としての役割を期待されていた学校教員は, 「郷土部隊編成」の浸透過程を通じてその位置づけをいっそう明確にしていっていった。そしてそのことに見合って, 義勇軍要員の大半は高等小学校の新規卒業者で占められるようになっていった。義勇軍の募集・送出は, 「郷土部隊編成」の導入を契機として, 公教育の端的な達成としての様相を呈するに至ったのであった。

以上の考察を経たことによって, われわれは義勇軍の募集・送出をめぐる諸問題を教育史上の問題として論じ得るとば口に立った。とはいえ, 「郷土部隊編成」の導入過程およびそれに伴う応募者の変容の解明という当初の課題に照らせば, 論じ尽くせなかった問題も多く, とりわけ次の諸点は課題として残された。

第1に, 募集源の転換の意義の解明である。

言いかえれば, 義勇軍の位置や役割といったものに関する移民関係機関の想定と, その要員に高等小学校の新規卒業者を擬することとの間における連関はいかなるものであったのかというこ

とである。本論でも述べたように、義勇軍は大量送出の容易さを最大の利点とする観点から成人移民の代位・補完策として構想された。それはとりもなおさず徴兵適齢前の青少年を合理的に満州に大量移駐する方策の実現に他ならず、召集人員を大量に留保するという点でまさしく成人移民の代位・補完策であった。その点で、当初応募者としては数え年16~19歳という応募適齢の上限に近い年齢層が想定されていたものと思われるのである。おそらくは、高等小学校の新規卒業者を主たる募集源に据えることによって応募適齢の下限に相当する年齢層を義勇軍要員とせざるを得なくなったことは、移民関係機関の見通しの埒外の事態であったはずである。もとより移民関係機関にあっては募集源の転換は要員確保の難易の度合からのみ意識されていたとも考えられるから、このことは移民関係機関においては新たな対応を迫られる事態であるとは認識されていなかったかもしれない。だが、3年間の訓練を終えて1941年から逐次入植を開始する「義勇隊開拓団」の年齢構成が「郷土部隊編成」の浸透に伴って均一化し、かつ低年齢化が進行することは必定であったのであり、それは新たな矛盾を惹起することになるのである。いずれにしても本論ではこの募集源の転換の意義をめぐる考察を果せなかったので他日を期したいと思う。これは、移民政策上の問題というにとどまらず、学校体系の整序とともに軍隊との関連において造り上げられてきた言わば制度化された青少年観のひとつの発露という性格を帯びた問題であって、とりわけ公教育と徴兵に挟撃された年齢層の青少年をめぐる諸観念との関連において考察する必要があるだろう。

第2に、応募者の多様な相貌を青少年の存在様態との関連において把握することである。

本論においては、満州移住協会および拓務省による身上調査を手がかりとして応募者の性格の把握を試みたけれども、当然にもそうした身上調査には窺うことのできない側面がある。たとえば、本論でも若干触れた「保護処分」を受けている青少年の存在である。彼らが「更生」する道筋として軍隊への現役志願と義勇軍への応募が提示されたことは、国家の秩序の埒外に突出した者に対する「矯正教育」の達成の端的な指標が国家目的への挺身であることを明かしている。彼らに対する勸奨の論理とそれを受容する論理との交錯の様相は独自のものがあるはずであり、広く当該期における「矯正教育」の意義を解明する作業の中でそれは考察しなければならないであろう。

青少年との存在様態との関連において把握するという点では、応募者の出身家庭の状況や社会的地位が重要な意味を持ってくる。この点、陳野守正が『先生忘れないで!』において紹介している広島県の元教員の陳野宛書簡は示唆的である。その書簡にはこうある。すなわち、「当時、貧困、学業不振、親のない子、片親の子、非行の子どもは、すべて義勇軍のターゲットにされたものです。その条件にあてはまる片親の^(ママ)Yという子が、学校側の要請で義勇軍志願を決意しました。その晩、Yの母親が雨の中をはだして、“どうぞかんべんしてやってください”と、ことわりに来ました。わたしはその時の雨の音と、まったく教育の力のない母親の愛情の深さを忘れることができません。」と(146~147頁)。本論において示した内原訓練所入所者の家族状況を見ても、両親のいない者や母親しかいない家庭の出身者が少なからず存在した。Yとその母親も、この身上調査統計にひとつの無機的な数値として計上されていたに違いない。われわれはそこに募集活動の酷薄さと標的にされた家庭における親子の相剋とを読み取らなければならないのであろう。

応募者の出身家庭の状況や社会的地位という点では、被差別部落に在住していた青少年の存在にも注目せざるを得ない。被差別部落における満州移民をめぐる諸問題については、すでに大谷

正が「太平洋戦争下の満州農業移民——農民運動と融和運動に関連して」（『ヒストリア』第87号、1980年6月、所収）や「融和運動と満州移民」（『専修史学』第16号、1984年12月、所収）において、いくつかの事例を紹介するとともに、被差別部落あるいは融和運動にとって満州移民事業が植民地移住＝分散による差別解消というイデオロギー的意義を持っていたことを強調している。このことから推して、被差別部落に在住する青少年にとってもまた義勇軍は格別の意味をもって立ち現れていたものと思われるのである。これは義勇軍における差別の問題、あるいは差別における義勇軍の問題という地平で考察しなければならないであろう。そしてここには、民族の違いも加えなければならない。陳野が『先生忘れないで！』において『満州開拓史』の記述に拠りつつ端緒的に指摘したように、朝鮮人の青少年に対する応募の勧奨が行われている。さらには、アイヌ人の青少年の存在もある。彼らに対する移民関係機関や各道府県の募集活動の実行主体の対応は、日本人の青少年に対するものとはおそらく様相を異にしていたであろうし、応募に向かう動機も日本人とは異なる回路を経て形成されたであろう。

要するに応募者の多様な相貌の把握とは、とりまなおさず義勇軍の社会的受容の諸相の把握ということになる。その追究は、数多の回想録・中隊史として形象化された“義勇軍体験”を微分し、それらと対峙する場を形成する作業でもある。

第3に、「郷土部隊編成」の導入が公教育体制に及ぼした影響の追究である。

この点については、本論では高等小学校や教員・教育会の政策的位置づけを考量するにとどまった。公教育への影響は、本論でも若干触れたような義勇軍の教材化もさることながら、学校運営の側面にも現れている。たとえば、内原訓練所への入所が早期化したことに伴い、入所確定者の授業や卒業の取り扱いに特別の措置が講じられるようになったのである。長野県では、1941年度第1次入所希望者のうち15名程度を2月4日に入所させるために、その中の卒業予定者については卒業証書を授与するよう措置している（1941年1月20日付郡市校長会長宛学務部長通牒「昭和十六年度第一次義勇軍郷土部隊先遣隊入所ニ関スル件」、上伊那郡教育会『昭和十五年度青少年義勇軍 第二回拓務訓練書類綴』所収）。また福井県では、1942年度の入所者について、「義勇軍応募者ニシテ当該年度国民学校修了予定ノ高等科第二学年在学者ニ関シテハ内原訓練所ニ於ケル訓練ヲ以テ便宜的ニ実業科農業ノ実地訓練ト看做シ二月乃至三月中ニ内原訓練所ヘノ入所ヲ認ムルト共ニ三月一般児童ト共ニ国民学校修了ノ取扱ヲ致様相成度」とのような指示を各国民学校長に与えているのである（1942年1月29日付国民学校長宛学務部長通牒「満蒙開拓青少年義勇軍応募児童ノ授業取扱ニ関スル件」、福井県教育史研究室編『福井県教育百年史』福井県教育委員会、第4巻、1976年、52頁）。こうした措置の広がりや程度はいまのところわからないけれども、これは公教育の側における義勇軍の受容の様相の一端に他ならず、公教育における義勇軍の位置づけの推移、また教員が義勇軍への応募を勧奨する論理の推移を追究する中で考察する必要がある。その際、次の点に留意することが肝要であろう。十分な裏付けを示す準備はないけれども、義勇軍の募集・送出過程への教員の関与を支えていた心性の中核は、自らの教育活動の達成がきわめて具体的に、しかも国家的な意義を付与された形で現出することに対する陶醉であったと思われる。そしてそこから遡及するようにして、義勇軍の募集・送出過程への関与が教育的営為であり、また応募者の獲得が教育活動の具現であるとの論理を練り上げていったものと考えられる。できるのではないかということである。公教育の側における義勇軍の受容の様相を追究することは、義勇軍の募集・送出過程への教育の関与をめぐるしばしば論じられる「教員の戦争責任」あるいは「教育の戦争責任」といった問題群に接続し、それらへの歴史研究の解答を示す作業と

もなろう。

「郷土部隊編成」の基礎をなす郡市単位の小隊編成活動の中心に位置づいていた教育会についても別の視角からの考察が必要であろう。これまで教育会については、総じてその初発における半官半民の性格と文部行政の補完物としての機能が強調され、教育会の諸活動の評価もその点から発して、あるいはその点に帰結するようになされている場合がしばしばである。ここでは十分な裏付けを示す準備はないけれども、教育会は文部省にとって末端における行政作用の媒介組織でしかなく、しかもおそらくはその活動の許容範囲は不急の政策課題に限られていたと思われる。その限りにおいてこそ、行政の補完物としての活動が期待されていたのであり、半官半民の性格は意味を持ち得ていたと考えられるのである。しかしながら、当然にも教育会に対する政策上の位置づけや教育会の性格は変容しており、義勇軍の募集・送出活動に位置づけられた時期の教育会の評価は、その変容の過程のうちに、また他の諸活動との関連において吟味を要するであろう。これまた十分な裏付けを示す準備はないけれども、教育会にとって義勇軍の募集・送出活動への関与を深めていく過程は、教育会がその自律的な活動の局面を拡大していく過程でもあって、それは言わば自らの存在意義を確認する過程であったと思われるのである。そしてこのことの追究は、公教育諸学校が青少年動員の制度的基盤であるとすれば、教育会が果たした青少年動員の組織的基盤としての機能を明らかにする作業となろう。